

平成29年度 行政評価結果



平成29年9月
海老名市

(外部評価委員会・行財政改革推進委員会)

<目 次>

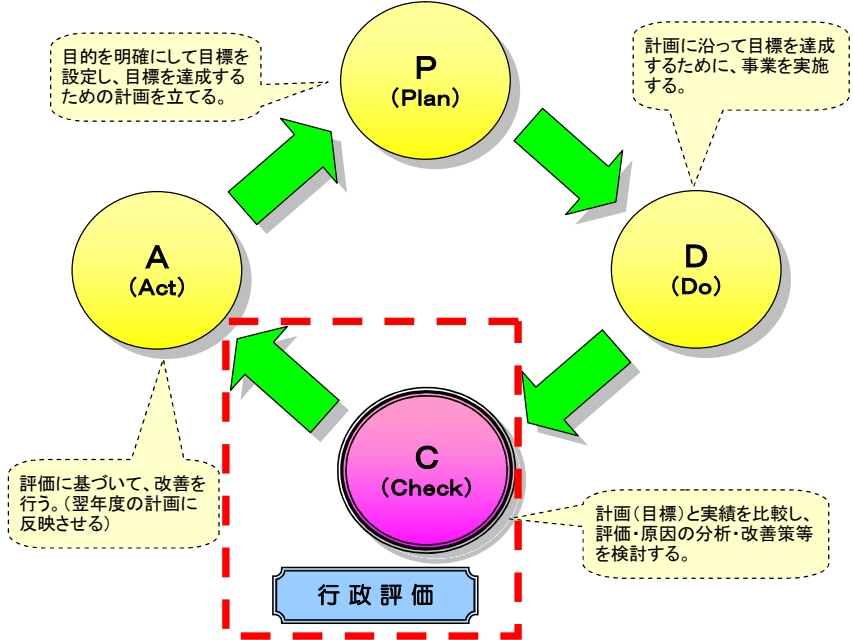
I	行政評価の概要	
1	行政評価とは	1
2	第四次総合計画に基づく行政活動の体系と 海老名市かがやき持続総合戦略	1
3	取組の経緯	2
4	行政評価の体制	4
5	評価結果の活用	7
6	次年度計画等への反映	7
7	評価結果の公表	7
II	内部評価の結果	
1	内部評価の実施概要	9
2	補助金見直しの内部評価結果	10
III	外部評価の結果	
1	外部評価を終えた外部評価委員会からのあいさつ	11
2	外部評価の実施概要	12
3	事業別・施策別外部評価結果	17
4	補助金見直しの外部評価結果	17
5	平成29年度外部評価を通じての総括意見	18
	行政評価結果	
	(1) 海老名市かがやき持続総合戦略事業評価結果	21
	(2) 補助金見直し評価結果	107

I 行政評価の概要

1 行政評価とは

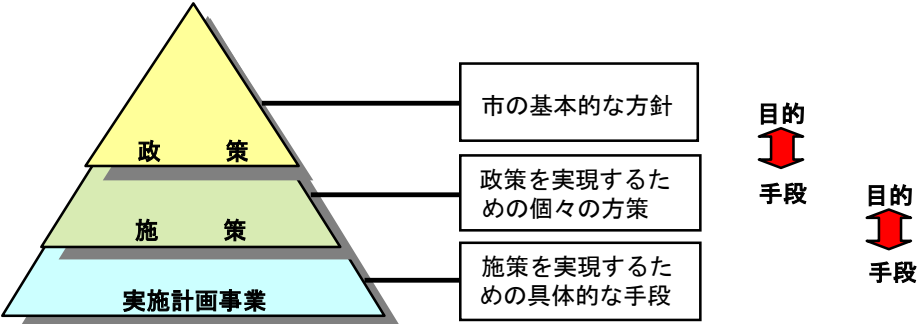
行政評価とは、行政活動の目的を明確化して、活動の結果や成果について一定の基準・視点に沿って評価し、行政運営の改善につなげることを目的とした行政改革の取組みです。

具体的には、下図に示したPDCAサイクルのCheck（チェック）の段階にあたる作業です。



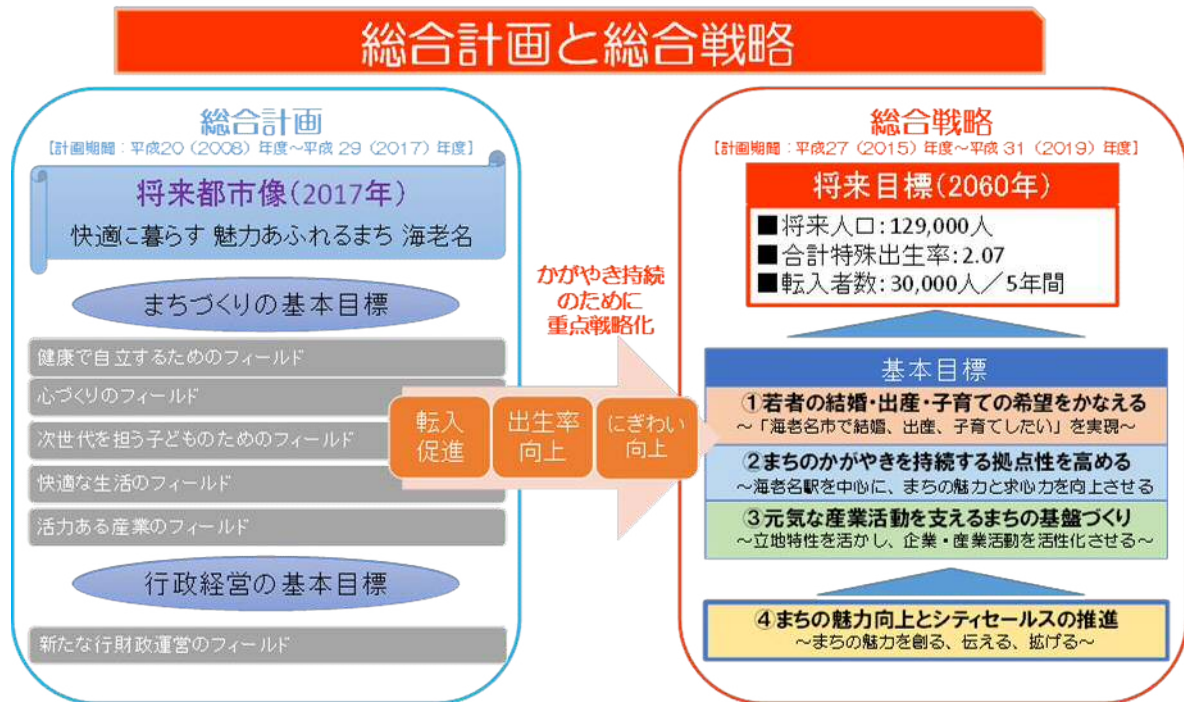
2 第四次総合計画に基づく行政活動体系と海老名市かがやき持続総合戦略

海老名市第四次総合計画に基づく行政活動は、下図に示すように、「政策」→「施策」→「実施計画事業」という三層の構造の下に行われており、この三層の構造が相互に「目的・手段」の関係を持ちながら一つの体系を形成しています。



第四次総合計画に基づく行政活動の体系図

さらに、第四次総合計画では「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を将来像として掲げて施策を展開しており、これらとの整合性を図りながら、人口減少対策に焦点化し、平成 28 年 2 月に『海老名市かがやき持続総合戦略』を策定しました。



3 取組の経緯

(1) 事業評価について

本市における行政評価制度は、平成 12 年度に行政評価システムの導入の検討を開始し、職員に対する行政評価研修を行い、平成 14 年度からは一部の事業において、事務事業評価を実施するところから始まりました。

その後、平成 17 年度からは I T（情報技術）を活用した行政評価システムを新たに導入し、平成 18 年度からこの行政評価システムを活用した事務事業評価を実施してきました。

平成 20 年度からは、行政評価と実施計画の進行管理及び予算編成との連携を強化し、P D C A サイクルによる事務執行の明確化を進めるため、5 ページの図のとおり、新たな行財政マネジメントサイクルを確立しました。

また、外部評価については、行政評価の客観性向上や行政評価全体の充実を図ることを主な目的として、平成 17 年度に「海老名市外部評価委員会」を設置し、平成 18 年度からは実施計画事業を対象とする事務事業評価を実施してきています。

そして、平成 21 年度は、実施計画事業がさらに効果的・効率的に機能するように、第四次総合計画の初年度である平成 20 年度の実施計画事業を束ねる全施策を対象として、新たに施策評価を実施しました。

しかし、施策評価の結果は、施策間のレベルや連携強化に向けての整理、施策内における実施計画事業の組み替えといった総合計画そのものの体系的改善に反映していくものであることから、後期基本計画（25 年度～29 年度）に係る今後の策定状況等を勘案して、適宜実施していくのが効果的・効果的であると考えました。

そこで、平成 22 年度以降は、行政評価の取組において、実施計画の進捗管理に係る基盤的な役割を担うという観点に立ち、個々の実施計画事業の必要性・有効性・効率性などを検証するために事務事業評価を実施することとし、平成 23 年度からは、外部評価委員会より事業内容等に対して指摘のあった事業については、外部評価委員会に対してフィードバックをするために、担当部課による次年度の方向性や考え方について直接説明を行っています。

平成 25 年度以降は、“担当部課評価－内部評価－外部評価”と 3 段階での評価が行えるよう、内部評価と外部評価の対象事業を同一とし、さらに、対象事業の選定を第四次総合計画後期基本計画で体系化されている“政策”を選定し、選定した政策に位置付けられている全実施計画事業を評価対象とすることで、“政策”“施策”にも視点を置きながら、各事業の評価を行いました。

なお、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間を計画期間とする第四次総合計画の総括を行う意味からも、平成 26 年度から 28 年度の 3 年間で全 66 施策及び全実施計画事業を評価することとしており、この 3 年間の最終年度にあたる平成 28 年度をもって全施策及び全実施計画事業の評価を完了しました。そのため、平成 29 年度においては、本市の長期的な課題である人口減少、少子高齢化の課題を解決し、今のかがやきを持続させることを目的として平成 28 年 2 月に策定した『海老名市かがやき持続総合戦略』に位置付けられている事業のうち、35 事業の評価を行いました。そして、外部評価委員会による施策評価を実施するにあたっては平成 28 年度に引き続き、内部評価を実施した各部等の次長に対し、外部評価委員会としてヒアリングを実施しました。

なお、平成 29 年度の評価対象事業の一覧は、23、24 ページに掲載しています。

(2) 補助金の見直しについて

本市では、これまでも行財政改革の推進とともに補助金の見直しを行ってきました。平成 9 年度には「補助金の見直し基準」を策定し、平成 10 年度から平成 14 年度までに約 9,450 万円の補助金の削減を行っています。また、平成 19 年 2 月には「補助金の見直しに関する基本指針」を策定し、以降は本指針に則って見直しを行ってきました。

これまでの見直しは、「見直し＝削減」を意味し、削減額が大きければ大き

いほど、成果として評価される傾向にありました。

しかし、それぞれの補助金制度はその必要性から、何らかの政策決定をもとに創設されたものであり、その背景を踏まえると、削減額の大小が、必ずしもそのまま見直しの成果として評価されるべきものではありません。

一方、創設された補助金制度は時間の経過とともに、相対的に必要性が低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しがなされず、長期化する等の問題が生じることもあります。

このような視点から、今年度、補助金として予算措置されているものから、負担金及び平成27年度以降に初めて支出した新規補助を除いた105事業を見直しの対象としました。対象事業の一覧は、108、109 ページに掲載しています。

4 行政評価の体制

(1) 担当部課評価

事業を所管する各課等が行う評価です。

(2) 内部評価

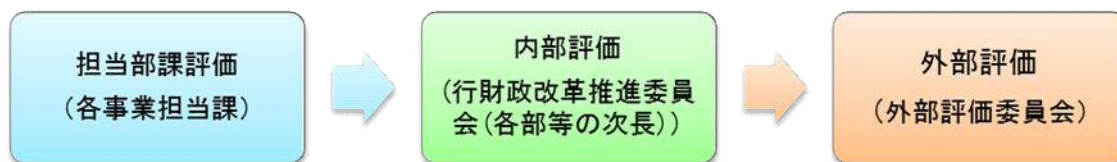
行政評価を統括している財務部の長及び各部等の次長で組織される行財政改革推進委員会が行う評価です。

(3) 外部評価

海老名市外部評価委員会条例により設置された学識経験者及び公募市民の12名で組織される海老名市外部評価委員会が行う評価です。

※平成29年に行った補助金の見直しにおいては、(1) 担当部課評価、(2) 内部評価の間に企画財政課による評価を実施しました。評価を行った段階は次のとおりです。

【海老名市かがやき持続総合戦略事業】



【補助金見直し評価】

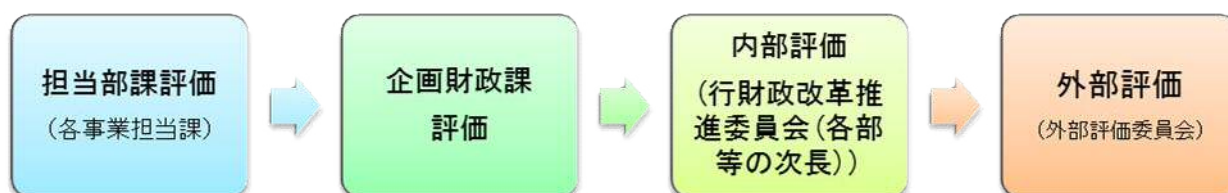
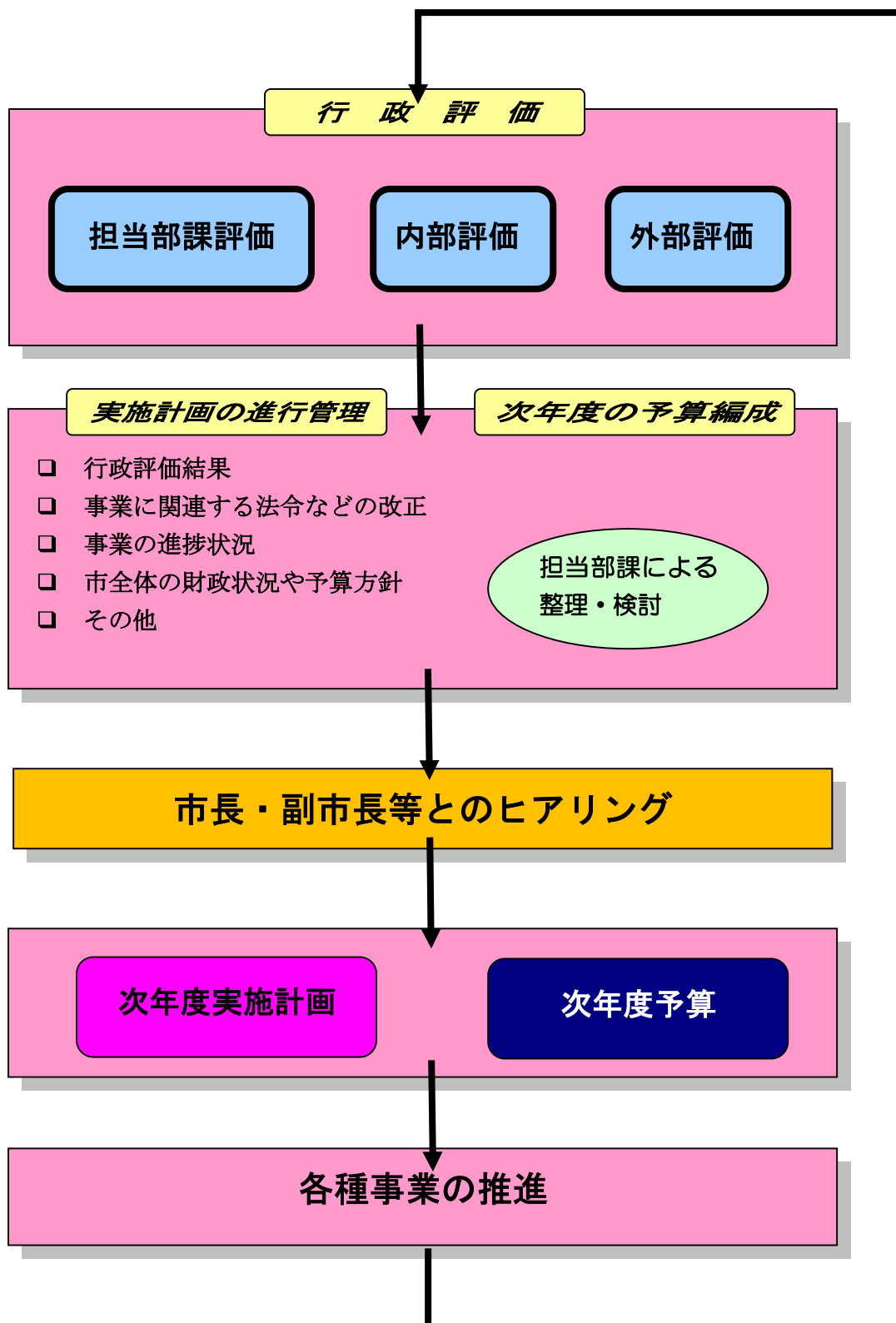


図 海老名市行財政マネジメントサイクル



なお、年度別の行政評価の取組み経緯は、下表のとおりです。

年 度	取組み内容
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政評価システム導入の検討開始 ○ 「施策・事務事業評価構築チーム」設置
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政評価システム導入報告書」作成 ○ 行政評価の職員研修実施
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価の一部事業の抽出 ○ 行政評価の職員研修実施
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価の一部実施（52事業） ○ 事務事業評価結果のホームページによる公開
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価の一部実施（82事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業評価の実施（419事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施 ○ 外部評価の実施（48事業） ○ IT（パッケージソフト）を活用した行政評価システムの導入
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三次総合計画実施計画（平成17～19年度）掲載の平成17年度実施計画事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（492事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施 ○ 外部評価の実施（担当部課・内部評価を経た117事業）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三次総合計画実施計画（平成17～19年度）掲載の平成18年度実施計画事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（445事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施 ○ 外部評価の実施（担当部課・内部評価を経た102事業）
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三次総合計画実施計画（平成17～19年度）掲載の平成19年度実施計画事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（430事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た283事業） ○ 外部評価の実施（担当部課を経た94事業） ※ 内部評価並びに外部評価は同時並行で実施
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成20～24年度）掲載の平成20年度実施計画事業及び施策を対象 ○ 担当部課評価の実施（435事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た435事業） ○ 外部評価の実施（79施策）・・・施策評価の実施 ※ 内部評価並びに外部評価は同時並行で実施
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成20～24年度）掲載の平成21年度実施計画事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（450事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た101事業） ○ 外部評価の実施（担当部課・内部評価を経た53事業） ○ 評価用ITシステムに係る現行パッケージソフトから自己方式への切替え
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成20～24年度）掲載の平成22年度実施計画事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（438事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た30事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価を経た33事業） ※ 内部評価並びに外部評価は同時並行で実施 ○ 評価結果を踏まえた担当部課による進捗評価を9月末時点で実施予定（438事業）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成20～24年度）掲載の平成23年度実施計画事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（353事業）※各事業の統合や実施計画対象事業の見直しにより85事業減少 ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た47事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価を経た27事業） ※ 内部評価並びに外部評価は同時並行で実施
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成20～24年度）掲載の平成24年度実施計画事業及び第四次総合計画実施計画（平成25年度）掲載の平成24年度実施事業を対象 ○ 担当部課評価の実施（268事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た74事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価、内部評価を経た74事業）

平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成25年度）事業及び実施計画（平成26年度）掲載の平成25年度実施事業を対象 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部課評価の実施（230事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た93事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価、内部評価を経た93事業）
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成26年度）事業及び実施計画（平成27年度）掲載の平成26年度実施事業を対象 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部課評価の実施（225事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た84事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価、内部評価を経た84事業）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第四次総合計画実施計画（平成27年度）事業及び実施計画（平成28年度）掲載の平成27年度実施事業を対象 ◆ 平成28年2月に策定された「海老名市かがやき持続総合戦略」に位置付けられる事業（かがやき持続総合戦略事業）のうち、国からの交付金（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金）事業として平成27年度に実施した5事業についても対象 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部課評価の実施（実施計画掲載の有無を問わず全事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経た56事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価、内部評価を経た56事業）
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海老名市かがやき持続総合戦略事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部課評価の実施（市で行っている全事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価を経たものうち35事業） ○ 外部評価の実施（内部評価を経た35事業） ◆ 補助金の見直し（平成27年度以降に初めて支出をした補助を除く） <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部課評価の実施（105事業） ○ 企画財政課評価の実施（担当部課評価を経た105事業） ○ 行財政改革推進委員会による内部評価の実施（担当部課評価、企画財政課評価を経た105事業） ○ 外部評価の実施（担当部課評価、企画財政課評価、内部評価を経た105事業）

5 評価結果の活用

評価結果は、市職員が市政運営の現状に対し、全庁的な共通認識を形成するためのツールとして活用していきます。

また、有効なマネジメントツールとして、進捗評価、実施計画事業の次年度に向けた見直し・改善、予算編成及び各部局等の事業展開などに、評価の結果を広く活用していきます。

6 次年度計画等への反映

評価結果をもとに、新たな状況変化等も踏まえて、取組の内容・実施方法等について必要な修正を行うとともに、次年度以降の実施計画や予算に反映していきます。

7 評価結果の公表

行政活動の透明性を向上させていくとともに、市民の行政への理解や参画意識を促進させるには、評価の内容や結果等がしっかり理解されるような情報を市民に提供することが重要であり、市民への説明責任を遂行する意味でも、行政評価の公表の仕方を工夫する必要があります。

そこで、公表にあたっては、行政評価の結果を市ホームページに掲載していくことに加えて、市内図書館での閲覧も可能にするなど、市民にとって少しでもわかりやすい公表となるよう努めていきます。

Ⅱ 内部評価の結果

1 内部評価の実施概要

(1) 内部評価グループ体制

今年度の内部評価について、下表に示すとおり行財政改革推進委員会の委員長を除いた12名の各委員を3つのグループに分けて、内部評価の作業を行いました。

※施策評価及び事業評価を実施

グループ	所属及び役職	氏 名	外部評価対象事業数
Aグループ	財務部次長	伊藤 修	<u>海老名市かがやき持続総合戦略事業評価【1施策・9事業】</u> ・財務部所管事業【1事業】 ・経済環境部所管事業【2事業】
	建設部次長	渋谷 明美	・建設部所管事業【1事業】 ・まちづくり部所管事業【4事業】 ・消防本部所管事業【1事業】
	まちづくり部次長	平本 和彦	<u>補助金見直し評価【35事業】</u> ・市長室所管事業【1事業】 ・市民協働部所管事業【9事業】 ・保健福祉部所管事業【19事業】
	消防本部次長	井上 広	・経済環境部所管事業【1事業】 ・建設部所管事業【1事業】 ・まちづくり部所管事業【4事業】
Bグループ	保健福祉部次長 (福祉担当)	小澤 孝夫	<u>海老名市かがやき持続総合戦略事業評価【3施策・14事業】</u> ・経済環境部所管事業【13事業】 ・まちづくり部所管事業【1事業】
	経済環境部次長	谷澤 康徳	<u>補助金見直し評価【34事業】</u> ・市民協働部所管事業【3事業】 ・保健福祉部所管事業【4事業】
	議会事務局次長	安齊 准子	・経済環境部所管事業【18事業】 ・建設部所管事業【1事業】
	消防本部次長	二見 裕司	・まちづくり部所管事業【5事業】 ・消防本部所管事業【3事業】
Cグループ	市長室次長	藤川 浩幸	<u>海老名市かがやき持続総合戦略事業評価【2施策・12事業】</u> ・市長室所管事業【4事業】 ・市民協働部所管事業【6事業】
	市民協働部次長	江成 立夫	・経済環境部所管事業【1事業】 ・教育部所管事業【1事業】
	保健福祉部次長 (健康担当)	木村 洋	<u>補助金見直し評価【36事業】</u> ・保健福祉部所管事業【8事業】 ・経済環境部所管事業【18事業】
	教育部次長	金指 太一郎	・教育部所管事業【10事業】

(2) 内部評価対象施策・事業

今年度における内部評価の対象事業は、昨年度同様、“担当部課評価－内部評価－外部評価”と、3段階での評価が行えるよう外部評価対象事業と同一にしました。

平成28年2月に策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」は、掲げている4つの基本目標に位置付けられている施策毎に、施策を推進するために取り組むべき事業（海老名市かがやき持続総合戦略事業：全111事業）選定しています。平成29年度の内部評価では、そのうち35事業を評価対象としました。

(3) 事業別・施策別内部評価結果

それぞれ担当部課評価、外部評価結果と合わせて、21ページからの“行政評価結果”に記載しています。

併せて23、24ページの“内部評価・外部評価対象施策・事業一覧”もご参照ください。

2 補助金見直しの内部評価結果

担当部課評価、企画財政課評価、外部評価結果と合わせて、107ページからの“補助金見直し評価結果”に記載しています。

併せて108、109ページの“平成29年度 補助金の見直し対象事業一覧表”もご参照ください。

Ⅲ 外部評価の結果

1 外部評価を終えた外部評価委員会からのあいさつ

海老名市外部評価委員会は、海老名市外部評価委員会条例（平成 17 年 10 月）の制定を受けて、平成 18 年度から本格的にスタートしました。これは市民 12 人の委員で構成される第三者委員会で、市が実施する行政評価を市民の目線で再評価することを目的としています。

本格的なスタートから 12 年目を迎えた本委員会は、平成 28 年 2 月に海老名市が策定しました「海老名市かがやき持続総合戦略」に位置付けられている施策及び事業全 111 事業のうち、35 事業を対象とし評価作業を行いました。

事業評価については、評価対象とした 35 事業の全てにつき、各委員が当事者意識を持って議論を重ねました。これら 35 事業は、海老名市かがやき持続総合戦略に定められた基本目標の達成のために、各施策の実行を支える取組として位置付けられています。今年度についても、事業評価に加え施策評価を実施し、事業評価では担当課にヒアリングを、施策評価においては各部の次長にヒアリングを行った結果、海老名市かがやき持続総合戦略を多角的に見ることができたように思います。

また、今年度 5 年ぶりに実施した補助金の見直しについては、前回は団体に對する補助に見直し対象が限定されていたのに対し、補助事業の概ね全て（全 105 事業）が評価対象となりました。これらの補助事業について、補助の方向性は市民感情に沿っているか、要綱で定めた目的に沿った補助となっているか、といった一般市民の目線での意見を出し合いました。外部評価委員会として補助額が適正か否かまでは踏み込みにくいという評価作業の難しさもありましたが、多くの補助事業を見ることで補助金の影響力の大きさを実感しました。

そして、海老名市かがやき持続総合戦略事業評価及び補助金の見直し評価のいずれについても、本報告書を通じて外部評価意見をまとめています。各外部評価委員が一般市民の代表として、自覚と責任を持って事業の理解に努め意見を出し合った結果となっています。そのため評価対象事業を所管する部署だけでなく海老名市全職員が、外部評価委員会から出された意見を参考に次年度以降の取組に活かしていただくことを期待します。また、市民のための施策、市民のための事業であることを意識し、行財政改革や事業推進の効率化に努めるとともに、市民への説明責任をこれまで以上に果たされることも期待します。

最後になりましたが、今回の評価作業において、業務多忙のなか真摯に対応いただいた各部等の次長及びヒアリング対象部署の皆様をはじめ、多くの方にご協力いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

2 外部評価の実施概要

(1) 外部評価委員会の審議経過

今年度の外部評価委員会は、12名の委員が3グループに分かれて実施しました。評価にあたり、各事務事業については担当課に、各施策については各部等の次長に対してヒアリングを行い、評価結果及び付帯意見を取りまとめ、外部評価委員会としての合議により報告書としてまとめました。

開催日	主な内容
平成29年2月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1回外部評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度の外部評価の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価方法の検討 ・各グループの評価担当施策及び事業の決定
平成29年5月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第2回外部評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のグループ別評価の具体的作業の確認について <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングでの確認事項等について ・質問事項及び所管課への要求資料の確認 ○ 補助金の見直しについて
平成29年6月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Aグループ総合戦略事業評価会議 ① (道路整備課、都市計画課、駅周辺対策課、消防総務課、資源対策課、企画財政課へのヒアリング、事業評価のグループ内まとめ作業)
平成29年6月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Aグループ総合戦略事業評価会議 ② (市街地整備課へのヒアリング、事業評価のグループ内まとめ作業) ◆ Bグループ総合戦略事業評価会議 ① (農政課、市街地整備課、商工課へのヒアリング、事業評価のグループ内まとめ作業) ◆ Cグループ総合戦略事業評価会議 ① (商工課、シティプロモーション課、教育総務課、文化スポーツ課、市民活動推進課、地域づくり課へのヒアリング、事業評価のグループ内まとめ作業)
平成29年6月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Bグループ総合戦略事業評価会議 ② (事業評価のグループ内まとめ作業)
平成29年7月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Aグループ総合戦略事業評価会議 ③ 施策に係る各部等の次長へのヒアリング、施策評価のグループ内まとめ作業

開催日	主な内容
平成 29 年 7 月 4 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Cグループ総合戦略事業評価会議 ② 施策に係る各部等の次長へのヒアリング、施策評価のグループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 6 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Bグループ総合戦略事業評価会議 ③ 施策に係る各部等の次長へのヒアリング、施策評価のグループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 10 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3回外部評価委員会 ○ 補助金見直し評価方法の具体的作業の確認 ○ 平成 29 年度外部評価結果報告書の構成について ○ 平成 29 年度外部評価結果報告書（案）について① ※海老名市かがやき持続総合戦略事業評価に係る箇所
平成 29 年 7 月 12 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Aグループ 補助金見直し評価会議 ① 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 13 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Bグループ 補助金見直し評価会議 ① 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 19 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Cグループ 補助金見直し評価会議 ① 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 20 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Aグループ 補助金見直し評価会議 ② 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 25 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Aグループ 補助金見直し評価会議 ③ ◆ Cグループ 補助金見直し評価会議 ② 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 26 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Bグループ 補助金見直し評価会議 ② ◆ Cグループ 補助金見直し評価会議 ③ 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 7 月 27 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Bグループ 補助金見直し評価会議 ③ 企画財政課へのヒアリング、グループ内まとめ作業
平成 29 年 8 月 8 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第4回 外部評価委員会全体会 ○ 平成 29 年度外部評価結果報告書の確定作業

(2) 海老名市外部評価委員会委員名簿

職	氏名	選出区分
委員長	じょう こう ひで あき 城 向 秀 明	学識経験者
副委員長	いち かわ まさ し 市 川 雅 史	学識経験者
副委員長	おお しま ち か 大 島 千 佳	学識経験者
委員	しも だ さよ こ 霜 田 さよ 子	学識経験者
委員	たか はし ひろ ゆき 高 橋 裕 之	学識経験者
委員	すご う いさむ 菅 生 勇	学識経験者
委員	は せ がわ のぶ ひさ 長 谷 川 展 久	学識経験者
委員	やま だ のぶ え 山 田 信 江	学識経験者
委員	たけ い てつ や 武 井 哲 也	学識経験者
委員	すぎ やま りつ こ 杉 山 律 子	公募市民
委員	たに むら たかし 谷 村 隆	公募市民
委員	た なか たけ お 田 中 健 生	公募市民

(3) 外部評価グループ体制

◎はグループリーダー

グループ	氏名	外部評価対象事業数
A グループ	◎大島 千佳	<p>海老名市かがやき持続総合戦略事業評価【1施策・9事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標2 まちのかがやきを持続する拠点性を高める ～海老名駅を中心に、まちの魅力と求心力を向上させる～ 施策：コンパクトでにぎわいのある拠点づくり 取組の方向性：海老名駅東西一体のまちづくり【3事業】 市街地整備の推進【2事業】 広域行政の推進【4事業】 <p>補助金見直し評価【35事業】</p> <p>危機管理課【1事業】、市民活動推進課【1事業】、 地域づくり課【8事業】、健康づくり課【8事業】、 福祉総務課【2事業】、子育て支援課【9事業】、 資源対策課【1事業】、道路維持課【1事業】、 都市計画課【1事業】、市街地整備課【2事業】、 駅周辺対策課【1事業】</p>
	高橋 裕之	
	武井 哲也	
	杉山 律子	
B グループ	◎城向 秀明	<p>海老名市かがやき持続総合戦略事業評価【3施策・14事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標3 元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり ～立地特性を活かし、企業・産業活動を活性化させる～ 施策：地域産業の競争力強化 取組の方向性：魅力ある農業の振興【5事業】 にぎわいのある商業の振興【2事業】 施策：活力ある工業の振興 取組の方向性：活力ある工業の振興【5事業】 施策：広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進 取組の方向性：広域交通網の充実を活かした、企業立地の 促進【2事業】 <p>補助金見直し評価【34事業】</p> <p>市民活動推進課【2事業】、文化スポーツ課【1事業】 福祉総務課【2事業】、障がい福祉課【2事業】、商工課【16事業】、 農政課【2事業】、下水道課【1事業】、都市計画課【3事業】、 住宅公園課【1事業】、市街地整備課【1事業】、 消防総務課【2事業】、予防課【1事業】</p>
	霜田 さよ子	
	菅生 勇	
	谷村 隆	

グループ	氏 名	外部評価対象事業数
C グ ル ー プ	◎市川 雅史	<u>海老名市かがやき持続総合戦略事業評価【2施策・12事業】</u> ・基本目標4 まちの魅力向上とシティセールスの推進 ～まちの魅力を創る、伝える、広げる～ ・施策：シティプロモーション（PR活動）の充実
	長谷川 展久	・取組の方向性：にぎわいづくり【1事業】 情報の積極的な発信によるブランドカ の向上【3事業】 イメージキャラクターの活用【1事業】
	山田 信江	・施策；企業活動、市民活動の活性化による 意識・プライドの醸成 ・取組の方向性：スポーツ活動の推進【1事業】 市民活動への支援【3事業】 豊かな心を育む【2事業】 市民ニーズの把握【1事業】
	田中 健生	<u>補助金見直し評価【36事業】</u> 障がい福祉課【6事業】、高齢介護課【2事業】、 農政課【9事業】、環境みどり課【9事業】、教育総務課【2事業】、 教育支援課【2事業】、学び支援課【6事業】

(4) 外部評価対象施策・事業

平成29年度の外部評価では、海老名市かがやき持続総合戦略事業（全111事業）のうち35事業について評価を行いました。

なお、“担当部課評価－内部評価－外部評価”と3段階での評価が行えるよう、外部評価と内部評価の対象事業は同一としています。

なお、対象事業一覧は23、24ページに記載しております。

(5) 外部評価の視点

評価の客観性及び透明性を高めるため、次の①から③に掲げる項目を外部評価の主な視点とし、「市民の目線・生活者の視点」で検証を行いました。

① 事業等の必要性

市民ニーズや社会経済情勢などの変化により、当該事業等の必要性が薄れていないか等の評価しました。

② 事業等の有効性・効率性

当該事業等の実現手段として、将来の財政事情や社会経済情勢等の変化を見通した事業設計になっているのか、事業費の削減余地や類似する事業等と連携した効率的な執行ができないか等の観点で評価しました。

③ 行政評価調書・評価シート全般

個々の事業が一体何をしているのかが市民に伝わるよう、事業内容的に整理しているか、適切な指標を設定し、コスト削減といった市の努力等がわかりやすく記載されているか等々を評価しました。

なお、補助金の見直しにあたっては、廃止や削減ありきの見直しではなく、補助の目的に沿った補助がされているか、補助と施策の方向性に統一感があるか、といった視点から見直し作業を進めました。

3 事業別・施策別外部評価結果

それぞれ内部評価結果と合わせて、26 ページから 105 ページ “事業別評価結果” に記載しています。

4 補助金見直しの外部評価結果

担当部課評価、企画財政課評価、内部評価結果と合わせて、110 ページから 215 ページ “補助金見直し評価結果” に記載しています。

5 平成 29 年度外部評価を通じての総括意見

(1) 事業評価について

各事業については、限られた職員数でより効率的、効果的に事業を進めるために、様々な工夫がなされていることを評価します。指定管理者制度や業務委託などもその一つであると思いますが、『なぜ指定管理者制度を利用するのか、なぜ民間に委託をするのか』といった基本的な意義、行政の立ち位置を明確にし、常に意識をしている必要があります。これらを欠くと、主体性のない無責任な行政運営としか映りません。

一方で、事業が広範に渡り過ぎており、総花的な印象です。限られた税金を『海老名らしさ』へアクセントをつけ、重点的に振り向けることを希望します。また、難しいことですが、『心を豊かに』するための一助となる事業にも是非取り組んでいただきたいと思います。

次に、行政運営においてですが、事業の見直しや検証は非常に重要であり、そのためのきっかけの一つとして外部評価があります。PDCA サイクルにおいていえば、外部評価委員会の位置付けは『CHECK (評価)』にあたりますが、この評価は、『ACT (改善行動)』につながらなければ、本当の意味で役割を果しているとは言えません。外部評価の制度が導入されて定着したことで、形式への“慣れ”が出てきているように感じます。外部評価委員も外部評価を行った結果が次につながっている実感が得られないことにも慣れてきています。これは、外部評価委員会の存在意義そのものに直結しています。

事業を進めていくなかで、担当部課等自ら事業の見直しを行い、スクラップアンドビルドを行っていくことは不可欠ですが、市民である外部評価委員からの意見が確実に改善につながることも非常に重要です。しかしながら、中には指摘通りに改善できないものもあるはずです。十分な検討に裏付けされた『NO (ノー)』が言えるなら、チェック機能は果たされたこととなります。未検討『NO』は職務怠慢に過ぎません。

外部評価の結論をうまく活用していただくことで、各事業を本質的に確立・強化させ、市民に根づく“海老名らしい”事業が増えることを期待します。

(2) 補助金の見直しについて

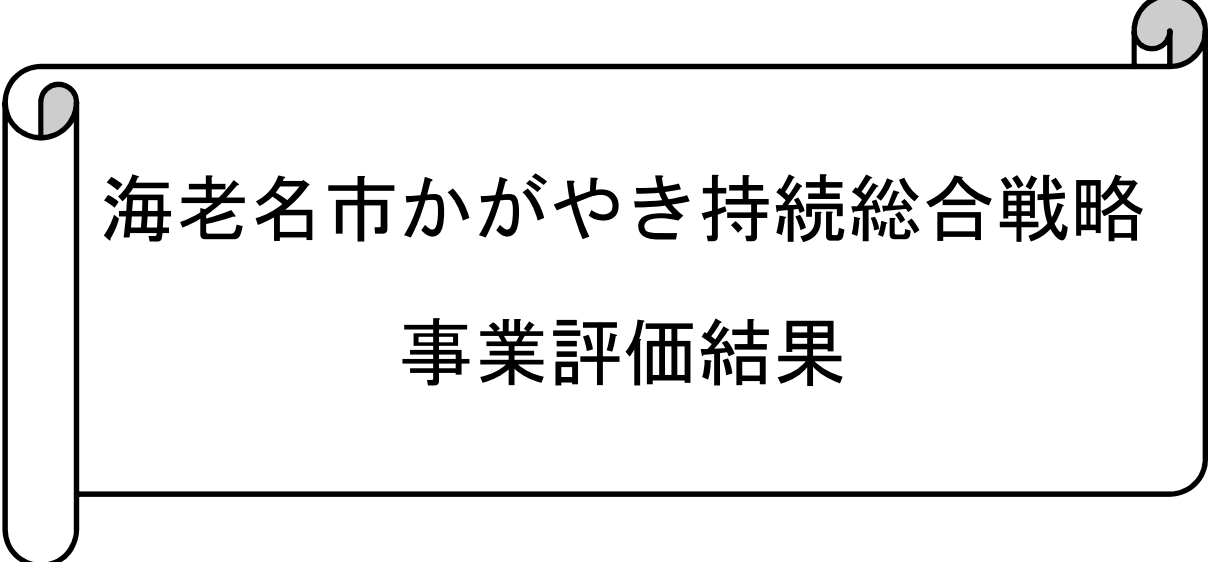
広く補助事業を見てみると、補助金の種類だけでなく金額の多さに驚きを隠せませんでした。いずれの補助も当初は必要性があって開始された補助であると思われませんが、徐々に金額が膨らみ長期に渡り続けているものの中には、補助の目的や必要性が薄れてきているものも少なくないように感じます。

まず補助対象の事業について、教育や福祉を始めとした補助の必要性が高いものについては、引き続き補助を行うことに異論はありません。しかし、補助の対象事業や補助額については、常に市がチェックを行い、補助金が効率的に使われているか、その費用対効果を見極める必要があります。世間一般に必要な不可欠な補助といっても、その恩恵を受けるのは一部の市民であることが通常です。そのため、一部の市民に対する補助が、市として必要であることは、いつでもどこでも誰に対しても胸を張って説明できなければいけません。補助金が何に使われ、その効果が交付対象者のみならずどのように市民全体に還元されているか、広い視野で補助金を考えることにより、さらに市民全員が妥当性を感じられるような補助制度を目指してほしいと思います。

次に、補助金の中には、根本の政策が弱く、付け焼刃の補助であることが否めない補助が散見されました。根本的な施策が弱く、将来性を欠いたなかで補助を継続すると、補助の目的を見失い、結果として補助の適正さ、公正さを失うことになりかねません。一方で、市としてのPRや強みとなるような事業に対する補助、明確な方針に基づいた補助であれば、市民にもさらに理解される良い補助制度になると思います。

最後に、見直し調書についてです。補助制度については、これまでも述べたように、各補助について市民に分かりやすくあるべきです。この視点から調書を見ると、事業の説明が不十分であったり分かりにくいものが比較的多い印象です。補助制度に対しては事業や補助内容への理解があつてこそ、市民感情に沿った補助になり得るものです。そのため、事業の説明がされている調書については、もう少し市民目線に立った分かりやすい調書であればよかったですと思います。次回の補助金見直しにおいては、事務局も含め調書の内容には拘ってほしいです。

補助金は公益上の必要性があつて初めて支出が認められる公金です。ここでいう公益性とはすなわち、市民の理解、市民への見返りであり、たとえ自分が補助を受ける立場でなくても、補助の必要性や効果を実感できるものではないかと思います。今回の補助金見直し結果を契機とし、市民目線にさらに沿った補助制度が増え、市の姿勢、方針に対する市民の理解が増すことを期待します。



海老名市かがやき持続総合戦略
事業評価結果

内部評価・外部評価対象施策・事業一覧

No	基本目標	施策	取組の方向性	事務事業名	担当部課	評価グループ
基本目標2 まちのかがやきを持続する拠点性を高める ～海老名駅を中心に、まちの魅力と求心力を向上させる～						
＜2-1＞コンパクトでにぎわいのある拠点づくり						
海老名駅東西一体のまちづくり						
1				海老名駅周辺道路整備の推進	建設部 道路整備課	Aグループ
2				海老名市中心市街地周辺地区の方針・構想・計画の策定	まちづくり部 都市計画課	Aグループ
3				海老名駅自由通路維持管理事業	まちづくり部 駅周辺対策課	Aグループ
市街地整備の推進						
4				市街地の再開発	まちづくり部 市街地整備課	Aグループ
5				駅前施設整備の推進	まちづくり部 駅周辺対策課	Aグループ
広域行政の推進						
6				ごみ処理広域化実施計画の推進	経済環境部 資源対策課	Aグループ
7				広域行政の推進及び自治体連携の研究	財務部 企画財政課	Aグループ
8				高座清掃施設組合運営への参画と支援	経済環境部 資源対策課	Aグループ
9				消防通信指令事務協議会の運営	消防本部 消防総務課	Aグループ
基本目標3 元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり ～立地特性を活かし、企業・産業活動を活性化させる～						
＜3-1＞地域産業の競争力強化						
魅力ある農業の振興						
10				地域営農活動の促進	経済環境部 農政課	Bグループ
11				農業振興対策の推進	経済環境部 農政課	Bグループ
12				農業基盤整備事業	経済環境部 農政課	Bグループ
13				市民農園の推進	経済環境部 農政課	Bグループ
14				農業団体等との連携強化	経済環境部 農政課	Bグループ
にぎわいのある商業の振興						
15				商店街の元気復活	経済環境部 商工課	Bグループ
16				名産品の開発・販売の促進	経済環境部 商工課	Bグループ
＜3-2＞活力ある工業の振興						
活力ある工業の振興						
17				中小企業振興対策	経済環境部 商工課	Bグループ
18				事業融資資金の充実	経済環境部 商工課	Bグループ
19				中小企業資金融資利子補給の充実	経済環境部 商工課	Bグループ
20				中小企業信用保証料補助の充実	経済環境部 商工課	Bグループ

No	基本 目標	施策	取組の 方向性	事務事業名	担当部課	評価 グループ
21				商工会議所への支援	経済環境部 商工課	Bグループ
			＜3-3＞広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進			
			広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進			
22				企業立地の促進	経済環境部 商工課	Bグループ
23				工業系新市街地の整備促進	まちづくり部 市街地整備課	Bグループ
	基本目標4 まちの魅力向上とシティセールスの推進～まちの魅力を創る、伝える、拡げる～					
			＜4-2＞シティプロモーション（PR活動）の充実			
			にぎわいづくり			
24				にぎわい振興事業の促進	経済環境部 商工課	Cグループ
			市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上			
25				広報発行事業	市長室 シティプロモーション課	Cグループ
26				広報充実事業	市長室 シティプロモーション課	Cグループ
27				シティプロモーション推進事業	市長室 シティプロモーション課	Cグループ
			イメージキャラクターの活用			
28				イメージキャラクター活用事業	市長室 シティプロモーション課	Cグループ
			＜4-3＞企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成			
			スポーツ活動の推進			
29				各種スポーツ大会の開催	市民協働部 文化スポーツ課	Cグループ
			市民活動への支援			
30				市民活動の推進	市民協働部 市民活動推進課	Cグループ
31				市民参加の推進	市民協働部 市民活動推進課	Cグループ
32				えびな市民活動センターの維持管理	市民協働部 市民活動推進課	Cグループ
			豊かな心を育む			
33				芸術文化の育成	市民協働部 文化スポーツ課	Cグループ
34				文化財の活用	教育部 教育総務課	Cグループ
			市民ニーズの把握			
35				調査広聴事業	市民協働部 地域づくり課	Cグループ

施策評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標	2	まちのかがやきを持続する拠点性を高める ～海老名駅を中心に、まちの魅力と中心力を向上させる～
施策	2-1	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり

【基本目標KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
海老名駅各駅乗降者数	270,411人/日 (小田急, JR, 相鉄)	平成26年度	277,500人/日 (H31)	273,860人 (H27)	各鉄道会社公表値
市内路線バス利用者数	35,256人/日 (神奈中, 相鉄バス)	平成25年度	36,600人/日 (H31)	36,486人/日 (H27)	各バス事業者資料

【施策KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
滞在人口(平日)	105,258人	平成26年	110,000人 (H31)	107,943人 (H27)	地域経済分析システム (RESAS(リーサス))
滞在人口率 ランキング(平日)	全国1,066位	平成26年	全国959位以内 (H31)	全国795位 (H27)	地域経済分析システム (RESAS(リーサス))

【各評価】

	事業名	担当部課	評価	
			内部	外部
実施計画事業	1 海老名駅周辺道路整備の推進 (道路整備課)	現状継続	現状継続	現状継続
	2 海老名市中心市街地周辺地区の方針・構想・計画の策定 (都市計画課)	現状継続	見直し継続	見直し継続
	3 海老名駅自由通路維持管理事業 (駅周辺対策課)	現状継続	現状継続	現状継続
	4 市街地の再開発 (市街地整備課)	現状継続	現状継続	現状継続
	5 駅前施設整備の推進 (駅周辺対策課)	現状継続	現状継続	現状継続
	6 ごみ処理広域化実施計画の推進 (資源対策課)	現状継続	事業統合	事業統合
	7 広域行政の推進及び自治体連携の研究 (企画財政課)	現状継続	見直し継続	見直し継続
	8 高座清掃施設組合運営への参画と支援 (資源対策課)	現状継続	現状継続	現状継続
	9 消防通信指令事務協議会の運営 (消防総務課)	現状継続	現状継続	現状継続
	10			
	11			
	12			
	13			

評価項目	評価基準				評価	
	施策を構成する事業の数や内容が適正で、当該施策の達成に効果的な配置となっているかについて評価する。				内部	外部
(1) 施策の推進に係る事業の適正配置	1	当該施策を達成するのに十分な事業が配置されている			1	1
	2	当該施策の達成において、削減すべき(不要な)事業がある				
	3	当該施策の達成に向け、さらに追加すべき事業がある				
	4	その他				
(2) 施策の進捗・達成評価	現時点での達成状況から見て、当該施策が順調に推進されているかについて評価する。				1	1
	1	順調である	2	やや遅延している		
	3	著しく遅延している	4	その他		
内部評価コメント	施策(KPI)の実現のためには、長期的かつ広範囲の取組が必要であり、短期的に成果を挙げることは難しいと考えます。他自治体の先事例などを研究しつつ、本市の現状を踏まえた広範囲な視点による取組を今後も継続する必要があると考えます。					
外部評価コメント	各事業の進捗状況から、施策の実現・目的に近づいていると評価できるため、今後の海老名の更なる成長のための施策の遂行を期待します。そのなかで、海老名が単独でできることは計画どおりに着実に進め、一方で広域行政のように他市との連携が不可欠なものについては、協議を重ねながら進めることで、海老名と他市との関係が市民目線でもウィンウィンの関係となるよう良好な関係の構築に期待します。					

事業別評価結果

No	1	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	海老名駅東西一体のまちづくり
事務事業名	海老名駅周辺道路整備の推進		
担当部課	建設部 道路整備課		
目的	海老名駅周辺における道路交通問題への対応と、歩道幅員の確保及びバリアフリー化により、拠点市街地としての快適な都市空間の創造を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	東西一体のまちづくりのため、新設道路となる(仮称)上郷河原口線及びこれに繋がる既存道路における歩道幅員確保、バリアフリー化の道路整備は、海老名駅周辺における市街地形成の重要な都市基盤であることから、継続して事業を推進します。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 海老名駅周辺における道路交通問題の対応として市道整備(上郷河原口線、市道62号線他)が徐々に進んでおり、早期の完成が望まれます。 用地取得や鉄道事業者との調整などにより、完成までには期間を要すると思いますが、拠点市街地としてのまちの魅力向上に結びつく事業と考えるため、「現状継続」とします。
	外部評価	現状継続	海老名駅周辺の道路整備は、街づくりの基盤となる重要な事業です。用地交渉等困難を伴う事業だとは思いますが、小学校近辺の通学路の歩道拡幅など、人口の増加に向けて早期完成が望まれます。計画を着実に進めることを期待することから、「現状継続」とします。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	海老名駅東西一体のまちづくり
事業	海老名駅周辺道路整備の推進（建設部 道路整備課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	2	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	海老名駅東西一体のまちづくり
事務事業名	海老名市中心市街地周辺地区の方針・構想・計画の策定		
担当部課	まちづくり部 都市計画課		
目的	中心市街地周辺地区における拠点市街地の形成促進を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	海老名駅北口周辺地区のまちづくりに関しては、地権者・事業者等の方々と海老名駅北口周辺の将来像を共有し、理解を深める「場」を作るための準備を進めました。
	内部評価	見直し継続	担当部課評価の「現状継続」を修正します。 少子高齢化、人口減少といった社会現象の課題に対して、中心市街地周辺地区の市街地形成をどのような方向性をもって取り組んで行くかを整理することが、課題となっています。特に市街地形成のキーポイントであるにぎわい創出と、その要因となる市外からの来街者の増加策は、今日のまちづくりにとっての欠かすことができない政策テーマであり、従来の時間軸を含め市の関わりを見直すことが必要であることから「見直し継続」とします。
	外部評価	見直し継続	駅北口周辺地域のまちづくりについては、現状どおり計画を着実に進めることが必要です。 一方で、北口だけでなく、中心市街地地区の課題を整理しつつ、市街地周辺地区も含め市内全体を俯瞰して、将来性のある、人口の増減や少子高齢化に対応できるような街づくりに期待します。 また、関係のある市民だけでなく、市民に広く街づくりの経過を周知し、市全体でバランスのとれた街づくりを進めることを期待します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	海老名駅東西一体のまちづくり
事業	海老名市中心市街地周辺地区の方針・構想・計画の策定（まちづくり部 都市計画課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	3	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	2	2
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	2	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	2	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	3	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	海老名駅東西一体のまちづくり
事務事業名	海老名駅自由通路維持管理事業		
担当部課	まちづくり部 駅周辺対策課		
目的	指定管理者による一括した維持管理を行い、海老名駅自由通路の利用者に安全かつ良好な歩行空間を提供します。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	指定管理者による一括した維持管理により自由通路の管理を効率的に行いました。 平成29年度も、清掃、保守及び修繕を継続して行い、安全で快適な歩行空間を維持します。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 海老名駅の東西市街地の一体化を図るための重要な歩行者ネットワーク施設であることから、利用者の安全で快適な歩行空間を確保するため、指定管理者による一括した適正な維持管理が必要と考えます。
	外部評価	現状継続	街の玄関ともいえる自由通路は、市内外から海老名駅を訪れる多くの方が利用する場所です。そのため、利用者の安全を確保することは不可欠です。 さらに、にぎわいのある街づくりには、美しく整備清掃されていることが必要です。そのため、指定管理者による自由通路の管理により、コスト、手法の両面において効率的かつ効果的な管理が達成できることから、洗練された海老名をアピールできるものと考えます。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	海老名駅東西一体のまちづくり
事業	海老名駅自由通路維持管理事業 （まちづくり部 駅周辺対策課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	3	3	3
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	4	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	市街地整備の推進
事務事業名	市街地の再開発		
担当部課	まちづくり部 市街地整備課		
目的	市街地再開発事業等の手法を導入し既成市街地の良好な住環境の形成を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	厚木駅南地区において、地権者、事業協力者及びコンサル等と協議・調整を重ね、市街地再開発事業の実施に向けた取組を進めることができました。 今後も継続的に検討を行い、早期の都市計画決定を目指した取組を行います。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 担当部課の実績によれば、厚木駅南地区においては平成27年の事業協力者の決定により事業が動き出し、さらに関連機関協議も始まり、都市計画決定に向けての取組みが始まっています。地権者、事業協力者、市が一体となり、引き続き事業推進を図る必要があることから、「現状継続」とします。
	外部評価	現状継続	厚木駅南地区の再開発事業は、街のにぎわい復活に加えて災害時に集まる場所ができるなど、市民に有益なものであるため、引き続き計画に沿って進めることを期待します。 一方で、多額の公金が投資される事業です。有益な情報を伝えるという側面と、公金支出に関する説明責任という側面があるため、適宜市民への周知を行いながら、事業を進めることを期待します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	市街地整備の推進
事業	市街地の再開発（まちづくり部 市街地整備課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	2	2	2
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	3	3	3
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	2	2	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	5	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	市街地整備の推進
事務事業名	駅前施設整備の推進		
担当部課	まちづくり部 駅周辺対策課		
目的	地域拠点である市内各駅駅前における歩行者の利便性向上、安全性確保、交通渋滞緩和及び賑わい創出等を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>平成28年度は、さがみ野駅前整備事業に向けた、公図、権利者調査、測量等を行い、周辺の権利者や駅利用者のアンケート調査を行いました。</p> <p>アンケート結果より再整備が必要と感じている方も多いことから、平成29年度は意見交換会等を行い、調査及び関係者調整を継続して進めます。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>現在、相鉄海老名駅北口前とさがみ野駅前の整備に取り組んでおり、今後とも計画性をもって取り組むことが必要です。特にさがみ野駅前については、昭和50年の駅開業後の様々な環境の変化に対処するための、公共インフラを検討する必要があります。</p>
	外部評価	現状継続	<p>相鉄線のさがみ野駅周辺は、駅の利用者数が多いものの駅開業後約40年が経過したにかかわらず、駅前道路が狭く一般車が利用しにくいなど市民のニーズに沿わない部分があります。</p> <p>そのため、事業の必要性、重要性を市民に発信しながら、スピード感のある事業進行を期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	市街地整備の推進
事業	駅前施設整備の推進（まちづくり部 駅周辺対策課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	2	2	2
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	2	2	2

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	6	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	広域行政の推進
事務事業名	ごみ処理広域化実施計画の推進		
担当部課	経済環境部 資源対策課		
目的	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市のごみ処理広域化実施計画及び循環型社会形成推進地域計画に基づき、適正な運用を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	広域ブロック(海老名市、大和市、座間市、綾瀬市)における、ごみ処理の効率化等を図るための課題解決は、継続性を要すことから「現状継続」としました。
	内部評価	事業統合	担当部課評価の「現状継続」を修正します。 廃棄物の排出量は環境問題やエネルギー問題に直結することから、減量に向けた取り組みは極めて重要です。循環型社会の実現のためには、市町村の枠組みにとられない広域的視点は欠かせないものと考えます。なお、本事務事業の目的はごみ処理広域化実施計画の推進を通じた「一般廃棄物の計画的な処理の実施」であることから、「事業統合」が望ましいと考えます。
	外部評価	事業統合	ごみ処理の適正処理は、人口や来街者が増加する海老名市において、きれいで住みよい街を維持するために不可欠な事業です。 そのため、ごみ処理の効率的な事業運営を図ることは、行政コストを下げつつより住みやすい街づくりの繋がるため、「事業統合」とします。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	広域行政の推進
事業	ごみ処理広域化実施計画の推進（経済環境部 資源対策課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	2	2
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	2	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	7	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	広域行政の推進
事務事業名	広域行政の推進及び自治体連携の研究		
担当部課	財務部 企画財政課		
目的	広域的な行政課題の解決に向け、積極的に近隣自治体との調整を進めることで、効率的な行政運営を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>いずれの研究会等においても構成自治体と連携を図りながら、各種課題の解決に向け、具体的な内容に取り組んでいます。広域連携の重要性については、いずれの自治体も共通認識を持っておりますが、一部、課題の抽出方法、解決策へのアプローチ方法等については検討が必要です。自治体の財源が不足してきている中、行政界にとらわれず、広域連携を推し進めることで事業の効率化が図れるものや、経費の削減が行えるものについては、今後も積極的に実施していきます。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価「現状継続」を修正します。 本市の人口は未だ微増しているものの、全国的には人口減少社会に突入しており、従来の人口増加を背景とした行政運営から、人口減少を見据えた広域的視点による都市経営への転換が求められています。 このようななか、各市共通の課題解決や効率的な都市経営には広域行政の推進が必須であることから、解決策へのアプローチ方法を再検討する必要があり、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>県央地域において、近隣市と連携をはかり、市や地域の活性化を図ることは共通した課題です。その認識のもと、よりビジョンを明確にし、適宜市民にその取組を周知するとともに、少しずつ成功例を積み重ねることで、大きな成果に結びつき、市民を引き寄せる形に繋がるものと考えます。 そのためには、研究会やサミットを自治体で構成するだけでなく、そこに市民の意見を吸い上げ、反映させながら事業を進めることが必要です。したがって、解決策、見直しのアプローチから十分に検討することから、見直し継続とします。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	広域行政の推進
事業	広域行政の推進及び自治体連携の研究（財務部 企画財政課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	2	2
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	8	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	広域行政の推進
事務事業名	高座清掃施設組合運営への参画と支援		
担当部課	経済環境部 資源対策課		
目的	高座清掃施設組合運営への参画や支援を行うことで、一般廃棄物処理基本計画に基づく中間処理・最終処分の円滑な進行を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	高座清掃施設組合の運営については、「ごみ」と「し尿」の適正な処理体制の確保を図るため、海老名市、座間市、綾瀬市の構成三市が公平な役割分担を担い、事業を継続します。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 地方自治法に基づく一部事務組合である高座清掃施設組合は、し尿・塵芥処理などの共同処理を担っており、広域行政の推進・事務処理の効率化の観点からも有効であり、継続は必須かつ妥当と判断します。今後も一般廃棄物処理の適正化や炉の改修に向け、市としての役割をしっかりと果たす必要があります。なお、市民に対しての積極的な情報提供などに努めることも必要と考えます。
	外部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 海老名市、綾瀬市、座間市の3市で役割を分担し共同処理を行うことはごみの効率的な処理に適した事業です。そのため、継続して事業を進めるとともに、良い取組として市民に周知されることも期待し、「現状継続」とします。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	広域行政の推進
事業	高座清掃施設組合運営への参画と支援（経済環境部 資源対策課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	2	2	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	9	施策名	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり
		方向性	広域行政の推進
事務事業名	消防通信指令事務協議会の運営		
担当部課	消防本部 消防総務課		
目的	海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会の担当事務である119番通報受付、部隊出場指令、無線統制を共同運用することで、市民サービスの向上、消防行財政の効率化を図ることを目的とします。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	海老名市・座間市・綾瀬市が広域連携することで、市民サービスの向上が図られたことが確認できました。社会情勢の変化とともに、消防に求められる市民からの期待に応えるため、現状を維持しながら、柔軟な相互応援体制を行いたいと考えています。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 消防業務の中核を担う消防通信指令事務を海老名市、座間市及び綾瀬市の三市で共同運用し、三市の災害事案や車両動態を一元管理することで、救急事案の出動から現場到着までの時間の短縮に繋がっています。また、平成28年度は年間2万1千件を超える119番通報を受信していることから、各種ネットワーク機器等の適正な維持管理を行い三市約34万市民の安全・安心を確保していく必要があります。
	外部評価	現状継続	海老名市、座間市、綾瀬市の3市で連携したことにより、現場への到着時間が短縮されるなど、市民サービスが向上していることから、現状どおり事業を継続されることを期待します。 さらに、現場到着時間の短縮だけでなく、救急の出動もよりスムーズとなったことや携帯電話のGPS機能の利用など、市民に情報が提供されるとより市民が安心感を得る情報が多いものと思われます。 そのため、市民への情報提供をより積極的に行いながら引き続き事業を行うことを求め、「現状継続」とします。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	コンパクトでにぎわいのある拠点づくり	取組の方向性	広域行政の推進
事業	消防通信指令事務協議会の運営 （消防本部 消防総務課）		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

施策評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標	3	元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり～立地特性を活かし、企業・産業活動を活性化させる～
施策	3-1	地域産業の競争力強化

【基本目標KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
従業者数	53,916人	平成24年	55,000人(H30)	59,848人(H26)	経済センサス(隔年実施)
事業所数	4,055事業所	平成24年	4,100事業所(H30)	4,361事業所(H26)	経済センサス(隔年実施)

【施策KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
認定農業者※総数	55人	平成26年度	58人(H31)	55人(H27) 54人(H28)	市資料
農作業受託面積	31ha	平成26年度	32ha(H31)	31ha(H27) 31ha(H28)	市資料
海老名駅周辺大型商業施設来客数	2,271万人	平成26年度	4,000万人(H31)	2,235万人(H27)	事業者調査

【各評価】

	事業名	担当部課	評価	
			内部	外部
実施計画事業	1 地域営農活動の促進（農政課）	見直し継続	見直し継続	見直し縮小
	2 農業振興対策の推進（農政課）	現状継続	現状継続	現状継続
	3 農業基盤整備事業（農政課）	現状継続	現状継続	現状継続
	4 市民農園の推進（農政課）	見直し拡大	見直し拡大	見直し拡大
	5 農業団体等との連携強化（農政課）	現状継続	現状継続	現状継続
	6 商店街の元気復活（商工課）	現状継続	現状継続	事業廃止
	7 名産品の開発・販売の促進（商工課）	現状継続	現状継続	事業統合
	8			
	9			
	10			
	11			

評価項目	評価基準			評価	
				内部	外部
(1)施策の推進に係る事業の適正配置	施策を構成する事業の数や内容が適正で、当該施策の達成に効果的な配置となっているかについて評価する。			1	2
	1	当該施策を達成するのに十分な事業が配置されている			
	2	当該施策の達成において、削減すべき(不要な)事業がある			
	3	当該施策の達成に向け、さらに追加すべき事業がある			
	4	その他			
(2)施策の進捗・達成評価	現時点での達成状況から見て、当該施策が順調に推進されているかについて評価する。			1	1
	1	順調である	2 やや遅延している		
	3	著しく遅延している	4 その他		
内部評価コメント	農業や商業などの地域産業を活性化させるための効果的な施策が配置されているものと考えます。今後も、施策に係るそれぞれの事業について見直しを図りながら、積極的に展開することを期待します。				
外部評価コメント	市としての『えびなの農業』あり方が示されていないように感じました。農業の新たな切り口は新たな需要や雇用を生み出すことが期待できます。従来型の農業に捉われない、消費者の視点に立った農業政策を行っていくことも重要であると考えます。補助金については、単に継続してだけでなく、統合を検討し、情勢に見合った海老名の特色を活かした事業展開を期待します。				

事業別評価結果

No	10	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	魅力ある農業の振興
事務事業名	地域営農活動の促進		
担当部課	経済環境部 農政課		
目的	農業としての新鮮な野菜の供給だけでなく、緑と景観の維持、防災空間の確保などの都市農業の持つ多面的な機能を維持するため、市内農業経営の安定、優良な農地の維持保全を図ることを目的とし、農家への助成を実施します。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	現状の支援策から海老名市全体の農業経営の安定化を図られるよう検討します。
	内部評価	見直し継続	担当部課評価を支持します。 地域農業団体の活動支援や機械・設備の整備等に係る補助のほか、女性農業者や酒米栽培等への支援など幅広い支援策を講じていますが、今後も、地域の農業者の声を聞くことで事業の見直しを行い、地域営農活動のさらなる促進を図られることを期待します。
	外部評価	見直し縮小	農地の多面的な役割の必要性や新しい取組は評価します。また、平成27年に新たに制定された新農業振興プランに沿って事業を進めていくことは理解しますが、従前の政策や補助金の見直しは必要です。 特に補助金に対する考え方を明確にし、納税者である市民への周知は十分に行うべきです。 限られた財源のなかでも海老名らしい農業政策、効果的な補助金のあり方についても検討が必要です。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	魅力ある農業の振興
事業(担当部課)	地域営農活動の促進 (経済環境部 農政課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	2
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	2
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	3
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	2
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	2	2	3
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	11	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	魅力ある農業の振興
事務事業名	農業振興対策の推進		
担当部課	経済環境部 農政課		
目的	<p>農業が本市の活力ある主要産業の一つとして発展することは、安全・安心な農産物の供給のほか、自然環境の保全、防災、良好な景観の保全など農業の持つ多面的機能の維持も図られることとなります。こうした農業の持続的発展のため、後継者の育成をはじめ、中心的役割を担う農家への支援を行います。また、海老名の農業振興のため地産地消を推進します。</p>		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>農業の持続的発展のため、後継者の育成をはじめ、中心的役割を担う農家への支援を継続します。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。 海老名の農業振興と後継者の育成のためにも、ロボット技術やICTを活用した「スマート農業」について、引き続き研究を進め、農業振興対策に活用できるように取り組まれることを期待します。</p>
	外部評価	現状継続	<p>スマート農業は、新しい取組であり、すぐに費用対効果を図ることは難しいですが、未来の農業に重要な役割を果たす可能性を秘めていることから、市が主体となり推進していくべきであると考えます。 既存の延長線上ではない新しい農業への取組は、次世代の農家や市民の理解へ結びつくため、市民への周知も積極的に行われることを期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	魅力ある農業の振興
事業(担当部課)	農業振興対策の推進 (経済環境部 農政課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	2
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	2
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	2
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	3

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	12	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	魅力ある農業の振興
事務事業名	農業基盤整備事業		
担当部課	経済環境部 農政課		
目的	農業振興地域内の農業用道路・用排水路・水田用暗渠排水(共同部分)を整備・維持補修することにより、農産物の生産性の向上、農業振興地域内の優良農地及び自然環境の保全を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	農業用排水路の整備、改修をはじめとした農業基盤整備は、市の農業を支援していく上で必要不可欠な事業であり、今後も整備の必要があります。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 限られた予算の中で、できるだけ地元の要望に応えるためにも、要望者との協議を充分行い、必要な検討が行われることを期待します。 また、農用地区域の整備についても引き続き計画的に進めることを期待します。
	外部評価	現状継続	農業を支援するなかで、基盤整備は必要不可欠です。農家の要望に応えつつ限られた予算内で、計画的な支援を行っていくことが必要です。 今後も継続的な取組が必須であることから、「現状継続」とします。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	魅力ある農業の振興
事業(担当部課)	農業基盤整備事業 (経済環境部 農政課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	2	2	2
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	3

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	2	2	2

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	13	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	魅力ある農業の振興
事務事業名	市民農園の推進		
担当部課	経済環境部 農政課		
目的	<p>荒廃農地の防止及び遊休農地の有効利用並びに農地の良好な景観形成を図りながら市民の余暇活動の場の提供を行い、農業への理解を深め、農業振興のために市民農園を設置します。</p>		
総合評価	担当部課評価	見直し拡大	<p>市民農園は、市民が農業への理解を深め、余暇を楽しむ場であります。しかしながら、市民ニーズには、住居に近い農園を希望する意見が多いことから、これらのニーズに応えられるよう、農園の配置に考慮しながら、新たな農園を整備します。</p>
	内部評価	見直し拡大	<p>担当部課評価を支持します。 市民ニーズに応えられるような農園の適正配置に向けて、遊休農地等の活用や市民農園の運営方法等の検討など、様々な工夫を行うことで、市民農園の整備が進むことを期待します。</p>
	外部評価	見直し拡大	<p>既存の市民農園は、水供給の工夫や耕作用具の共用、また休憩施設の設置など、更に楽しく利用しやすくする工夫をすることで、市民ニーズを満たすだけでなく、新たなコミュニティの形成も期待できます。 また、現状の延長線上にある取組だけでなく、農業の新たな切り口としての役割にも期待します。市民ニーズを満たすことも重要ですが、観光農園として、市外の方も参加可能な事業としてとらえることで、市民農園ひいては農業の可能性を広げていくことを期待し、「見直し拡大」とします。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	魅力ある農業の振興
事業(担当部課)	市民農園の推進 (経済環境部 農政課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	2
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	2	2	2
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	2
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	2	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	2	2	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	14	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	魅力ある農業の振興
事務事業名	農業団体等との連携強化		
担当部課	経済環境部 農政課		
目的	<p>農政に関する各種会議、協議会への参加による関係機関との意見交換、情報の収集、要望活動等を通じ、農業の抱える問題への対応を図ります。 首都圏近郊の都市農業としての課題、農業の振興に関する施策を円滑に実施できるよう農業団体との連携を図ります。</p>		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>都市農業としての課題、農業の振興に関する施策を円滑に実施できるよう、農政に関する各種会議、協議会、情報の収集、要望活動を通じ、農業団体との連携を図ります。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。 各種農業施策の推進にあたっては、生産者、各種団体及び関係機関との連携・連絡を密に取ることが必要不可欠です。長年にわたる取組から各団体の組織化等が図られた経緯を踏まえて、「現状継続」と判断します。</p>
	外部評価	現状継続	<p>市民との直接の関わりや周知の必要性は低いですが、市の農業において、関係団体との密な連携・連絡は不可欠です。継続的な連携強化は必須であることから、「現状継続」と判断します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	魅力ある農業の振興
事業(担当部課)	農業団体等との連携強化 (経済環境部 農政課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	2	2	2
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	2
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	2	2	3
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	15	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	にぎわいのある商業の振興
事務事業名	商店街の元気復活		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	魅力ある商店街の形成に向け、取り組みます。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>商店街は地域に不可欠な存在であり、商店街活性化事業は非常に重要性が高いと思われます。</p> <p>国分寺台中央商店街においては、商店街の活性化を地域全体のまちづくりと捉え、事業推進を図ります。</p> <p>海老名駅前商栄会については、商店会の会員の意識が高まっており、商店会の運営やイベントの在り方などを継続して協議していくことが必要です。</p> <p>また、海老名駅西口まち開きにより、多くの来街者が訪れることを商店街活性化のチャンスと考え、事業を進めていく必要があります。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>地域の商店街は高齢者など地域住民に必要不可欠な存在であり、地域の活性化や賑わい創出に重要な役割を担うことから「現状継続」とします。</p>
	外部評価	事業廃止	<p>希望のあった商店街にのみ支援をするだけでは、事業全体の効果が得られていると考えにくく、事業の方向性の転換が必要な時期に来ていると言えます。</p> <p>商店街全体への支援ではなく、個々の商店の魅力を高める取組の方が、有効な手段であるように感じます。</p> <p>「事業の縮小」では、より効果が得られにくくなる可能性もあることから、事業の廃止を含めた検討をすべきであると考えます。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	にぎわいのある商業の振興
事業(担当部課)	商店街の元気復活 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	2	2
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	3	3	3
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	2	2
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	2
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	2	2

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	2
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	3

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	16	施策名	地域産業の競争力強化
		方向性	にぎわいのある商業の振興
事務事業名	名産品の開発・販売の促進		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	新たな海老名市の名産品の開発・販売促進及びいちごワイン・銘菓・吟味豚等の販売促進の充実を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>平成28年度は、トライアングルカレンダーを作成し、そのプレゼントの商品として海老名市の名産品である吟味豚等を84名の方へ発送しました。</p> <p>名産品は市の特長や魅力を伝えられるツールとして現在効果的な役割を担っています。そのため平成29年度についても、トライアングルカレンダーを作成しそのプレゼントの商品を提供したり、商工フェアなどで、引き続き名産品等をPRすることにより販路拡大になるよう事業を実施します。</p> <p>今後も市内外に海老名をPRするため商工会議所などと連携し、新たな商品開発や販路拡大に向け取り組みます。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>名産品の開発、販売促進は市内の産業振興につながります。今後も各種イベントや広報、ホームページ等において名産品を周知するとともに、商工会議所などと連携し、さらに販路拡大や商品開発が必要なことから「現状継続」とします。</p>
	外部評価	事業統合	<p>名産品を開発する本事業と、既にある名産品をPRしていくといったにぎわい事業と位置づけの違いはありますが、それぞれを効果的に事業展開していくためには、両事業の連携は必要です。</p> <p>また、現在行われている取組が、販売の促進に効果的な取組であると言えるのか、見直しが必要であることから、「事業統合」して発展することを期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	地域産業の競争力強化	取組の方向性	にぎわいのある商業の振興
事業(担当部課)	名産品の開発・販売の促進 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	2
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	3	3	3
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	2
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	2
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	2

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	3

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

施策評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標	3	元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり～立地特性を活かし、企業・産業活動を活性化させる～
施策	3-2	活力ある工業の振興

【基本目標KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
従業者数	53,916人	平成24年	55,000人(H30)	59,848人(H26)	経済センサス(隔年実施)
事業所数	4,055事業所	平成24年	4,100事業所(H30)	4,361事業所(H26)	経済センサス(隔年実施)

【施策KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
展示会等出展事業補助件数	17件	平成26年度	20件(H31)	13件(H27) 8件(H28)	市資料
生産性向上等の設備導入補助件数	1件	平成26年度	5件(H31)	3件(H27) 4件(H28)	市資料

【各評価】

	事業名	担当部課		
		内部	外部	外部
実施計画事業	1 中小企業振興対策（商工課）	現状継続	見直し継続	見直し継続
	2 事業融資資金の充実（商工課）	現状継続	現状継続	現状継続
	3 中小企業資金融資利子補給の充実（商工課）	現状継続	現状継続	現状継続
	4 中小企業信用保証料補助の充実（商工課）	現状継続	現状継続	現状継続
	5 商工会議所への支援（商工課）	現状継続	現状継続	見直し継続
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			

評価項目	評価基準		評価	
			内部	外部
(1) 施策の推進に係る事業の適正配置	施策を構成する事業の数や内容が適正で、当該施策の達成に効果的な配置となっているかについて評価する。		1	3
	1	当該施策を達成するのに十分な事業が配置されている		
	2	当該施策の達成において、削減すべき(不要な)事業がある		
	3	当該施策の達成に向け、さらに追加すべき事業がある		
	4	その他		
(2) 施策の進捗・達成評価	現時点での達成状況から見て、当該施策が順調に推進されているかについて評価する。		1	1
	1	順調である		
	2	やや遅延している		
	3	著しく遅延している		
内部評価コメント	<p>運転資金、設備資金の融資、利子補給、信用保証料の補助などで、中小企業の経営安定が図られることで成果は上がっているものと思います。</p> <p>一方で中小企業への支援策については、メニューの再検討及び周知方法について改善の余地が見られます。</p>			
外部評価コメント	<p>補助金事業については、十分に検証がなされていない、前年踏襲の支持・支援・資金援助のように感じます。一般的な中小企業の支援ではなく、市が主導となった、海老名市独自の支援策が創出されることを期待します。</p>			

事業別評価結果

No	17	施策名	活力ある工業の振興
		方向性	活力ある工業の振興
事務事業名	中小企業振興対策		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	市内事業所の経営基盤の安定化、技術開発への支援等を行うことで、市内中小企業の振興に寄与し、市内産業の活性化を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	企業ニーズにあったメニューを探るべく、企業訪問を行い、多くの企業が活用できるようにすることで、市内中小企業者の振興に寄与し、市内産業の活性化を図るため引き続き実施していきます。
	内部評価	見直し継続	担当部課評価の「現状継続」を修正します。 中小企業の要望や意見を聞き取り、企業ニーズを研究し対象事業等の見直しを行い、事業を継続とします。 また、ものづくり探訪隊(工場見学)は申込多数で抽選となっており、参加者アンケートの結果、好評を得ているため、「見直し継続」とします。
	外部評価	見直し継続	企業からのニーズに合わせたメニューを設定することで、利用しやすい補助金となっていることは評価します。 その一方で、市としての方向性が不明瞭であるように感じます。市として進めたい事業や取組に対するメニューを設定し、それを希望する企業を探すアプローチも必要ではないかと思えます。 市が主体となり、市の商業全体の活性化につながるような中小企業の支援を期待します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	活力ある工業の振興	取組の方向性	活力ある工業の振興
事業(担当部課)	中小企業振興対策 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	2
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	2
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	2	2
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	3
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	18	施策名	活力ある工業の振興
		方向性	活力ある工業の振興
事務事業名	事業融資資金の充実		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	中小企業の事業活動に必要な資金や、新たに事業を創業しようとする者への運転資金や設備資金を融資することによって、中小企業者等への支援と経営の安定及び健全な企業の発展を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	中小企業者の事業活動に必要な資金や、新たに事業を創業しようとする者への運転資金や設備資金を融資することにより、中小企業者への支援と経営の安定及び健全な企業の発展が図られています。今後も、中小企業者の事業活動の利便性を図るため、事業を継続していきます。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。 多くの中小企業者が運転資金や設備資金を活用することにより、市内中小企業の振興につながるものと考えことから、「現状継続」とします。
	外部評価	現状継続	中小企業者の必要資金や新たに事業を創業するものへの融資は、市内中小企業の振興に有効な手段といえます。 今後も継続的に支援を行う必要があることから、「現状継続」とします。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	活力ある工業の振興	取組の方向性	活力ある工業の振興
事業(担当部課)	事業融資資金の充実 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	19	施策名	活力ある工業の振興
		方向性	活力ある工業の振興
事務事業名	中小企業資金融資利子補給の充実		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	市中小企業事業資金、小規模事業者経営改善資金を受けた中小企業者に対し利子の一部を補助し、返済負担の軽減を図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	平成28年度は、市内企業987件、59,193千円の融資に対する利子補給をしたことで、市内中小企業者の経営の安定化に寄与できました。この利子補給は中小企業の発展にとっては未だ欠かすことのできない援助であるため、平成29年度についても昨年度と同様、融資の利子補給を継続することにより、融資返済の負担を軽減し、企業支援の一助となるよう、事業を実施します。
	内部評価	現状継続	担当部課評価を支持します。中小企業者への融資返済の負担を軽減し、経営安定につながるものと考えられることから、「現状継続」とします。
	外部評価	現状継続	融資返済の負担軽減は、経営安定に寄与していると判断できます。継続的な支援は今後とも有効であることから、「現状継続」と判断します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	活力ある工業の振興	取組の方向性	活力ある工業の振興
事業(担当部課)	中小企業資金融資利子補給の充実 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	20	施策名	活力ある工業の振興
		方向性	活力ある工業の振興
事務事業名	中小企業信用保証料補助の充実		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	中小企業の事業活動に必要な資金融資の円滑化を図ると共に、経営基盤の近代化を促し、企業の健全な発展に資するため、信用保証料の補助を行います。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>平成28年度は、市内企業が信用保証協会に支払った保証料の一部(137件、12,314,305円)を補助し、市内中小企業者の経営の安定に寄与できました。</p> <p>この補助は中小企業にとっていまだに企業の財務状況を支えるために必要なものであり、この保証料が企業の負担となれば中小企業の発展が阻害されることも考えられます。そのため、平成29年度についても昨年度と同様、中小企業者が支払った信用保証料を補助することにより、融資返済の負担を軽減し、企業支援の一助となるよう、事業を実施します。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>中小企業者の経営安定化のため、今後も引続き支援が必要なことから「現状継続」とします。</p>
	外部評価	現状継続	<p>中小企業の経営安定化に有効な事業といえます。今後も継続的に支援を行うことで、中小企業の発展にもつながることから「現状継続」とします。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	活力ある工業の振興	取組の方向性	活力ある工業の振興
事業(担当部課)	中小企業信用保証料補助の充実 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	21	施策名	活力ある工業の振興
		方向性	活力ある工業の振興
事務事業名	商工会議所への支援		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	中小企業者の経営改善や地域商工業の総合的な振興を担う商工会議所に対して、必要な支援を行います。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>平成28年度は経営支援などの各種事業や、商工フェア、県央ものづくり交流会事業など、25,530千円を補助し、市内商工業の発展に寄与することができました。</p> <p>中小企業に対する直接の支援は当然不可欠ですが、中小企業を広く支える商工会議所への支援は、現状効果的に行われていると判断できます。そのため平成29年度についても、市内商工業の発展に寄与できるよう、商工会議所が実施する各種事業を引き続き支援します。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>地域商工業の総合的な振興を担う商工会議所の活動は、地域社会の発展に重要な役割を果たしていることから「現状継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>市内商工業において、商工会議所の役割は非常に大きく、活動も理解ができますが、補助金を交付していることから、十分な効果・検証は行うべきです。</p> <p>課題や問題点の『見える化』は不可欠であると考えます。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	活力ある工業の振興	取組の方向性	活力ある工業の振興
事業(担当部課)	商工会議所への支援 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	2
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	3	3	3
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

施策評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標	3	元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり～立地特性を活かし、企業・産業活動を活性化させる～
施策	3-3	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進

【基本目標KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
従業者数	53,916人	平成24年	55,000人(H30)	59,848人(H26)	経済センサス(隔年実施)
事業所数	4,055事業所	平成24年	4,100事業所(H30)	4,361事業所(H26)	経済センサス(隔年実施)

【施策KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
製造業事業所数(4人以上)	132事業所	平成25年	138事業所(H31)	127事業所(H26)	工業統計調査

【各評価】

	事業名	担当部課	評価	
			内部	外部
実施計画事業	1 企業立地の促進(商工課)	見直し拡大	見直し拡大	見直し拡大
	2 工業系新市街地の整備促進(市街地整備課)	現状継続	現状継続	現状継続
	3			
	4			
	5			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			

評価項目	評価基準				評価	
(1) 施策の推進に係る事業の適正配置	施策を構成する事業の数や内容が適正で、当該施策の達成に効果的な配置となっているかについて評価する。				1	1
	1	当該施策を達成するのに十分な事業が配置されている				
	2	当該施策の達成において、削減すべき(不要な)事業がある				
	3	当該施策の達成に向け、さらに追加すべき事業がある				
	4	その他				
(2) 施策の進捗・達成評価	現時点での達成状況から見て、当該施策が順調に推進されているかについて評価する。				1	1
	1	順調である	2	やや遅延している		
	3	著しく遅延している	4	その他		
内部評価コメント	企業立地の促進に向け、補助制度を活用した企業の進出などが順調に進み、雇用の創出や税財源の確保が図られています。また、土地区画整理事業を活用した進出用地の具体的な整備が進捗しています。更なる工業用地の確保に向けた地権者勉強会も計画されており、早期事業化に向け、積極的な取組の継続を期待します。					
外部評価コメント	希望企業も含め企業の進出は順調に進んでおり、全体の進捗についても順調であると判断できます。投下資金とその資金回収の数値的な検証等も適切に行われている点や時限立法での取組は大変評価できます。税源涵養の面からも積極的に施策を進めていくことを期待します。					

事業別評価結果

No	22	施策名	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進
		方向性	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進
事務事業名	企業立地の促進		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	優良企業の進出及び市内企業の再投資により、市内地域経済の活性化と雇用機会の拡大及び税源涵養を推進します。		
総合評価	担当部課評価	見直し拡大	<p>これまでの検証結果を踏まえ、さらに3年間の期限を延長し、支援内容の充実も図りました。</p> <p>しかしながら、企業からの立地ニーズはあるものの、市内の工業系用地が少ないことから、平成28年度は工業系用地拡大に向けた調査研究事業を実施しました。この中では、約4割の企業から施設の新設等についての前向きな回答が示されています。</p> <p>また、地権者への意向調査では約9割の方から、工業用地拡大に向けた前向きな回答を示されています。このため平成29年度は勉強会等を開催するなど、工業系用地拡大に向け事業を進めていきます。</p>
	内部評価	見直し拡大	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>インセンティブ策により企業立地の促進を図ることができています。平成20～28年度まで10件の新規立地を認定し、奨励金約2.5億円に対して約420億円の資本投下がされ経済効果は大きいと考えます。また、認定企業全体で450名を超える雇用と安定した税財源の確保(奨励完了後は年間3億円程度の増)が図られ、事業効果も大きいと判断できます。</p> <p>工業用地の拡大に関しては、平成28年度調査の結果、企業の立地希望及び地権者意向も確認できたことから、事業化に向けた取組を鋭意進めることが必要と判断します。</p>
	外部評価	見直し拡大	<p>投下資金とその回収がきちんと数値的に検証をされており、次年度以降の計画も明確になっていることは、高く評価します。</p> <p>税源涵養は長期的に考えても非常に重要であることから、積極的に進めていくことを期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進	取組の方向性	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進
事業(担当部課)	企業立地の促進 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	23	施策名	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進
		方向性	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進
事務事業名	工業系新市街地の整備促進		
担当部課	まちづくり部 市街地整備課		
目的	地権者意向をふまえ、工業系の新市街地形成に向け、既成市街地と調和のとれた良好な環境づくりを図ります。		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>運動公園周辺地区については、平成28年11月に設立された土地区画整理組合に対し、事業計画に基づいて、組合事業を支援します。</p> <p>横浜伊勢原線沿道西地区については、引き続き開発ガイドラインに基づき、工業・流通系を主とした土地利用等を誘導します。</p>
	内部評価	現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>運動公園周辺地区では、事業主体となる地権者組織として神奈川県により組合設立が認可され、事業計画に基づく事業がスタートしました。市としてこの認可に関連する組織化や都市計画手続き、関係機関協議を順調に進めたことを評価します。</p> <p>平成29年度から本格的な工事がスタートし、平成31年度の竣工を目指していることから、市としても引き続き支援を行い、確実な事業執行と早期工業用地の創出を図る必要があります。</p>
	外部評価	現状継続	<p>認可関連の組織化や都市計画手続き、関係機関協議を順調に進めさせたことを評価します。</p> <p>引き続き、関係者との連携や支援を継続的に行い、円滑な事業執行と工業用地の創出を期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進	取組の方向性	広域交通網の充実を活かした、企業立地の促進
事業(担当部課)	工業系新市街地の整備促進 (まちづくり部 市街地整備課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	3	3	3
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

施策評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標	4	まちの魅力向上とシティセールスの推進 ～まちの魅力を創る、伝える、広げる～
施策	4-2	シティプロモーション(PR活動)の充実

【基本目標KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
転入者数	5,011人	平成26年	3万人 (H27-31合計)	5,343人 (H27)	住民基本台帳 人口移動報告

【施策KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
社会増減率 ランキング(県内)	13位	平成26年	10位以内 (H31)	8位 (H27)	神奈川県人口 統計調査報告
滞在人口(休日)	109,219人	平成26年	114,000人 (H31)	110,863人 (H27)	地域経済分析システム (RESAS(リーサス))
滞在人口率 ランキング(休日)	全国885位	平成26年	全国796位以内 (H31)	全国797位 (H27)	地域経済分析システム (RESAS(リーサス))
えびな元氣ナビの ダウンロード数	—	—	10,000件 (H31)	4,374件 (H27)	市資料

【各評価】

	事業名	担当部課	評価	
			内部	外部
実施計画事業	1	にぎわい振興事業の促進 (商工課)	見直し拡大	見直し拡大
	2	広報発行事業 (シティプロモーション課)	見直し継続	見直し拡大
	3	広報充実事業 (シティプロモーション課)	見直し継続	見直し拡大
	4	シティプロモーション推進事業 (シティプロモーション課)	現状継続	見直し継続
	5	イメージキャラクター活用事業 (シティプロモーション課)	現状継続	見直し継続
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			

評価項目	評価基準				評価	
	施策を構成する事業の数や内容が適正で、当該施策の達成に効果的な配置となっているかについて評価する。				内部	外部
(1) 施策の推進に係る事業の適正配置	1	当該施策を達成するのに十分な事業が配置されている			1	1
	2	当該施策の達成において、削減すべき(不要な)事業がある				
	3	当該施策の達成に向け、さらに追加すべき事業がある				
	4	その他				
(2) 施策の進捗・達成評価	現時点での達成状況から見て、当該施策が順調に推進されているかについて評価する。				1	2
	1	順調である	2	やや遅延している		
	3	著しく遅延している	4	その他		
内部評価コメント	<p>「にぎわいと活気のあるまち」の実現を目指すためには、市の魅力向上とシティプロモーションは必要不可欠です。広報をはじめ、えび～にゃやSNS等、様々なツールを活用して市の魅力を発信していくことは重要な施策であり、今後も企画・実行・見直しのPDCAサイクルを重ねながら、積極的に進めていくべきであると考えます。</p>					
外部評価コメント	<p>まちの魅力を向上させるためには、広報事業は欠かせないものであると考えます。市のにぎわい資源の発掘と、その資源の活用を充実させ、単に広報を出すだけではなく、広報を通じて市と市民が交流できるように、効果を検証しながら事業を進めることを期待します。</p>					

事業別評価結果

No	24	施策名	シティプロモーション(PR活動)の充実
		方向性	にぎわいづくり
事務事業名	にぎわい振興事業の促進		
担当部課	経済環境部 商工課		
目的	海老名市に多くの人々が繰り返し訪れ、ショッピング・映画鑑賞・グルメ・史跡散策等を楽しみ、市内全体が経済的に潤うことを目指します。		
総合評価	担当部課評価	見直し拡大	「えびな元気にぎわい振興計画」に基づき、平成29年度は、新規事業として、景観写真コンテストやキャッチコピーの公募・選定事業を実施し、さらなるにぎわいの創出を図っていきたいと考えます。
	内部評価	見直し拡大	担当部課評価を支持します。 新たに策定した「えびな元気にぎわい振興計画」や「海老名市にぎわい振興審議会」により、様々な新規事業の取組を進めていることから「見直し拡大」とします。
	外部評価	見直し拡大	えびな元気ナビについて、防災・災害等の情報と連携したり、幅広く活用されることを期待します。 また、様々な事業を展開していくことは重要であるが、今まで実施した事業の検証をしっかりとしていかなければ、事業が広がっていただけになってしまいます。目的に対し、その事業が真に必要なか否かを検証しながら事業を進めることを期待します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	シティプロモーション(PR活動)の充実	取組の方向性	にぎわいづくり
事業(担当部課)	にぎわい振興事業の促進 (経済環境部 商工課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	25	施策名	シティプロモーション(PR活動)の充実
		方向性	市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上
事務事業名	広報発行事業		
担当部課	市長室 シティプロモーション課		
目的	様々な広報媒体により、行政情報を適時・的確に市民に伝えます。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>平成28年度は広報えびなに関するアンケートを市民まつりで実施し、市民ニーズにあった広報誌の編集及び発行に努めました。</p> <p>平成29年度は、より見やすい広報誌を作成するため、15日号のカラー化やデザイン変更、市民参加企画の検討などを行い、併せてAR機能(スマートフォンなどで映像にデジタル情報を重ね合わせて表示する技術)等の動画を活用した新たな手法の導入も検討します。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>プレスリリースの件数は、平成25年度以降、低迷が続いています。報道機関を積極的に活用したPRの見直しが必要です。「広報えびな」については、平成29年度に向けた新たな取組を導入していくことから、「広報えびな」の進化を期待し、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し拡大	<p>広報えびなは、市民に対して、行政情報を周知するための重要なコミュニケーションツールです。今後も、行政と市民の情報のパイプ役として、更なる進化を期待し、「見直し拡大」とします。</p> <p>また、広報えびなは、ホームページでデータでの発信も実施しており、利便性はありますが、高齢者が増加しているため、紙媒体での情報も大切にしながら、市民ニーズにあった広報誌の作成を期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	シティプロモーション(PR活動)の充実	取組の方向性	市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上
事業(担当部課)	広報発行业業 (市長室 シティプロモーション課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	26	施策名	シティプロモーション(PR活動)の充実
		方向性	市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上
事務事業名	広報充実事業		
担当部課	市長室 シティプロモーション課		
目的	<p>市民にまちの価値や愛着を感じてもらおうよう、「海老名市の魅力情報」を発信します。</p> <p>また、現在のホームページは、導入後15年が経過し、その間にバージョンアップやトップページの改修を行っていますが、インターネット利用者の増加やニーズの多様化に伴い、使いやすさの向上が求められています。また、障害者差別解消法の施行に伴い障がい者に配慮した改修(ウェブアクセシビリティAA以上準拠)が義務付けられました。</p>		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>インターネット放送局では、さまざまな市政情報や市の魅力を取り上げてきましたが、閲覧者数が減少傾向にあります。そのため、市の魅力をより効果的にダイレクトに視聴者に伝えるCMのような短編動画を作成し市内外に情報を発信していきます。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>近年、動画放映の媒体も増えており、CM動画による市の魅力発信は、有効と考えます。シティプロモーション課が全庁的なコーディネーターとしての役割を担い、クオリティの高いCM番組の作成を期待いたします。また、障害者差別解消法による障がい者へ配慮した番組企画なども検討することを期待し、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し拡大	<p>市の内外に海老名市の魅力情報を発信するために、ホームページを充実させることは重要なミッションと考えます。高齢者等、誰が見ても分かるような、分かりやすいホームページにリニューアルしていただき、もっともっと充実した広報ツールとなるよう期待して、「見直し拡大」とします。</p> <p>また、インターネット放送局では、YouTube等で情報発信をしているが、効果の検証をしっかりと行い、まだまだ「インターネット放送局」についての認知は低いため、しっかりと周知を図りながら市民ニーズにあったものとなることを期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	シティプロモーション(PR活動)の充実	取組の方向性	市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上
事業(担当部課)	広報充実事業 (市長室 シティプロモーション課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	27	施策名	シティプロモーション(PR活動)の充実
		方向性	市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上
事務事業名	シティプロモーション推進事業		
担当部課	市長室 シティプロモーション課		
目的	<p>少子高齢化が急速に進展し、将来的には生産年齢人口の減少が見込まれることから、海老名市の魅力を戦略的に発信し、海老名市の都市イメージを高めることにより、転入者及び定住人口の拡大を図ります。</p>		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>ネット社会が一般に普及して20年程が経過した現在、様々なWebツールが公開されるため、それらも活用しながら、現状を継続していきます。</p> <p>また、繰り返し伝えていくことが大切であるため、ターゲットを見据えながらPR事業を進めます。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価の「現状継続」を修正します。</p> <p>鉄道車内吊り広告をはじめ、様々な取り組みを行ってきたことは、評価します。しかし、シティプロモーション活動は、常に見直し、進化させていくものと考えます。広報係や民間の所有する広報媒体を活用し、更なるシティセールス、シティプロモーション活動を期待し、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>一般的なことが調書に羅列されているが、実施した取組に対しては、一つ一つ見直し、有効か否か検証しながら事業を継続することを期待します。</p> <p>また、さまざまな取組を行っているが、多くのことに手を出しすぎると、事業の本質が見えなくなるため、きちんと広報をプロモーションすることが大切です。そのための手段として正しいかどうか、常に検証しながら事業に取り組むことが必要です。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	シティプロモーション(PR活動)の充実	取組の方向性	市政情報の積極的な発信によるブランド力の向上
事業(担当部課)	シティプロモーション推進事業 (市長室 シティプロモーション課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	2	3
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	2
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	28	施策名	シティプロモーション(PR活動)の充実
		方向性	イメージキャラクターの活用
事務事業名	イメージキャラクター活用事業		
担当部課	市長室 シティプロモーション課		
目的	<p>市のイメージキャラクター「えび～にゃ」を通して、全国に海老名市の魅力や情報を発信します。</p> <p>また、海老名駅周辺の都市化が進行、圏央道の開通、鉄道路線の充実による高い市のポテンシャルを持って、シティプロモーション活動を行います。</p>		
総合評価	担当部課評価	現状継続	<p>シティプロモーションを行ううえで、知名度や人気の高いキャラクター「えび～にゃ」の活用は必須です。</p> <p>海老名市の情報に興味を持っていただくためのきっかけに活用したり、キャラクターを通して市外県外において市のPRができることは有益であるため、引き続き活動を継続していきます。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価の「現状継続」を修正します。</p> <p>「えび～にゃ」の活用の必要性は支持します。今までは市外でのPR活動に重点を置いていましたが、今後は市内での活動を充実させることに軸足を変更し、市民の盛り上がりを図る新規事業に取り組むことから、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>今後も「えび～にゃ」を活用したシティプロモーション活動が継続されることを期待します。そのためには、数年前より全国的に「ゆるキャラブーム」となっていますが、そのブームで終わってしまうことがないように、市としてしっかりとした活用方法を検討する必要があるものと考えます。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	シティプロモーション(PR活動)の充実	取組の方向性	イメージキャラクターの活用
事業(担当部課)	イメージキャラクター活用事業 (市長室 シティプロモーション課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	2
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	1	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

施策評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標	4	まちの魅力向上とシティセールスの推進 ～まちの魅力を創る、伝える、広げる～
施策	4-3	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成

【基本目標KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
転入者数	5,011人	平成26年	3万人 (H27-31合計)	5,343人 (H27)	住民基本台帳 人口移動報告

【施策KPI】

指標	基準値	基準値設定年	目標値	進捗	測定方法
本市に「ずっと住みたい」及び「できれば住み続けたい」と回答した人の割合	91.7%	平成25年度	93% (H30-H31実施の市政アンケート)	89.6% (H27)	市政アンケート
えびな市民活動センター利用者数	162,706人	平成26年度	236,000人 (H31)	319,202人 (H27)	市資料
えびな市民活動センター市内登録団体数	1,025団体	平成26年度	2,000団体 (H31)	1,438団体 (H27)	市資料

【各評価】

	事業名	担当部課	評価	
			内部	外部
実施計画事業	1 各種スポーツ大会の開催（文化スポーツ課）	見直し継続	見直し継続	見直し継続
	2 市民活動の推進（市民活動推進課）	見直し継続	見直し継続	見直し継続
	3 市民参加の推進（市民活動推進課）	見直し継続	見直し継続	見直し継続
	4 えびな市民活動センターの維持管理（市民活動推進課）	見直し継続	見直し継続	見直し継続
	5 芸術文化の育成（文化スポーツ課）	見直し継続	見直し継続	見直し拡大
	6 文化財の活用（教育総務課）	見直し継続	見直し継続	見直し拡大
	7 調査広聴事業（地域づくり課）	見直し継続	見直し継続	見直し継続
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			

評価項目	評価基準		評価	
(1)施策の推進に係る事業の適正配置	施策を構成する事業の数や内容が適正で、当該施策の達成に効果的な配置となっているかについて評価する。		内部	外部
	1	当該施策を達成するのに十分な事業が配置されている	1	1
	2	当該施策の達成において、削減すべき(不要な)事業がある		
	3	当該施策の達成に向け、さらに追加すべき事業がある		
	4	その他		
(2)施策の進捗・達成評価	現時点での達成状況から見て、当該施策が順調に推進されているかについて評価する。		内部	外部
	1	順調である	2	2
	2	やや遅延している		
	3	著しく遅延している		
4	その他			
内部評価コメント	<p>スポーツ、市民活動、芸術文化、文化財等、さまざまな視点から市民主体の活動支援を行っている。このことは、まちの魅力アップのためにも効果的であると考えます。しかし、各事業の進捗状況を見ると、行政主導のものも多くみられます。今後は、人材育成の視点からの更なる取組が期待されます。</p>			
外部評価コメント	<p>まちの魅力を向上させるためには、市民参加の活動は欠かせないものであると考えます。行政が主導して力を発揮し、人材育成を強化し、各事業の多角化を推進していくことを期待します。</p>			

事業別評価結果

No	29	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	スポーツ活動の推進
事務事業名	各種スポーツ大会の開催		
担当部課	市民協働部 文化スポーツ課		
目的	生涯スポーツの普及とともに、競技力向上や選手同士の交流を図るため、子どもから高齢者まで広く市民が参加できるスポーツ・レクリエーション大会を開催します。また、「観る」スポーツの楽しさを提供することで、競技への関心を持ってもらいます。更には各種スポーツ大会で健康増進を図ります。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>スポーツ・レクリエーションフェスティバルを見直し、新たな事業の研究・検討を行います。</p> <p>また、その他事業も、内容をより魅力のあるものへと展開させ、市民の参加意欲の増加を図ります。</p> <p>マラソン大会や駅伝競走大会について、参加者の安全面や交通制限による影響等を考慮し、警備員の配置を見直します。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>健康マラソン大会や駅伝競走大会にあつては、長年にわたり継続された事業であり、市民に定着しているものの、参加者や従事者の安全確保といった点においては、常に点検する必要性があります。また、他の事業にあつても社会の変化や生活スタイルの多様化に伴い事業見直しは必要であり、より参加率を高める方策を検討する必要があることから、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>長年にわたり継続された事業であっても、しっかりと見直す必要があります。他の事業同様、参加する者にとって有意義な大会となるよう、検討することが必要です。</p> <p>各種スポーツ大会の開催については、市が積極的に関与することで安心感が生まれます。広く事業のPRを行い、ボランティア等の協力も得ながら大会を充実させることで、市が開催する意義があるものと考えます。</p> <p>また、駅伝大会においては、企業や学校等、幅広い分野の方が参加し、参加者も増加していることから、競争相手を増やしたり等、更に魅力が向上するような大会となることを期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	スポーツ活動の推進
事業(担当部課)	各種スポーツ大会の開催 (市民協働部 文化スポーツ課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	1	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	3	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	30	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	市民活動への支援
事務事業名	市民活動の推進		
担当部課	市民協働部 市民活動推進課		
目的	<p>少子高齢化、環境問題、子どもや青少年をめぐる問題など、すべての問題に行政主導で対応していくことは困難であり、市民による市民活動の活性化を図ることが求められています。そのため、市民の自主的で公益性のある活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進することを目的とします。</p>		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>市民活動団体の推進を図るため、市民活動推進補助金及び市民活動補償制度の周知を強化するとともに、制度の見直しを検討します。また、当該補助金を効果的に活用するため、予算の範囲内において2次募集の実施を検討します。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。 市民活動団体への財政的支援により、団体の組織運営や事業活動を促進していくことは必要である一方、活動内容の公益性といった点においては、より慎重に判断していくことが重要です。 また、継続した事業実施といった点において、今後は補助金の原資確保の方策についても、あらゆる手法での検討が求められることから、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>市民活動団体の推進を図るため、財政的支援を行うことは有効です。しかし、予算に対して、補助金の交付額が少ないという理由で、2次募集を行うのであれば、なぜ応募が少なかったのか、まずは原因を検証すべきと考えます。 真に当該補助金が必要であるかを見極め、制度自体を見直す必要があるものと考えます。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	市民活動への支援
事業(担当部課)	市民活動の推進 (市民協働部 市民活動推進課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	2
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	2
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	1	2
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	2
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	2
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	2	2	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	31	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	市民活動への支援
事務事業名	市民参加の推進		
担当部課	市民協働部 市民活動推進課		
目的	市民と行政が情報を共有し、市民が市政に参加するしくみをつくることにより、市民と行政が協働して住みよいまちをつくります。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>審議会、委員会の定義づけを行った結果、公募委員の割合については目標値の30%を割ってしまいました。そのため、新たに対象となった審議会、委員会の所管部署に対し、公募委員の登用についての啓発を強化していくとともに、市民参加条例の趣旨を各課等へ継続的に周知します。</p> <p>今後も、市民と行政が情報を共有できるよう、ホームページ等の充実を図り、積極的に市民参加を推進します。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>審議会や委員会等における市民参加の推進を評価するためには、対象の明確化による直接的な働きかけは極めて有効であり、市民参加条例の趣旨を継続して周知していく必要があります。</p> <p>また、市民に対する積極的な情報提供について、効果的な手法を常に検討していく必要があることから、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>市民参加の推進を図るためには、市民公募が30%に達するような方策を検討すべきです。また、公募を実施して30%に満たなくても、市民に対しては、しっかりと情報公開をしていかなければならないと考えます。</p> <p>「市民参加条例」について、市民の理解を深めるために、制度の周知を徹底する必要があると考えます。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	市民活動への支援
事業(担当部課)	市民参加の推進 (市民協働部 市民活動推進課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	2
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	2
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	2	2	2
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	1	2
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	2
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	32	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	市民活動への支援
事務事業名	えびな市民活動センターの維持管理		
担当部課	市民協働部 市民活動推進課		
目的	市民参加条例、自治基本条例及び市民活動推進条例の理念に基づき、市民活動の拠点となる施設の維持管理、運営を行い、市民活動の推進を図ります。併せて、市民活動の基礎となる健康の維持・増進の拠点施設として、その活用を図ります。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	現在、えびな市民活動センターでは、年1回、施設利用者アンケートを実施していますが、より施設運営に市民の声を取り入れていくために、平成29年度は施設利用者との意見交換会を年2回程度実施したいと考えています。
	内部評価	見直し継続	担当部課評価を支持します。 指定管理者の積極的な施設運営と適切な施設の維持管理の両方が求められるため、利用者の声の把握については適正に行われる必要があります。 また、利用者の安全安心には最大限の注意が求められ、所管部署における継続したモニタリングが適切に行われる必要があることから、「見直し継続」とします。
	外部評価	見直し継続	指定管理者の積極的な施設運営と適切な施設の維持管理を目指し、民間企業の知識・経験を活かすための指定管理者制度の意味を再考し、見直しの必要があるものと考えます。 また、利用者が増加しており、駐車場とのバランスが問題となっているため、市が積極的に関与し、様々な方策を検討していただき、更なる利用者の増加につながるよう期待します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	市民活動への支援
事業(担当部課)	えびな市民活動センターの維持管理 (市民協働部 市民活動推進課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	1	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	2	2	3
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	3	3	3
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	2	1	2
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	2
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	3

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	33	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	豊かな心を育む
事務事業名	芸術文化の育成		
担当部課	市民協働部 文化スポーツ課		
目的	海老名市芸術文化振興指針を基に、施設活用の充実や新たな活用方法を模索します。また、各種イベントにおいては、ターゲットを広く求め、多くの市民に対する芸術文化の振興を図ります。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	市民への文化イベントとして定着しつつあり、地域から市域へつなげる一方、市民参加(見る・触れる・感じる)型のイベント等を研究していくことも必要と感じています。
	内部評価	見直し継続	担当部課評価を支持します。 歴史のある市民音楽祭、市民文化祭をはじめ、平成21年度以降新設された芸術文化鑑賞会、小さな音楽会、凧あげ祭り、えびなっ子将棋名人戦、茶会等についても本市文化イベントとして定着してきています。 しかし、文化団体連合会会員の高齢化や若者の参加者数が少ない等の課題もあり、今後は、本市の文化芸術を支える人材育成や若者の参加を促進することを期待し、「見直し継続」とします。
	外部評価	見直し拡大	現在の体制では、事業をこなすだけで精一杯となっているものと見受けられます。今後、一層のサービス向上を行うためには、予算だけではなく、人的配置にも考慮しながら、芸術文化の育成に努め、市が積極的に関与することにより、芸術文化を推進していくことを期待します。

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	豊かな心を育む
事業(担当部課)	芸術文化の育成 (市民協働部 文化スポーツ課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	<p>対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)</p> <p>1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある</p>	1	2	1
2	<p>今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)</p> <p>1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない</p>	1	1	1
3	<p>進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)</p> <p>1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある</p>	1	2	1
4	<p>市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)</p> <p>1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない</p>	1	3	1
5	<p>費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)</p> <p>1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない</p>	1	1	1
6	<p>課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)</p> <p>1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない</p>	1	1	1
7	<p>他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)</p> <p>1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)</p>	1	1	1
8	<p>市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)</p> <p>1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない</p>	1	1	1

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	<p>市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)</p> <p>1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない</p>	1	1	1
10	<p>施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)</p> <p>1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い</p>	1	1	1

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	34	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	豊かな心を育む
事務事業名	文化財の活用		
担当部課	教育部 教育総務課		
目的	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>史跡や文化財の活用方法について検討し、市民による活用の推進や観光側面でのPRをしていきたいと思えます。</p> <p>海老名歴史絵手紙の展示は、より多くの方にご覧いただけるよう、海老名駅前などでの展示を検討します。</p> <p>文化財保護・活用に携わるボランティアの育成に努めます。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>史跡地を活用した相模国分寺むかしまつりを始め、各種講座、イベントには多くの参加をいただく等、文化財を活用した郷土意識の醸成が図られています。</p> <p>また、ウォーキングガイドブックは、文化財の視点だけでなく、店舗や公共施設を掲載するなど、海老名の魅力を発信するものとなっています。今後はさらに文化財が海老名市の魅力の一つとして市内外に発信できることを期待し、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し拡大	<p>市民に郷土意識の醸成を図るために、温故館を有効活用して、史跡や文化財の重要性を伝える事業の実施が必要です。</p> <p>また、文化財だけではなく、市内にはまだまだ知られていない歴史的な偉人も数多く存在しているため、市民に郷土意識を醸成するための手段として発掘し、各イベントや刊行物を通じて、海老名市の魅力を発信していくことを期待します。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	豊かな心を育む
事業(担当部課)	文化財の活用 (教育部 教育総務課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	1	1
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	2	1
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	3	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	2	1	1
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	2	1	2
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	2	2	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	1	1
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	2	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。

事業別評価結果

No	35	施策名	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成
		方向性	市民ニーズの把握
事務事業名	調査広聴事業		
担当部課	市民協働部 地域づくり課		
目的	市長への手紙や投書、隔年実施の市政アンケート調査(市民意識調査)により、市政に関する意見・提言を聴取し、施策の参考にします。また、団体からの政策提案としての陳情・要望を受け付けます。		
総合評価	担当部課評価	見直し継続	<p>無作為抽出の市民による市政アンケートの隔年実施は、市民の声を市政に反映させる重要な事業です。そのため、事業の継続は必要なものと考えていますが、対象者数や質問項目など常に見直しを図りながら実施します。</p> <p>なお、市政コメンテーターにつきましては、平成28年度で廃止しました。</p>
	内部評価	見直し継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>市民参加の面から、また政策形成や予算編成、行政執行するためにも市民の要望やニーズを把握する広聴事業は重要です。</p> <p>今後は、広聴システムを形骸化させないためにも、新たなチャンネル(調査広聴)の開発を進めるとともに、政策形成過程に活用できる魅力あるデータを庁内に供給できるよう期待し、「見直し継続」とします。</p>
	外部評価	見直し継続	<p>えびなメールサービス登録者に対し、アンケート調査を実施しているが、回答率等から、本アンケートが有効な手段か否か再考する必要があります。</p> <p>どのような方法を使えば、多くの方からアンケートの回答が増えるかを、新しい視点も踏まえて検証することも必要です。</p>

事業評価シート

海老名市かがやき持続総合戦略

施策	企業活動、市民活動の活性化による意識・プライドの醸成	取組の方向性	市民ニーズの把握
事業(担当部課)	調査広聴事業 (市民協働部 地域づくり課)		

【事業評価1】 施策や同一施策内の他の事業との関連性にとらわれず、当該事業を絶対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
1	対象・目的・手段の設定について (対象・目的・手段が明確であり、正しく設定されているか評価する)	1	1	1
	1. 正しく設定されている 2. 一部設定に課題がある 3. 改めて設定し直す必要がある			
2	今後の展望・事業計画について (今後の方向性が定まっているか、事業計画が明確に示されているか評価する)	1	2	2
	1. 明確に示されている 2. 一部不明瞭である 3. 示されているが不明瞭である 4. 示されていない			
3	進捗状況・達成度について (現時点での達成状況から事業が順調に推進されているか評価する)	1	2	2
	1. 順調である 2. 一部遅延がある 3. 遅延がある			
4	市関与の妥当性について (事業を推進していく上で、市が関与する程度について評価する)	1	1	1
	1. 市が実施主体となって積極的に関与すべきである 2. 国や県が実施主体となり、市は補完的役割を担う 3. 民間等が実施主体となり、市は補完的役割を担う 4. 国や県が実施主体となり、市は関与すべきでない 5. 民間等が実施主体となり、市は関与すべきでない			
5	費用対効果について (予算や人員等に見合った実績が得られているかについて評価する)	1	2	2
	1. 十分に実績が得られている 2. 一部実績が得られていない 3. 実績が得られていない			
6	課題・問題点について (事業を推進する上での課題・問題点を正しく把握できているか評価する)	1	2	2
	1. 正しく把握できている 2. 一部把握できている 3. 正しく把握できていない 4. 課題・問題点はない			
7	他の事業との統合及び事業廃止等の必要性について (既存の事業枠を超えた、他の事業との統合、事業廃止、事業の分割の必要性を評価する)	1	1	1
	1. 現状の事業枠が適正である 2. 他の事業との統廃合が必要である 3. 事業の分割が必要である(新規事業として切り離す分野がある)			
8	市民等への周知・情報公開について (市民等への周知を意識し、透明度の高い事業であるか評価する)	1	2	3
	1. 十分に周知されている 2. 一部周知されていない 3. 周知する必要があるが周知されていない 4. 周知する必要はない			

【事業評価2】 同一施策内の他の事業と比較し、当該事業を相対的に評価する

No.	評価項目・評価基準	担当	内部	外部
9	市民ニーズ・社会需要について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、市民ニーズ・社会需要等が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 必要性が高い 2. 必要性が低い 3. どちらとも言えない			
10	施策内での優先度について (施策を構成する他の事業と相対的に比較し、他の事業に先行して実施する必要性が高いのか評価する)	1	1	1
	1. 優先的に実施すべきである 2. 優先的に実施することが望ましい 3. 優先的に実施する必要性は低い			

※各評価項目・評価基準内の選択肢は必ずしも評価の高いものから順に列挙されていない点にご留意ください。



補助金見直し評価結果

平成29年度 補助金の見直し対象事業一覧表

	部	課	番号	補助金名
Aグループ (35)	保健福祉部	健康づくり課	1	海老名市救急医療確保対策事業費補助金(医師会)
			2	海老名市救急医療確保対策事業費補助金(歯科医師会)
			3	海老名市救急医療確保対策事業費補助金(二次救急病院)
			4	海老名市食品衛生協会事業運営費補助金
			5	海老名市妊婦健康診査助成金
			6	海老名市医療関係団体事業運営費補助金(医師会、歯科医師会、薬剤師会)
			7	海老名市予防接種助成金
			8	がん検診推進事業等に伴う自己負担額償還払い
		福祉総務課	9	海老名市社会福祉協議会補助金
			10	海老名市社会福祉協議会運営費交付金
		子育て支援課	11	海老名市母子父子福祉住宅手当補助
			12	海老名市民間保育所運営費市単独補助金
			13	海老名市母子寡婦福祉支給等利子補給
			14	保育所等施設整備費助成金
			15	認定保育施設補助金
			16	私立幼稚園運営費補助金
			17	私立幼稚園就園援助費
			18	私立幼稚園就園奨励費
			19	海老名市民間保育所運営費等補助金
	市長室	危機管理課	20	海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金
	市民協働部	市民活動推進課	21	海老名市人権意識高揚推進団体補助金
		地域づくり課	22	海老名市自治会集会所等設置事業補助金
			23	海老名市地域づくり事業補助金
			24	海老名市自治会報等発行補助金
			25	海老名市防犯対策充実事業補助金
			26	海老名市青色回転灯装備車による防犯パトロール活動補助金
			27	海老名市防犯協会事業補助金
			28	海老名市法律援助事業補助金
			29	海老名市交通安全協会事業補助金
	建設部	道路維持課	30	海老名市道路里親制度
	まちづくり部	市街地整備課	31	海老名市土地区画整理事業補助金
			32	海老名市市街地再開発事業補助金
		駅前対策課	33	海老名市民営自転車等駐車場建設費補助金
	経済環境部	都市計画課	34	海老名市防災ベッド等設置費補助金
		資源対策課	35	生ごみ処理機設置費補助金
Bグループ (34)	消防本部	消防総務課	36	海老名市消防団維持交付金
			37	海老名市消防団操法事業補助金
		予防課	38	安全対策推進事業補助金
	経済環境部	商工課	39	海老名市技能者育成補助金
			40	海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金
			41	海老名市障がい者雇用促進奨励補助金
			42	海老名市勤労者住宅資金利子補助金
			43	海老名市商店街共同施設維持管理費補助金
			44	海老名市商店街共同施設設置等補助金
			45	海老名市商工会議所地域振興事業費補助金
			46	海老名市商工業振興補助金(販売促進)
			47	海老名市商工業振興補助金(商店街元気復活事業)
			48	海老名市中小企業振興支援事業補助金
			49	海老名市企業立地促進事業
			50	海老名市中小企業信用保証料補助
			51	海老名市中小企業事業資金等利子補給金
			52	海老名市駐留軍離職者雇用促進補助金

	部	課	番号	補助金名
Bグループ (34)	経済環境部	商工課	53	海老名市労働団体育成補助金①
			54	海老名市労働団体育成補助金②
		農政課	55	営農資金利子補給
			56	女性農業者グループ活性化事業補助金
	保健福祉部	福祉総務課	57	海老名市民生委員児童委員協議会補助金
			58	海老名市海老名保護区保護司会運営事業補助金
		障がい福祉課	59	海老名市知的障害者本人活動支援事業補助金
			60	海老名市レスパイト事業補助金
	市民協働部	市民活動推進課	61	海老名市市民活動推進補助金
			62	海老名市都市間交流協会に対する補助金
		文化スポーツ課	63	海老名市文化スポーツ振興事業補助金
	建設部	下水道課	64	海老名市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
			まちづくり部	都市計画課
	66	海老名市木造住宅一般診断費補助金		
	67	海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金		
	住宅公園課	68		海老名市住宅リフォーム助成金
市街地整備課	69	海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金		
Cグループ (36)	保健福祉部	障がい福祉課	70	地域交流等支援事業
			71	地域防災拠点事業
			72	障害者事業所助成事業
			73	海老名市視覚障害者情報支援事業補助金
			74	海老名市障害者スポーツ大会等補助金
			75	海老名市障害福祉サービス事業所家賃補助金
		高齢介護課	76	海老名市老人クラブ助成補助金
			77	シルバー人材センター運営補助金
	教育部	教育総務課	78	海老名市指定文化財保存管理等事業補助金
			79	海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金
		教育支援課	80	海老名市中学校体育連盟事業補助金
			81	海老名市学校図書館協議会事業補助金
	教育部	学び支援課	82	海老名市青少年指導員連絡協議会事業補助金
			83	海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金
			84	海老名市スカウト連絡協議会事業補助金
			85	海老名市子ども育成事業補助金
			86	海老名市青少年健全育成連絡協議会事業補助金
			87	海老名市PTA連絡協議会事業補助金
	経済環境部	環境みどり課	88	海老名市環境保全対策支援事業補助金
			89	海老名市河川環境保全団体補助金
90			自然緑地保全区域奨励事業	
91			自然緑地保存樹木等奨励事業	
92			生垣設置奨励事業	
93			保存生垣奨励事業	
94			海老名市市の花さつき普及活動補助金	
95			海老名市地域緑化事業補助金	
96			スズメバチ類の巣の除去処理費助成金交付制度	
経済環境部	農政課	97	ふれあい農業開設奨励金	
		98	農用地営農等事業交付金	
		99	農業振興資金利子補給	
		100	農産物生産流通出荷対策等事業補助金	
		101	農産物生産流通出荷対策等事業補助金(畜産関係)	
		102	農業経営基盤強化資金利子助成	
		103	農産物地場消費拡大推進事業補助金	
		104	経営所得安定対策等推進事業費補助金	
		105	環境保全型農業直接支援対策事業交付金	

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市救急医療確保対策事業費補助金		1		
補助対象(団体)	海老名市急患診療所運営事業(一般社団法人海老名市医師会)				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市救急医療確保対策事業費補助金交付要綱		開始年度	平成11	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	休日及び夜間における、病気やけがの程度による一次救急(軽症)に対する医療体制の確保のため。				
対象・内容	海老名市急患診療所(内科のみ) ※小児科については、座間・綾瀬・海老名小児救急医療センター(座間市)で実施 ※外科については、二次輪番病院が軽症患者も受入れ				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	医療機関や医師会の協力により現状では、救急医療体制が維持できていますが、医師不足や看護職員不足といった問題は依然としてあるため、体制が維持できるように努めます。		
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。 休日及び夜間の医療体制を整えることは必要ですが、補助の対象はあくまで海老名市医師会であり、本補助以外にも市から補助金が交付されています。 そのため、各補助金の決算を確認し、近隣市の状況も鑑みて適切な補助を行うことが市の責務であることから、医師会の決算を確認し補助額が適正か否かの検討を求めます。		
	内部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 しかしながら、「本補助以外にも市から補助金が交付されている」というのではなく、要綱で定められている「基準額」等の妥当性を検証するために、決算額等の状況を精査する必要があります。当該精査を通じ、さらに補助金の透明性を高め、市民が安全・安心に暮らせるための基盤づくりが進むことを期待します。		
	外部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 休日及び夜間の医療体制を充実させることは、市民の視点からも不可欠であり、そのための補助は必要です。 しかし、金額が大きいことから、決算を確認し適切な補助が行われることを期待します。		

総 評

補助額が大きいため、決算の確認を慎重に行い補助の透明性を向上することが求められています。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市救急医療確保対策事業費補助金		2		
補助対象(団体)	海老名市休日歯科診療室運営事業(一般社団法人海老名市歯科医師会)				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市救急医療確保対策事業費補助金交付要綱		開始年度	平成11	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	休日における歯科に対する救急医療の確保のため。				
対象・内容	海老名市休日歯科診療室				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	医療機関や医師会の協力により現状では、救急医療体制が維持できていますが、医師不足や看護職員不足といった問題は依然としてあるため、体制が維持できるように努めます。		
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 休日の歯科医療は、平日に歯科の診療を受けられない市民の支えになることは間違いありません。しかし、昨年度の患者数が少ないうえに、近年は歯科医師の増大もあり民間による平日夜間の診療や土曜日の診療も増えており、補助金により民間の業務を支援する市の役割は一度終えるべきものと考えます。 そのため、本補助については終期を設定するとともに、市の休日歯科診療の在り方、方法を再検討する必要があります。		
	内部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 過去の実績も減少傾向にあり、費用対効果の面からも補助金の経済性等に疑問が生じています。補助金制度創設時から民間での休日歯科診療の状況も変化していることから、市としての役割を再考する時期に来ています。 事業の実情を的確に把握し、状況に応じた終期の設定が必要と考えます。		
	外部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 歯科医師の増加等により、市としての歯科診療の役割を再考する時期に来ていると思います。休日の診療に限っての補助ではなく、歯科相談など市民への還元、貢献度が高い歯科事業を実施できるよう、方法の再検討が必要です。		

総 評

休日の歯科診療はもはや市の行う事業ではないという意見が多いです。補助を廃止するなど、抜本的な休日歯科診療の在り方を検討する必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市救急医療確保対策事業費補助金		3		
補助対象(団体)	海老名市病院群輪番制二次救急病院運営事業(一般社団法人海老名市医師会)				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市救急医療確保対策事業費補助金交付要綱		開始年度	平成11	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	休日及び夜間における、病気やけがの程度による二次救急(重症)に対する医療体制の確保のため。				
対象・内容	市内3か所の救急病院(海老名総合病院、さがみ野中央病院、湘陽かしわ台病院)で当番制による二次救急医療体制を敷いています。また、救急患者への十分な対応をするため、予備当番を設けています。				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	医療機関や医師会の協力により現状では、救急医療体制が維持できていますが、医師不足や看護職員不足といった問題は依然としてあるため、体制が維持できるように努めます。		
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。 休日夜間における二次救急医療の体制整備は重要ですが、二次救急医療は海老名だけの問題でないため、近隣市との調整が不可欠です。 一方で、医師会に対する補助項目が複数に渡るため、補助目的や支出額を見直し、過度な補助は避けるべきです。 そのため、決算確認のうえ、補助の在り方を整理するべきだと考えます。		
	内部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 安全・安心に暮らすためには、本事業は必須であり、補助金の性質上は担当部課評価の「現状継続」が望ましいものと考えます。 しかしながら、近隣市の補助の状況を見ると、金額設定は大きな幅があり、金額の妥当性をさらに高める必要があると考えます。そのためには、事業実施に要する経費等を的確に把握し、今後の検証につなげてほしいです。		
	外部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 本事業は市民に直結する重要な事業ですが、多くの公金が投入されているうえ、今年度に補助額を増やしていることから、入念な決算確認を行い必要な経費等の確認、把握が必要であると考えます。		

総 評

補助額について近隣市との比較を意識し、決算の確認を慎重に行いながら、適正な支出を行うことが求められています。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市食品衛生協会事業運営費補助金		4		
補助対象(団体)	海老名市食品衛生協会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市食品衛生協会事業運営費補助金交付要綱		開始年度	平成23	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	食品衛生思想の普及及び食品の品質向上を図ることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の増進に寄与した事業を実施するため。				
対象・内容	次の補助事業の運営に要する経費 ・食品衛生に関する普及啓発及び調査研究(食中毒予防キャンペーンの実施等) ・食品衛生対策に関する指導及び育成				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	D 決算確認	補助額が補助事業の運営に要する経費の額としていることから、市との協同事業により経費節減が図れることや、会員の増加に伴う収入増により、補助金を要しない独立した事業実施の可能性があります。		
	企画財政課	B 支出科目精査	担当部課評価を「B 支出科目精査」に修正します。 担当部課評価にあるように、市との協同事業化や会員の増加による収入増に加え、神奈川県支部としての看板と市の衛生協会という看板があることから、補助の見直しは必須です。市との協同事業化を検討し必要な事業を委託事業とするなどの検討が必要であることから、担当部課評価を修正し、「B 支出科目精査」を求めます。		
	内部評価	H その他	担当部課、及び企画財政課評価を「H その他(見直し継続)」に修正します。 本補助金は「事業運営費補助」となっており、事業に対する補助なのか、運営費補助なのかを明確にする必要があると考えます。 また、補助要綱第3条で定められている補助対象事業の実施主体について、市と協会のいずれが望ましいのかも整理すべきであります。 このような市としての関わりについて整理し、市が実施主体となるのであれば、支出科目を整理し、補助が望ましいのであれば、決算状況を確認すべきと考えます。		
	外部評価	H その他	内部評価を支持します。 補助による直接的な効果が見えにくく、補助金を支出することの必要性が分かりにくいです。補助とするか委託とするかなど、仕組みを再検討しつつ事業が行われることを期待します。		

総 評

補助の実施主体、補助の対象(事業運営費補助なのか、事業補助なのか)を見直すなど、補助の効果や必要性が市民にも分かりやすくすることが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市妊婦健康診査助成金		5		
補助対象(団体)	市内在住かつ母子健康手帳の交付を受けている妊婦				
根拠法令 ・補助要綱等	母子保健法 海老名市妊婦健康診査実施要綱・海老名市妊婦健康診査助成金交付要綱	開始年度	平成20	年度	
		終了年度		年度	
目的・必要性	<p>(必要性)母子保健法13条に「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と定められている。</p> <p>(目的)安心して妊娠・出産できる環境づくりに努め、妊婦の経済的負担の軽減を図る。</p>				
対象・内容	<p>市は、市内在住かつ母子健康手帳の交付を受けている妊婦を対象に、委託医療機関で受診した妊婦健康診査に係る健診費用の一部について補助しています。市の負担を受けられなかった費用並びに委託医療機関以外で受診した妊婦健康診査に要する費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。</p> <p>ただし、妊婦健康診査を受診することができる回数は、1人につき14回まで。有効期限は交付日から分娩する日の前日までです。</p>				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	妊婦健康診査は、母子保健法第13条により市町村が行うこととされており、委託医療機関外等での受診によりサービスを受けることができない妊婦への助成は必要です。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 出産・子育て支援施策において、経済的な負担の軽減は必須です。この補助金は市内在住の妊婦を補助対象としており、「安心して妊娠・出産できる環境づくり」という目的に沿った助成金としての性質を有するものです。また金額の面において他の自治体と比較しても遜色ない金額です。そのため、今後も継続していきべき補助であると考えられます。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 当該事業は、低迷する出生率向上に対しても有効な事業であり、かがやき持続総合戦略の基本目標の一つである「若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という視点からも必須です。さらに、本事業は自治事務でありながらも14回分が100%交付税算入されており、国を挙げての喫緊の対策であると考えます。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、妊婦の経済的負担を軽減し、経済的にも援助するものであり、少子化対策の一つとして有効です。安心して子どもを産める環境の整備は、海老名の魅力の一つになり得るため、本補助の継続、普及に期待します。		

総 評

市民のニーズを的確に汲み取りながら、引き続き補助の継続を行うことが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市医療関係団体事業運営費補助金		6		
補助対象(団体)	一般社団法人海老名市医師会、歯科医師会、薬剤師会				
根拠法令・補助要綱等	海老名市医療関係団体事業運営費補助金交付要綱	開始年度	平成11	年度	
		終了年度		年度	
目的・必要性	一般社団法人海老名市医師会、歯科医師会、薬剤師会のそれぞれが市民への保健、福祉、医療サービス等公衆衛生の向上を図る事業を行うことです。				
対象・内容	次の事業経費の一部補助 ・団体運営事業 ・訪問看護運営事業 ・団体管理事業 ・訪問看護管理事業				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	D 決算確認	支援を継続することで、市民の健康で衛生的な生活を維持する必要があります。また、今後の超高齢社会における在宅医療の推進に向けた活動への支援を行う必要があります。		
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を支持します。医師会の役割は市内でも大きく、一定の補助は妥当だと考えます。一方で数年にわたり同額の補助が続いていることから、一度決算を確認し、会の繰越金額を鑑みて今後必要な補助に対象を整理していくことは、必要です。		
	内部評価	D 決算確認	担当部課評価を支持します。超高齢社会が進む中、健康寿命の延伸や医療と介護の連携など、3師会の役割は今後も高まるが見込まれています。しかしながら、会の決算状況等を見極めることにより、補助対象事業や補助金額の適正化・重点化等に努める必要があります。		
	外部評価	D 決算確認	担当部課評価を支持します。3師会に対する補助は必要性がありますが、毎年同額の補助がきっちり使用されることに違和感を覚えます。必要な範囲、あるいは適切な範囲で補助がされているか、決算を確認したうえで透明性のある補助が行われることを求めます。		

総 評

毎年同額の補助が続いている状況ですが、それが適正な補助なのか、補助額の増減の可否を把握するため、決算の確認を慎重に行うことが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号
補助金の名称	海老名市予防接種助成金		7
補助対象(団体)	予防接種対象者		
根拠法令・補助要綱等	海老名市予防接種助成金交付要綱 予防接種法	開始年度 終了年度	平成16 年度 年度
目的・必要性	病気等の特別な事情により、市で実施する予防接種を指定外医療機関で接種した場合に、その費用の全部又は一部を助成することにより、予防接種を推進し、市民の公衆衛生の向上を図ることを目的としています。		
対象・内容	<p>○接種対象者 予防接種を受ける当日(成人用肺炎球菌ワクチンにあつては年度末日)に別表に掲げる対象年齢であり、現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者、又は現に居住が確認できる者であつて、次の各号のいずれかに該当とします。ただし、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に規定する接種回数を超えないものに限り、(1) 予防接種ガイドライン(予防接種ガイドライン等検討委員会(財団法人予防接種リサーチセンター)作成のもの)による予防接種の判断を行うに際し注意を要する者が、委託外医療機関で予防接種を受ける者 (2) かかりつけの医療機関で、予防接種を受ける者 (3) その他市長が特に必要があると認める者</p> <p>○対象となる予防接種 4種混合、3種混合、2種混合、日本脳炎、麻しん、風しん、麻しん風しん混合(MR)、BCG、ポリオ、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘(水ぼうそう)、B型肝炎ワクチン、高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌(定期)、高齢者肺炎球菌(任意)</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	定期予防接種実施要領(予防接種法第5条第1項)に他の市町村等での予防接種について配慮するとされているためです。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 予防接種の実施は予防接種法上市町村長の義務となっており、その補助は市の責務です。今後、国や県、あるいは神奈川県医師会や神奈川県都市衛生行政協議会と調整しながら、現状の補助を継続することが妥当だと考えます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 当該事業は市が実施している予防接種と連携しており、市が実施している予防接種の根拠が法定であることから、現行制度を継続するべきと考えます。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 法令上の義務ということにとどまらず、市民にとっても重要な事業であり、補助の必要性が高いものと考えられます。

総 評

引き続き適正な補助を行うことが妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	健康づくり課	番号		
補助金の名称	がん検診推進事業等に伴う自己負担額償還払い		8		
補助対象(団体)	がん検診無料クーポン券送付対象者で、市の実施するがん検診を有料で受診した者				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市健康診査事業実施要綱		開始年度	平成26	年度
	がん検診推進事業等に伴う自己負担額償還払い要領		終了年度		年度
目的・必要性	日本のがん検診受診率を50%に上げることを目標として、一定の年齢に達した方に対し、無料で受診できる機会を設けるためです。				
対象・内容	<p>がん検診無料クーポン券送付対象者で市の実施するがん検診を有料で受診した者を対象とし、償還額は受診項目により次のとおりとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診(集団)800円 ・乳がん検診(集団、視触診併用のマンモグラフィ検診2方向)2,200円 ・乳がん検診(集団、視触診併用のマンモグラフィ検診1方向)1,700円 ・乳がん検診(個別、視触診併用のマンモグラフィ検診2方向)2,500円 ・子宮頸がん検診(個別)1,700円 ・大腸がん検診(集団)600円 ・大腸がん検診(個別、単独実施)800円 ・大腸がん検診(個別、特定健康診査と同時実施)300円 				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	がん検診の受診率向上のため、無料で受診できる機会を設け、受診勧奨として動機付けを図ります。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 がん検診の受診率向上という目的は重要です。また、無料クーポン券送付対象者はそもそも無料でがん検診を受けられた方であるため、その方の受診機会を保障することも必要です。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 がんを早期に発見し、病気の重症化を防止することにより、市民が笑顔で元気に暮らせるための重要な事業です。 特に若年層の受診率向上に向け、今後も様々な方法で受診促進PRを実施し、健康で暮らせるためのまちづくりが推進されることに期待します。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 早期発見が重要であるがんにとって、健診受診は大切です。その受診のための補助であり、さらに広く普及されるべきものだと思います。少なくとも、今後も継続して行っていく補助であると思います。		

総 評

検診の受診希望者がしっかりと補助を受けられるよう、PRを行いながら引き続き補助を実施することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	福祉総務課	番号
補助金の名称	海老名市社会福祉協議会補助金		9
補助対象(団体)	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会		
根拠法令・補助要綱等	海老名市社会福祉協議会補助金交付要綱	開始年度	平成17年度
		終了年度	年度
目的・必要性	社会福祉協議会が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、社会福祉事業の効率的な運営と組織活動を促進し、地域福祉の推進を図ります。		
対象・内容	協議会運営事業にかかる経費 地域福祉団体等育成のための助成にかかる経費 日常生活自立支援事業にかかる経費 法人後見事業にかかる経費 ぬくもり号運行事業にかかる経費 地区社協の組織整備にかかる経費 地区社協の活動拠点施設の整備にかかる経費 地域福祉活動推進事業にかかる経費 その他地域福祉活動計画に基づき実施する事業にかかる経費	補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の10/10以内 補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の10/10以内 補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の1/2以内	
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	社会福祉協議会は、日常生活自立支援、法人後見事業、地区社協の整備など地域福祉の推進のためのさまざまな事業を行っています。社会福祉協議会は、営利を目的とした法人ではないため、財源の確保が困難な状況にあり、これらの事業を継続していくには、公的財源を投入せざるを得ないと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 社会福祉協議会が実施する事業は、公益に資するものであり、その財源は安定的に確保されなければならないと思います。そのため、事業に必要な事業への補助は市の責務ですが、事業によっては受益者が限定的であるにもかかわらずその経費を100%補助するという手段は、過度に行き過ぎた補助といえます。 そのため、現状を継続することにとどまらず、補助率や補助対象など、いかなる補助を行うか見直しが必要です。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 社会福祉協議会の事業は、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、各種団体などと協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進をめざしている公共性の高い民間非営利組織であることから、補助金の交付は妥当と考えます。しかしながら、現状を継続することにとどまらず、補助率や補助対象など、いかなる補助を行うか見直しが必要です。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 高齢者対策等受益者が限定されている事業への補助が目立つように感じます。また、協議会が市の実働部隊となっているようにも見え、違和感を覚えます。 補助額も大きいため、補助金の用途を明確にしながらいちポイントをまとめるなど、必要な事業に必要な補助が行き届くよう見直しながらの事業継続を期待します。

総評

事業が多岐にわたり補助額も必然的に多額となっています。必要性を見極め、補助率や補助対象を見直しながら必要かつ適正な補助が求められます。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	福祉総務課	番号
補助金の名称	海老名市社会福祉協議会運営費交付金		10
補助対象(団体)	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市社会福祉協議会運営費交付金交付要綱	開始年度	平成27年度
		終了年度	年度
目的・必要性	社会福祉協議会の運営に要する経費に対し交付金を交付することにより、社会福祉協議会の円滑な運営を図る。		
対象・内容	会長の報酬(1名) 正規職員の給料及び地域手当、管理職手当等の諸手当並びに福利厚生費など(9名以内) 嘱託職員の賃金及び地域手当、通勤手当等の諸手当並びに福利厚生費など(2名以内) 臨時的職員の賃金及び通勤手当、勤勉手当、福利厚生費など(4名以内)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	社会福祉協議会は、地域福祉の推進する団体であり、営利を目的とした法人ではないため、財源の確保が困難な状況にあり、円滑な運営を継続していくには、公的財源を投入せざるを得ないと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 本補助金は社会福祉協議会の職員等に対する人件費であるため、必要不可欠な経費です。しかし、不必要な補助を避けるため、適切な職員数を見極め、適宜補助を見直していく必要があります。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 本補助金は平成27年度より始めた補助制度ですが、適切な職員数を見極め、適宜補助を見直していく必要があると考えます。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 本補助金は社会福祉協議会における人件費を補助するものであり、補助額が大きくなることはある程度やむを得ないものと思います。しかし、必要な経費、運営費であるとはいえ、都度適切な職員数を見極め、補助を常に見直しながら事業を進めることを期待します。

総 評

本補助は、社会福祉協議会への補助のうち人件費部分を独立させたものであり、金額が大きくなっています。人件費であるため、一定程度の支出はやむを得ないところですが、適宜職員数やその配置を見直しつつ、補助の適正化を図ることが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	子育て支援課	番号
補助金の名称	海老名市母子父子福祉住宅手当補助		11
補助対象(団体)	ひとり親家庭の保護者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市母子父子福祉住宅手当補助要綱	開始年度	昭和53 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	母子家庭及び父子家庭に対して母子父子福祉住宅手当を支給し、母子家庭及び父子家庭の生活の安定と向上を図ることを目的としています。		
対象・内容	<p>申請年度の3月末時点において本市に1年以上居住しており、本人の支払家賃の月額が20,000円を超えている母子家庭の母及び父子家庭の父で、20歳に満たない子を養育している方を対象としています。</p> <p>なお、養育している者が以下のいずれかに該当する場合には、住宅手当を支給しません。</p> <p>(1)前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項による額以上の額の者(所得制限額以上の者)</p> <p>(2)生活保護受給者</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	近年、ひとり親世帯への支援の重要性は報道等でも大きく取り上げられている中、市独自の唯一の施策であり、継続の必要性は高いものと思われます。しかしながら、昭和53年に事業を開始してから年数が経っているため、現在の家賃額に対する補助額(増額)等を見直す必要があります。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。本補助は、母子父子家庭の生活を支える重要なものであり、今後も引き続き取り組むべきです。補助額についても、近隣市と比較しても遜色ない金額であり、正当であるといえます。しかし、補助の対象に公営住宅が含まれている点、補助額が補助開始以降変更されていない点、及び支出科目を補助費から扶助費に切り替える等見直しを行う必要があります。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。特に、補助額が変更されていない点は、市内の家賃相場等の状況を把握し、定期的に見直すべきと考えます。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。補助開始から40年近くが経過しており、近年の経済状況を踏まえた補助額の見直しは不可欠であると考えます。そのため、積極的な見直しに期待します。

総 評

金額の見直しや支出科目などの整理を行いつつ、市民ニーズに沿った補助を継続することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号
補助金の名称	海老名市民間保育所運営費市単独補助金		12
補助対象(団体)	認可保育所		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市民間保育所運営費市単独補助金交付要綱	開始年度	平成23 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	民間保育所等を経営する社会福祉法人等の運営及び経営基盤の安定を図ります。		
対象・内容	市内民間保育所等及び海老名市の児童が在籍する他市町村の民間保育所等に対し、障害児等在籍児童の状況に応じ一定の額を補助します。また、入所児童数に合わせた額を補助し、児童及び保育士の処遇改善を通じて社会福祉法人の運営の安定を図ります。		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	事業数が膨大であり、また時代に合わせて必要となる事業も変わることから、内容の精査及び見直しを考えています。今年度民間保育会と補助事業項目について検討していきますが、安定的な運営を行うために大きな役割を果たしており、民間保育会の声を十分にお聞きしながら調整のうえ行います。
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。 公立保育園が削減され、代わりに民間保育園が就学前児童の保育において重要な役割を担っていることから、民間保育所及び民間保育所を運営する社会福祉法人への補助は市の責務です。しかし、あくまで補助金である以上、保育所の運営についての補助でなければならず、行き過ぎた補助は保育所及び運営法人の自立を妨げることになります。 そのため、膨大にある事業数及び補助金額が適切な範囲のものであるか、常に精査が必要です。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、国及び県の補助事業を補完することを目的としていますが、その時代に必要な事業を対象事業としてきたため、その数が膨大になり、現状では必要がなくなった事業も見受けられます。このことを踏まえ、担当部課が、内容の精査及び見直しを考えていることから、現時点では、「現状継続」とし、補助申請手続きも含め民間保育会と時間をかけ、十分に検討することが必要です。
	外部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 事業自体は継続が基本ですが、いずれ人口増加にも頭打ちが来ると思われれます。その際に減らすことができるものを明確にする意味も含めて、補助の用途の決算を確認し、補助の必要性を再認識することを期待します。そのため、現段階から決算を確認し事業を進めることを期待します。

総 評

外部評価にあるように人口増加に頭打ちが来ることを想定し、将来的に補助を減らすことを見込んだ決算確認を行う必要があると思われれます。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	子育て支援課	番号		
補助金の名称	海老名市母子寡婦福祉支給等利子補給		13		
補助対象(団体)	ひとり親家庭の保護者				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市母子福祉資金等利子補給要綱		開始年度	昭和61	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	母子・父子寡婦福祉資金を借りて償還している方に、その年度中に支払った利子の一部を補給し、母子家庭及び父子家庭の負担軽減、及び生活の向上と安定を図ります。				
対象・内容	海老名市内に住所を有し、母子寡婦福祉資金の貸し付けを受け、当該期間中の償還が完了見込の者が対象です。 利子補給金の額は、貸付を受けている者が海老名市に引き続き居住の場合は支給対象期間の利子相当額を、転入した場合は転入の翌月分以降の支給対象期間の利子相当額を補給します。				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	F 終期設定	平成21年6月から福祉資金の貸付は無利子となり、連帯保証人がない場合のみ利率1.5%となったため、22年度以降は対象者が激減しました。対象となった場合も利子相当額は年間数百円であるため、申請はほとんどありません。実績から、役割を終了した事業であると判断できるため、時期を決めての廃止を検討します。 平成26年度・・・対象者2名・申請無し 平成27年度・・・対象者無し 平成28年度・・・対象者1名・申請無し		
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 貸付利率の無利子化や対象者の減少に伴い、補助のスキームそのものが役割を終えたものといえます。		
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 周知期間等を考慮し、廃止を決める時期であると考えます。		
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 対象者が概ねいなくなったことから、補助の役割を終えたものと考えられます。また、他の制度で補完できる補助であることから、「F 終期設定」が妥当です。		

総 評

各評価に表れているように、時期を見て廃止する必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号
補助金の名称	保育所等施設整備費助成金		14
補助対象(団体)	届出保育施設		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市保育所等施設整備費助成金交付要綱	開始年度	平成18 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	保育が必要な児童の保育環境を整え、児童福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援等、子育て環境の充実強化を図ります。		
対象・内容	<p>【国県補助事業】</p> <p>認可保育所・地域型保育施設を新設・増築・改修等を行うとき、または賃借料を支払いながら運営するときに、必要な経費の一部を補助するものです。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	新設に対する補助にあつては、保育ニーズに対する施設の供給量が満たされた段階で補助を休止することが適当と考えられます。改修事業等に対する補助については、国庫・県費補助が活用できる場合にあつては継続します。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 待機児童解消プランは平成29年に見直され、民間保育所の認可を推進し公立の保育所を縮小する動きが全国に広がっています。そのため、本市においても保育ニーズを適宜見極め、補助施策を行う必要があるところ、新設に対する本補助は、保育施設の需要がなくなりつつある現在において、補助を休止しても差し支えないと思われます。また、改修事業については、国、県と同様のスタンスをとり、国費・県費を活用していくことが妥当であると考えられます。そのため、施設の新設に対する補助に終期を設定し、改修については引き続き補助を行っていくとする担当部課の評価を支持します。
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 保育園と幼稚園のそれぞれに対する補助のバランスをみながら行うべき事業であり、待機児童がゼロになった時点で本補助(新設に対する補助)を終了させるとした担当部課の判断は支持できます。

総 評

各評価にも出ているように、保育園と幼稚園のバランスを考慮し、新設に対する補助の休止など、保育園の縮小に向けた取り組みが支持されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号		
補助金の名称	認定保育施設補助金		15		
補助対象(団体)	届出保育施設				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市認定保育施設補助金交付要綱		開始年度	昭和53	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	認定保育施設に入所している児童の福祉向上を図ります。				
対象・内容	<p>【国県補助事業】 無認可保育園のうち、一定の基準を満たし、市長が適当と認定した認定保育施設(他市町村長が認めた施設を含む。)に対し、児童の入所数に合わせた額を補助し、児童福祉の向上を図るとともに保護者の負担軽減を図ります。</p>				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	F 終期設定	市内の対象施設が順次認可保育所に移行しており、認可化が完了した段階(平成29年度末を見込んでいる。)で、見直しを図ります。その際、他市町村に所在する施設に通園する児童に対し補助を継続するかどうか検討を図ります。		
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 平成27年4月以降、国が主導で保育所の認可への移行を推進しているため、その流れに沿い市内の保育所の認可化完了に伴い見直しを図ることは適切な判断だと考えます。一方で、他市町村の施設に通園する児童を考慮し、直ちに補助を打ち切ることも適切でないと考えます。 これらの点をふまえると、今後見直しを検討している担当部課の判断は適切です。		
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。		
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 市内における保育のニーズを把握し、適切な配置を目指し適切な補助が行われることを期待します。		

総 評

認可化完了に向けて見直しを図り、その中で施設補助を廃止することは妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号
補助金の名称	私立幼稚園運営費補助金		16
補助対象(団体)	市内私立幼稚園		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市私立幼稚園運営費補助金交付要綱	開始年度	平成21 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	幼稚園教育の振興を図ります。		
対象・内容	<p>学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、本市内に設置された私立幼稚園の設置者に対し、備品購入、児童の健康診断、障がい児の受入れ等に係る経費の一部を補助します。なお、平成27年度から施設型給付に移行した幼稚園(2園)については、障がい児の受入れに係る経費のみ補助対象としています。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	幼稚園の安定した運営を行うには必要不可欠な補助金であるため、継続して実施する必要がありますと考えます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は幼稚園の安定した経営を支えるのみならず、多様な就学前教育を望む市民のニーズに応えるものです。そのため、金額や補助対象の検討は常に必要となりますが、本補助を継続するとして担当部課評価の判断を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 幼稚園は、子育て支援・預かり保育など保育所とともに市民の保育ニーズに応えるものであり、補助の継続は不可欠と考えます。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 幼稚園と保育園の配置バランスや市民のニーズを把握し、必要な補助が行われることを期待します。

総 評

幼稚園の運営を支える補助は引き続き必要です。保育園とのバランスを随時確認し、幼稚園に対する補助が過度にならないように配慮しながら、引き続き幼稚園に対する補助を行うことは重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号
補助金の名称	私立幼稚園就園援助費		17
補助対象(団体)	私立幼稚園		
根拠法令・補助要綱等	海老名市私立幼稚園就園援助費補助金交付要綱	開始年度	平成20 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	私立幼稚園に園児を就園させる保護者の保育料に関する負担軽減を図ります。		
対象・内容	学校教育法、幼稚園設置基準、幼稚園教育要領等に基づき運営されている幼稚園又は特別支援学校の幼稚部に在籍している児童の保護者に保育料の補助を行います。		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	本補助金は、就学前の子どもの保護者が幼稚園を選択する判断材料の一つとなっていることから、幼稚園に在籍する児童の保護者への保育料の補助は必要不可欠と考えられるため、継続して補助を実施する必要があります。また、幼稚園に通園する児童数が減少傾向にある要因の一つとして、保育所と比較し入園料が高額になっていることが挙げられることから、入園料の補助を実施する必要があると考えられます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市内において幼稚園が敬遠される傾向にあり、その要因を取り除くための補助は必要不可欠です。また、補助額も他の近隣市と比較しても大差ない金額です。そのため、本補助は必要性が認められます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 入園に制限を設けている園もあり(兄弟がいる人しか受け入れていないなど)、世間のニーズとして幼稚園をあまり求めていないようにも感じます。そのため、ニーズと施策のバランスを見極めなければ、補助の意義が薄れてしまいます。効果的な補助が実行されることを期待します。

総 評

外部評価にあるように、入園制限など幼稚園の実態を把握し、市民ニーズに沿った補助を継続してもらうことが求められます。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号
補助金の名称	私立幼稚園就園奨励費		18
補助対象(団体)	私立幼稚園		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	開始年度	平成21 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	私立幼稚園に園児を就園させる保護者の保育料に関する負担軽減を図ります。		
対象・内容	<p>【国庫補助事業】</p> <p>学校教育法、幼稚園設置基準、幼稚園教育要領等に基づき運営されている幼稚園又は特別支援学校の幼稚部に在籍している児童の保護者に保育料の補助を行います。なお、平成27年度から施設型給付に移行した幼稚園については、対象外としています。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	本補助金は、就学前の子どもの保護者が幼稚園を選択する判断材料の一つとなっていることから、幼稚園に在籍する児童の保護者への保育料の補助は必要不可欠と考えるため、継続して補助を実施する必要があります。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 幼稚園の事業を支え、また就学前の幼児教育の選択肢を確保するために必要な補助だと考えます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 幼稚園教育を受けるとい選択肢を確保するための補助として、必要です。

総 評

幼稚園教育の機会確保に繋がる本補助の有効性は高いものと思われます。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉 部	子育て支援課	番号
補助金の名称	海老名市民間保育所運営費等補助金		19
補助対象(団体)	認可保育所		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市民間保育所運営費等補助金交付要綱	開始年度	平成17 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	民間保育所等を経営する社会福祉法人等の運営及び経営基盤の安定を図ります。		
対象・内容	<p>【国県補助事業】</p> <p>認可保育所が保育に関する事業(延長保育事業・一時預かり事業・低年齢児受入対策緊急支援事業・保育の質の向上のための研修事業・保育体制強化事業等)を実施する際に、必要な経費の一部を補助するものです。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	国・県の制度改正に合わせ、柔軟な対応を継続して行います。新規事業については、民間保育会とも調整を行い、補助の必要性を見極めながら実施について検討します。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 民間保育所が行う事業のうち、延長保育事業や一時預かり事業などは国、県も補助の必要性を認めています。市としても、児童の養育のみならず、親の働き方を支えることに繋がる保育所への支援は必要であると考えます。国や県の動向を注視しながら、市にとっても必要な補助を継続していく必要があります。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市単独の補助ではなく、国や県の補助もあるため、市も続けていくことが必要です。しかし、補助の効率が市民には見えにくいいため、補助の必要性や効率を把握しながら補助を行うことを求めます。

総 評

担当部課評価にあるように、国や県の制度改正に合わせて柔軟な対応を行いながら、市が上乗せして補助を行うことに市民の理解が得られるよう努める必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	市長室	危機管理課	番号
補助金の名称	海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金		20
補助対象(団体)	市内各自治会で結成する防災組織		
根拠法令・補助要綱等	海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	自主防災組織の育成指導及び防災意識の高揚を図るため、自主防災組織が必要とする防災物品の購入事業に対し、補助金を交付します。		
対象・内容	自治会を単位として結成された自主防災組織が対象で、補助の対象となる事業は、自主防災組織が防災活動の用に供するもので、要綱に定める防災物品の購入に係る事業とします。		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	災害に強い地域づくりのため、各自主防災組織がこの制度を使って防災資機材を整備しており、防災に対して自主的に備えることにより、防災意識の向上に繋がり、被災時の共助に効果があると考えています。 また、感震ブレーカーの設置の補助も開始したばかりであり、今後、補助希望が増加することが想定されます。ただし、全額補助の期間については、今後、見直しが必要です。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 補助事業は廃止し、自主防災組織が必要とする物品は市が現状を把握したうえで、必要最小限の物品について市が現物支給すべきと考えます。
	内部評価	H その他	担当部課評価及び企画財政課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 自主防災組織は、地域の特性に配慮し防災資機材を自主的に整備しており、効果的な補助金と考えます。 しかし、感震ブレーカーの購入補助については、個別補助など交付方法や期間等見直しをする必要があります。
	外部評価	H その他	内部評価を支持します。 必要物品を現物支給にすると事務の簡略化できることは理解しますが、防災に必要なものは地域ごとに異なるため、これまでと同様の補助がよいと考えます。 一方で、感震ブレーカーについては補助の交付方法や期間等の見直しが必要な時期であるため、総合して見直ししながら事業を継続することを求めます。

総 評

自主防災組織に対する補助は、地域ごとの特性にあった物品を自主的に調えることができるため、有効な補助であると考えられています。一方で、感震ブレーカーについては、補助の方法や期間等見直しが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	市民活動推進課	番号
補助金の名称	海老名市人権意識高揚推進団体補助金		21
補助対象(団体)	国連NGO横浜国際人権センター・一般社団法人神奈川県人権センター		
根拠法令・補助要綱等	海老名市人権意識高揚推進団体補助金交付要綱	開始年度	平成7年度
		終了年度	年度
目的・必要性	人権意識高揚推進団体へ財政的補助を行うことにより、その活動を助成し、もって人権意識を高め、福祉の向上を図ります。		
対象・内容	<p>【対象】 上記団体が実施する、子ども・DV・障がい・高齢者・性的マイノリティー・同和等人権に関する啓発活動事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般市民を対象とした人権啓発講演会 県及び市町村職員を対象とした人権講座 県内小中学校を中心とした人権移動教室 啓発紙・冊子の発行 自治体人権担当者交流会議 ほか 		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	子ども・DV・障がい・高齢者・性的マイノリティー・同和等人権に関する専門性の高い内容について、包括的・定期的に啓発事業を実施しています。こうした内容を、市職員単独で多岐にわたり実施することは困難です。また、現在補助対象となっている2団体は、県下全域を対象に事業展開しており、他市町村も事業の財政的援助を行っていることから、現時点で廃止を前提にした見直しの予定はありません。対象事業実施状況及び近隣市の状況の把握に努め、継続実施していきます。
	企画財政課	B 支出科目精査	担当部課評価を「B 支出科目精査」に修正します。 本補助は人権意識や福祉の向上を図ることを目的としており、市が負担するべきものといえます。 しかし、本補助はむしろ負担金としての性質を有しており、県内の34自治体中13団体が負担金として支払っています。そのため、海老名市においても支出科目を精査し、公金支出の意義を明確にするべきです。
	内部評価	B 支出科目精査	企画財政課評価を支持します。 企画財政課のコメントにあるとおり、当該補助は人権意識や福祉の向上のために必要ですが、負担金としての性質を有していることから「B 支出科目精査」が妥当です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 人権意識が叫ばれている昨今においては、このような団体に広く活動してもらい、市全体に人権意識が浸透すれば補助の効果があります。 補助金にするか負担金にするかについては、市のスタンスが明確であることを期待します。

総評

人権意識高揚のために継続すべき必要がありますが、負担金にする余地があるため、支出科目の精査が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市自治会集会所等設置事業補助金		22		
補助対象(団体)	自治会集会所等設置事業を実施する自治会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市補助金等の交付に関する規則		開始年度	昭和58年	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	地域住民の自治意識の向上及び自治会の円滑な運営を促進するため、自治会集会所等設置事業の実施に要する経費に対し補助金を交付します。				
対象・内容	<p>1 対象 自治会集会所等設置事業を実施する自治会</p> <p>2 内容 自治会集会所等設置事業 (1)自治会集会所等の新築、増改築又は改修に係る工事費 (2)有償の借地又は借家方式により自治会集会所等を設置した場合の借地借家料</p>				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	経年劣化等で自治会集会所等の改修が必要になった場合、金額が高額なため、自治会負担金のみでは対応できない可能性があります。自治会負担軽減のためにも当事業は継続して実施していく必要があります。なお、借地・借家については、他の事業との一本化(統合)を考えています。		
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(事業統合)に修正します。 担当部課のコメントにあるように借地・借家については、他の事業との一本化を検討する必要があると考えます。		
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 借地・借家に関する、他の事業との一本化は有効であると考えられます。		
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 自治会が自立することが理想ですが、補助が必要な以上その補助は用途が明確であるべきです。自治会に限定せずに、借地借家に関する補助としてまとめられればより効果的ですが、自治会に対する補助とまとめることも有効だと思われれます。		

総 評

担当部課評価にもあるように、借地・借家についての他の補助との一本化を検討することは、補助を利用する自治会の負担を軽減させるものだと思われれます。一方で、自治会の自立という観点も考慮しながら、補助を明確なものとする必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号
補助金の名称	海老名市地域づくり事業補助金		23
補助対象(団体)	自治会及び連合自治会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市補助金等の交付に関する規則	開始年度	昭和58年
		終了年度	年度
目的・必要性	地域住民の主体的な地域づくりを促進するため、市内の各自治会が実施する地域活動事業及び加入促進を目的として実施する自治会主催のまつりや大規模な地域イベント事業に対し補助金を交付します。		
対象・内容	<p>1 対象 単一自治会又は複数の自治会で構成された運営委員会等</p> <p>2 内容 (1)地域活動事業(組織強化活動、地域清掃活動、研修活動等) (2)加入促進 ①単一自治会主催の自治会主催の地域イベント事業(まつり、盆踊り、レクリエーション等) ②運営委員会主催の大規模な地域イベント事業(まつり、盆踊り、レクリエーション等)</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	H その他	「H その他」(事業統合)とします。 目的を達成するため、また地域の活性化は市として重要な課題であるため、必要な事業だと考えます。 しかし、各自治会から申請書類の簡素化、窓口の一本化や用途を限定しない補助の創設の声がある中、「地域づくり事業補助金」「自治会報等発行補助金」「防犯対策充実事業補助金」などを一本化(統合)したいと考えています。その他、庁内各課から自治会への補助についても、一本化(統合)に向けて調整したいと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を支持します。
	内部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 自治会に対する補助の一本化(統合)をすることで、自治会が活動しやすくなる側面もあることから、一本化(統合)は有効と考えます。
	外部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 地域防災は、防災という事業の必要性から、補助金を紐付けしての確保が有効だと思われれます。一方で、会報発行は統合しても流用、乱用の問題がないため、各自治会でうまくまとめられるように思います。 しかし、何でも統合すればよいというものではなく、必要不可欠なものは単独で残し、まとめられるものはまとめる、といった細やかな整理を求めます。

総 評

補助の手続き簡略化は必要であり、そのために事業統合を行うことは有効だと思われれます。しかし、何でも統合すれば良いものではなく、補助の対象者の意見を踏まえた柔軟な検討が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市自治会報等発行補助金		24		
補助対象(団体)	自治会及び連合自治会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市補助金等の交付に関する規則		開始年度	昭和58年	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	自治会が発行する会報等の普及奨励のため、補助金の交付に必要な事項を定め、かつ地域住民の連帯と協調を高め、もって地域社会のコミュニティづくりの増進に寄与することを目的とします。				
対象・内容	自治会が発行する自治会報、広報、その他特殊な刊行物(宣伝用 チラシ、広告及びパンフレット等は除く。)及び自治会連絡協議会が発行する「自治連だより」に対して補助します。 (1)自治会報、広報 ア 創刊号 一律30,000円 イ 普通号 1回につき5,000円とし年4回を限度 ウ 特集号 (2)その他特殊な刊行物 発行1回につき50,000円以内 (3)自治連だより 自治会連絡協議会が発行する「自治連だより」については、その経費の2分の1				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	H その他	「H その他」(事業統合)とします。 目的を達成するため、また地域の活性化は市として重要な課題であるため、必要な事業と考えます。 しかし、各自治会から申請書類の簡素化、窓口の一本化や用途を限定しない補助の創設の声がある中、「地域づくり事業補助金」「自治会報等発行補助金」「防犯対策充実事業補助金」など一本化(統合)したいと考えています。その他、庁内各課から自治会への補助についても、一本化(統合)に向けて調整したいと考えます。		
	企画財政課	H その他	担当部課評価を支持します。		
	内部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 自治会に対する補助の一本化(統合)をすることで、自治会が活動しやすくなる側面もあることから、一本化(統合)は有効と考えます。		
	外部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 必要性や市民ニーズを見極め、事業を統合することは必要だと思われます。		

総 評

市の業務簡略化だけでなく、補助の必要性や市民ニーズ、補助手続きの分かりやすさなど諸事情を総合勘案しながら、事業統合の検討を行うことが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号
補助金の名称	海老名市防犯対策充実事業補助金		25
補助対象(団体)	自治会及び連合自治会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市防犯対策充実事業補助金交付要綱	開始年度	平成18年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内における犯罪の減少に向けた市民の防犯意識の向上を目的として、地域の防犯対策事業の実施を支援するために補助金を交付します。		
対象・内容	1 防犯パトロールに関する事業 2 地域防犯講習会に関する事業 3 セーフティライト運動の推進に関する事業 4 地域防犯リーダーの育成に関する事業 5 地域防犯マップ及び防犯冊子の作成並びに防犯グッズの購入に関する事業 6 その他犯罪の抑止に関する事業		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	H その他	「H その他」(事業統合)とします。 目的を達成するため、また地域の活性化は市として重要な課題であるため、必要な事業と考えます。 しかし、各自治会から申請書類の簡素化、窓口の一本化や用途を限定しない補助の創設の声がある中、「地域づくり事業補助金」「自治会報等発行補助金」「防犯対策充実事業補助金」などを一本化(統合)したいと考えている。その他、庁内各課から自治会への補助についても、一本化(統合)に向けて調整したいと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を支持します。
	内部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 自治会に対する補助の一本化(統合)をすることで、自治会が活動しやすくなる側面もあることから、一本化(統合)は有効と考えます。
	外部評価	H その他	担当部課評価を支持します。

総 評

補助を行う側(市)の視点と補助を受ける側(自治会)の視点を考慮し、市民ニーズを見極めながら事業統合も含め検討する必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市青色回転灯装備車による防犯パトロール活動補助金			26	
補助対象(団体)	青パト防犯パトロール活動を実施する団体				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市青色回転灯装備車による	開始年度	平成23	年度	
	防犯パトロール活動補助金交付要綱	終了年度		年度	
目的・必要性	市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、青パト車を用いて市内の防犯パトロール活動を実施する団体に対して、防犯対策事業の実施を支援するために補助金を交付します。				
対象・内容	1 市長から青パト防犯パトロール活動の実施の委嘱を受けた者で構成された団体。 2 市内全域を青パト防犯パトロール活動の対象地域としている団体。				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	継続的に防犯意識の啓発と地域の防犯事業を推進するためには、個人・団体の負担軽減に繋がる補助金交付は必要だと考えます。なお、当事業についても他の事業との一本化(統合)について、調整したいと考えます。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 青パトについては、自治体組織とイコールでなく、また防犯を推進しているという抑止効果も考えられます。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市民の安心安全を守ることが第一であると考えます。小学校新一年生の登下校時のパトロールは保護者にとって非常に安心でき、また夜間のパトロールは不審者の排除や青少年の不良化の防止にもなります。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 登下校時の地域の見守りなど、地域や青少年保護の観点から必要です。しかし、地域ごとに児童の下校人数などの特色があるため、地域分けを撤廃するなど、見直しの余地があるように思います。防犯対策との統合など、補助の効果が生かされることを期待します。		

総 評

青パト事業は地域への貢献度が高く、その事業に対する補助は継続する必要があります。しかし、他の事業との一本化や地域分けの撤廃など、見直しの余地もあります。
補助を継続していくなかで、市民の意見を汲み取りより良い方向を目指すことが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号
補助金の名称	海老名市防犯協会事業補助金		27
補助対象(団体)	海老名防犯協会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市防犯協会事業補助金交付要綱	開始年度	平成18年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市民の生活安全を図り、犯罪の防止及び各種防犯事業を円滑に推進します。		
対象・内容	1 暴力団排除事業 2 犯罪防止啓発活動事業 3 防犯対策研究事業 4 防犯思想の普及事業 5 防犯功労者の表彰事業		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	市内全域にまたがる防犯対策・意識の向上を図る要の団体であり、事業を推進・継続するためには補助金交付は不可欠と考えます。
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。 担当部課のコメントにあるように、事業の継続は必要ですが、補助対象団体の決算状況を確認し、余剰金がある場合は、補助金の削減をする必要があると考えます。
	内部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 市民の安全を守るため防犯対策事業の継続は必要と考えます。ほとんどの経費を補助金で賅っているため廃止することは難しいと思います。企画財政課の評価のとおり決算状況を確認する必要があります。
	外部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 補助が何に使われているかが不透明であるため、補助額の確認を求めます。

総 評

補助金が何に使われているかが不透明であるため、決算を確認し、補助の用途を明確にするとともに、余剰金等があれば適切な補助金額に調整することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号		
補助金の名称	海老名市法律援助事業補助金		28		
補助対象(団体)	神奈川県弁護士会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市法律援助事業補助金交付要綱		開始年度	平成19	年度
	海老名市補助金等の交付に関する規則		終了年度		年度
目的・必要性	市民が法律による紛争の解決を必要としている場合において、裁判その他の法による制度を利用しやすく、かつ弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制を整備し、法による紛争の解決に必要な情報及びサービスを提供する弁護士会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。				
対象・内容	(1) 刑事被疑者弁護援助事業 (2) 少年保護付添援助事業 (3) 子どもに対する法律援助事業				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	市民が法律援助事業の継続利用をするために補助金交付は不可欠と考えます。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は他市との協同事業であり、継続すべきものと考えます。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市民が弁護士等のサービスを受けやすいようにするためには、補助金の交付は必要と考えます。また、本補助金の金額は毎年神奈川県及び県下市町村に対し要望があり、継続せざるをえないものと考えことから、現状継続とします。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 県内の市町村に類似の負担があり、海老名市も他市町村と同様にリーガルサービスを受けられる環境にあるべきであるため、本補助は継続して行われるべきです。		

総 評

補助の継続することが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	地域づくり課	番号
補助金の名称	海老名市交通安全協会事業補助金		29
補助対象(団体)	海老名市交通安全協会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市交通安全協会事業補助金交付要綱	開始年度	平成23 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市及び市交通安全対策協議会、警察署と協力し、交通関係法令の周知徹底、交通事故防止並びに交通道德の高揚を図り、市民等の交通安全に寄与するために補助金を交付します。		
対象・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通関係諸法令の周知徹底に係る事業 2 交通事故防止に必要な事業及び諸設備の整備 3 交通道德の普及徹底並びに高揚に関する諸種の事業 4 優良運転者並びに交通功労者の表彰 5 その他、目的遂行のため必要と認められるもの 		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	D 決算確認	交通安全対策と啓発を行う要の団体であり、事業の継続・推進するために補助金交付は不可欠だと考えます。
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を支持します。 しかし、補助対象団体の決算状況を確認し、余剰金がある場合は補助金の削減をする必要があると考えます。
	内部評価	D 決算確認	担当部課評価を支持します。 警察署との関わりの中で、交通安全協会の役割は重要であり、継続は必要と考えます。また安全協会が作成するチラシの作成や啓発物品の購入のほとんどが補助金で賄われているため、廃止するのは難しいと考えます。企画財政課の評価のとおり決算状況を確認する必要があると考えます。
	外部評価	D 決算確認	担当部課評価を支持します。 市からの補助以外にも、個人が協会に納めている会費もあります。そのため、補助が全体経費の何割程度を占めており、過不足があるのかを明確にする必要があります。

総 評

外部評価にあるように、決算を確認し市の補助の占める割合を整理し、過不足の有無を把握することが不可欠です。

補助金見直し評価結果

所管部課	建設部	道路維持課	番号
補助金の名称	海老名市道路里親制度		30
補助対象(団体)	自治会、子供会、老人会、商店会、企業、NPO、有志団体等の団体で、かつ構成員が原則5名以上		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市道路里親制度実施要綱		開始年度
			平成21 年度
			終了年度
	年度		
目的・必要性	市民がボランティアで身近な道路の美化及び保全活動を行うことにより、市民との協働のまちづくりを推進します。		
対象・内容	<p>【対象】自治会、自治会の老人会、有志団体等の5団体が活動を行っています。</p> <p>【内容】身近な市道の、植栽活動、清掃活動、除草活動等、道路施設等の美化に有効な活動に対して、活動回数、会員数及び活動面積に応じた支援金上限額を定め、美化活動等に要した支出額以内で支援金を交付しています。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	本制度を活用することで、通常の維持管理等に要する委託料に比べて、安価な支援額で、きめ細やかな維持管理が図られると共に、花苗の種類や植え付けの時期等、各団体の裁量により個性ある植栽帯を造り、市民と行政との協働のまちづくりに寄与しています。 したがって、支援金を廃止し、市で維持管理することは維持管理の頻度は減少し、財政面では負担増となり、また予算科目精査により花苗等を現物支給とすることについては、各団体の裁量を尊重すると行政側の事務量の増加が見込まれ対応が困難であることから、見直しにより弊害が生じると考えています。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(事業統合)に修正します。 「地域緑化事業補助金」と類似する事業です。作業場所が道路植栽帯と公共の用地の違いがあるものの、対象団体も、自治会など5名以上の団体としています。事務の効率化の面からも、「地域緑化事業補助金」との事業統合と判断します。
	内部評価	C 年次縮減	担当部課評価及び企画財政課評価を、「C 年次縮減」後に「H その他」(事業統合)が適当と考えます。 実施団体5団体のうち1団体は「地域緑化事業」と重複しており、活動内容も一部類似しています。事業を地域緑化事業に統合した場合、一例として実施団体としての補助金額が80,000円から31,000円に減額となることが想定されます。 また、活動面積が大きな1団体が活動を取り止めた場合には、道路管理者として機械除草等の外部委託費が増額し、その額単体でも道路里親制度の補助全体額を上回ることも想定できます。 従って実施団体と調整を行った上で、里親制度補助金について激変緩和的に削減を行い事業統合を図ることが望ましいと考えます。なお、前記の重複団体は補助額が更に減額になることも想定できるので特に留意が必要です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 地域緑化事業との統合の余地もあると思いますが、道路里親制度は道路に特化した事業であり、その趣旨に賛同して事業に参加する市民も多くいます。また、地域緑化事業も同様です。 そのため、事業に賛同し積極的に参加している市民の気持ちを大切にほしいことから、道路里親制度開始時点の目的に立ち戻り、現状の継続による補助を期待します。

総 評

本制度は、管理に係る費用が抑えられるだけでなく、市民と行政が共同でまちづくりを行うことに寄与しています。道路里親制度として、地域緑化事業からあえて独立させてきた趣旨を今一度考え、市民目線での補助の整理が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	市街地整備課	番号		
補助金の名称	海老名市土地区画整理事業補助金		31		
補助対象(団体)	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行者等				
根拠法令 ・補助要綱等	土地区画整理法		開始年度	昭和62	年度
	海老名市土地区画整理事業助成要綱		終了年度		年度
目的・必要性	道路、公園等の都市基盤施設の整備の促進等により、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした補助金であり、事業の円滑な推進に必要なものです。				
対象・内容	<p>土地各区画整理事業の施行者等を対象に交付する補助金であり、土地区画整理事業実施にあたり、各段階に必要な費用に充てるための助成です。具体的には次の経費に対して予算の範囲内で交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合設立認可申請のために必要な測量、調査、設計等に要する費用及び埋蔵文化財の事前調査に要する費用(100分の100以内の額) ・事業に伴う公共施設の整備等に要する費用(認可事業費の100分の30以内の額で、かつ、別途定めにより算定される額) ・その他市長が特に必要と認めた費用(100分の100以内の額) 				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	土地区画整理事業実施にあたり各段階に必要な費用に充てるための助成であり、事業の円滑な推進に必要なものであること、国庫補助金の受け皿ともなることのできる要綱であること等から、見直し不要であると考えます。		
	企画財政課	H その他	<p>担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。</p> <p>市内の土地の有効活用のためには、土地区画整理は有効な手段です。総合運動公園の周辺地は一部区画の整理が不十分であり、整理を進めることで土地及び総合運動公園の利用にも資することから、進めるべき事業であると考えられます。</p> <p>一方で、今後は将来的な見通しを立てて事業を進めるにあたり、土地区画整理事業組合の設立前に債務負担行為を行うなど、市の財政的負担を明確することが必要です。</p>		
	内部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>企画財政課評価の「組合設立前に債務負担行為を行うなど」が、補助金制度改革の中で限度額設定を目的とするのであれば、土地区画整理事業は事業実施が不確定な段階から補助をするため、準備組織段階では地権者等からの理解が得られにくく現実的ではないと思われれます。</p> <p>要綱によれば「補助金額は予算の範囲内」と規定され、既に行政側にとって弾力的な運用が可能になっていることから、現状継続が適当と考えます。</p>		
	外部評価	D 決算確認	<p>「D 決算確認」とします。</p> <p>補助の効果が見えにくいにもかかわらず補助額が大きいことから、何にどの程度投下されているかを確認し、市民にも補助の必要性を分かりやすく示してほしいと思います。</p>		

総 評

事業実施が不確定な段階から補助を行うことから、補助の目的や効果が伝わりにくいという意見があります。そのため、将来的な補助額の見通しや目的は可能な限り明確にし、市民に説明できる状態にしておく必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	市街地整備課	番号		
補助金の名称	海老名市市街地再開発事業補助金		32		
補助対象(団体)	都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行者				
根拠法令 ・補助要綱等	都市再開発法		開始年度	平成26	年度
	海老名市市街地再開発事業補助金等交付要綱		終了年度		年度
目的・必要性	海老名市内における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目指して実施される市街地再開発事業の促進を目的とした補助金であり、事業の円滑な推進に必要です。				
対象・内容	市街地再開発事業の施行者を対象に交付する補助金であり、事業実施にあたって必要となる経費に対して予算の範囲内で交付します。				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	都市再開発法において市街地再開発事業に係る費用の補助に関して記載されており、事業の円滑な実施に必要なものであることから、見直し不要であると考えます。		
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 市内のさらなる発展、活性化のために駅という資源の有効活用は必須です。厚木駅周辺は街として発展の余地があるため、国、県とともに経済的な負担を負うことは必要であるといえます。しかし、その進め方として、市街地再開発事業の実施前に債務負担行為を行うなどにより、市の財政的負担を明確にすることが、着実な事業の展開においては必須です。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 企画財政課評価の「市街地再開発事業の実施前に債務負担行為を行うなど」が、補助金制度改革の中で限度額設定を目的とするのであれば、市街地再開発事業は事業実施が不確定な段階から補助をするため、準備組織段階では地権者等からの理解を得られにくく現実的ではないと思われます。 要綱によれば「補助金額は予算の範囲内」と規定され、既に行政側にとって弾力的な運用が可能になっていることから、「現状継続」が適切と考えます。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 厚木駅というソースを利用した再開発は、海老名の更なる進化にとっては重要であり、事業に対する補助の必要性は認められます。そのため、必要な補助の見極めをしっかりと行いながら、継続した補助が行われることを期待します。		

総 評

債務負担行為という手段に拘ることなく、将来的な補助の見通しを明確にしなが、必要な補助を継続していくことが不可欠です。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	駅周辺対策課	番号
補助金の名称	海老名市民営自転車等駐車場建設費補助金		33
補助対象(団体)	民営自転車等駐車場建設者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市民営自転車等駐車場建設費補助金交付要綱	開始年度	平成4年度
		終了年度	年度
目的・必要性	駅周辺における自転車及び原動機付自転車の放置を防止することです。		
対象・内容	<p>民営自転車等駐車場を建設した者(鉄道及びバス事業者並びに百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等により設置するもの、また、財団法人自転車駐車場整備センターの事業の関連して設置するものは対象外)。 あるいは、駅又はバス停留所を中心としておおむね半径300メートル以内で、自転車等の収容台数が50台以上であること。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状維持	現状では交付対象となる施設等はありませんが、今後対象となる施設等が出てくる可能性はあるため、要綱をこのまま残す必要があります。
	企画財政課	H その他	<p>担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 民営自転車等駐車場の建設については、平成4年に1件の補助を実施してから実績がなく、基準単価も25年が経過しています。さらに近年は、民間事業者による駐輪場も規模を拡大しています。そのため、要綱の廃止を含めた補助の見直しが不可欠です。 即廃止する、又は今後相鉄線さがみ野駅等の駅周辺開発が継続していくことから、民間企業に本補助のPRを行い積極的な誘致を図るなど、これまでの補助を見直すことを求めます。</p>
	内部評価	H その他	<p>企画財政課評価を支持します。 昨今では自転車通行帯の整備推進など自転車を取り巻く環境は大きく変化しているものの、今後の動向は不確定ともいえます。 そのようなことから制度を即廃止するというのではなく、基準単価の適正性などを再確認し、必要に応じて見直しを行うなど、今後の駅周辺等での活用に備える必要があります。</p>
	外部評価	H その他	<p>企画財政課評価を支持します。 何年もの間使われていない補助であるため、見直しは不可欠です。しかし、即廃止するのではなく、廃止を視野に入れた見直しが適切であると思われます。</p>

総 評

近年の補助実績がないことを踏まえ、本補助が有効に利用されるようPRを行う、対象を拡大するなど制度を見直し、あるいは廃止するなど、方向転換の余地があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	都市計画課	番号
補助金の名称	海老名市防災ベッド等設置費補助金		34
補助対象(団体)	市民		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市防災ベッド等設置費補助金交付要綱	開始年度	平成21年度
		終了年度	年度
目的・必要性	木造住宅に居住する方を対象に、地震による木造住宅の倒壊から身体の安全の確保を図るため、防災ベッド又は耐震シェルターを木造住宅に設置するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。		
対象・内容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ベッド等設置に関する費用の2分の1(上限15万円)。 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手。(昭和56年以降の増築等は既存の2分の1以下。) ・海老名市民であり、現に居住している自己所有の住宅。 ・2階建て以下の木造住宅在来工法。 		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	ここ数年は利用実績が無いものの、経済的理由により耐震工事ができない市民に対する救済措置になるため、今後も制度としては継続させる必要があります。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 担当部課のコメントにあるように、経済的理由により耐震工事ができない市民への救済措置という視点は重要です。しかし、この防災ベッドに対する補助実績は、東日本大震災や熊本地震の影響下においても増えることなく、過去9年でわずか2件(H21、H23にそれぞれ1件ずつ)となっています。この実績を踏まえると、防災ベッドに対する補助に終期を定め、他の視点からより効果的な救済措置を探ることが必要です。
	内部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 過去9年間で2件という実績を踏まえると、補助制度とするまでの需要がないと考えざるを得ません。
	外部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 補助の対象が限定的であるためか(昭和56年5月31日以前に建築工事着手。)、実績が少ないことから、終期設定でもやむを得ないと考えられます。また、工事費もかかり、防災ベッドの設置自体がなかなかされにくい現状があるのではないかと考え、終期設定を支持します。

総 評

近年補助の利用実績がないことから、市民のニーズを見極める必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	資源対策課	番号
補助金の名称	生ごみ処理機設置費補助金		35
補助対象(団体)	<p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、現に居住している者又は市内に事業所を有する者</p> <p>(2) 前条の処理機を補助対象者の居住場所若しくは事業所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できる者</p> <p>(3) 海老名市市税条例(昭和30年条例第13号)第3条に規定する市税及び海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成5年条例第8号)別表第1に掲げる一般廃棄物の処理手数料を滞納していない者</p>		
根拠法令・補助要綱等	海老名市生ごみ処理機設置費補助金交付要綱	開始年度	平成5年度
		終了年度	年度
目的・必要性	<p>生ごみの堆肥化又は減容化を図る生ごみ処理機を購入した市民、事業所に対し、購入費の一部を補助することで、市内で排出される生ごみの量を減らし、もって市内の可燃ごみ総排出量を減らすことを目的としています。</p>		
対象・内容	<p>◎補助対象製品</p> <p>1 電動式処理機 家庭用電源で稼動可能なもの</p> <p>2 非電動式処理機</p> <p>(1) 土中又は土中以外の微生物を利用する容器とする。</p> <p>(2) 臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの</p> <p>◎補助内容</p> <p>○補助対象数</p> <p>1 世帯又は1事業所につき電動式処理機にあつては1台、非電動式処理機にあつては2台</p> <p>ただし、電動式処理機については、当該電動式処理機を購入後5年を過ぎたの買い換え、非電動式処理機については破損等又は市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>○補助金額</p> <p>1 電動式処理機 購入金額の4分の3、限度額50,000円</p> <p>2 非電動式処理機 購入金額の4分の3、限度額20,000円</p> <p>※購入金額には使用時に最低限必要な本体と一括購入した基本材や微生物の購入代金及び消費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まない。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	<p>まちの賑わいや人口増などにより可燃ごみ総排出量が増加しており、可燃ごみの減量化が喫緊の課題となっています。</p> <p>そのような中、生ごみの減量化に効果がある当該補助制度は、持続可能な減量化策として重要かつ必要不可欠な制度であると考えます。</p>
	企画財政課	F 終期設定	<p>担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。</p> <p>生ごみ処理機の需要を見極め、終期設定が必要であると考えます。</p>
	内部評価	H その他	<p>担当部課評価及び企画財政課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。</p> <p>当該制度は、生ごみの減量化へ積極的に取り組むといった市の姿勢を表しており、課題解決に向けた手段のひとつとして、内容の見直し等による事業の継続が必要と考えます。</p>
	外部評価	H その他	<p>内部評価を支持します。</p> <p>本事業については、環境保全の観点から積極的に取り組んでいる市民もいます。そのため、生ごみの減量化に限定せず、ごみ一般に対するアプローチという広い視野で取り組んでいくことを期待します。</p>

総評

生ごみ処理という観点にとどまらず、ごみ一般に対するアプローチの足掛けにこの補助を利用することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	消防本部	消防総務課	番号		
補助金の名称	海老名市消防団維持交付金		36		
補助対象(団体)	条例第3条の規定により組織された消防団本部及び15の分団				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市消防団維持交付金交付要綱		開始年度	平成20	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	海老名市消防団の設置に関する条例の規定に基づき設置された消防団が行う事業を維持・運営の円滑化を図ります。また、消防地理、水利調査、火災予防、各種訓練、火災防御活動の実施のために補助を行います。				
対象・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に必要な訓練及び研修に関する事業(操法大会、訓練照明燃料代等) ・消防団員の募集に関する事業(ティッシュ作成、のぼり旗、PRチラシ作成等) ・火災予防に関する事業(看板、ポスター作成等) ・福利厚生に関する事業(慶弔費) ・その他市長が必要と認めた事業 				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、当市では消防団員の処遇の改善や消防団の装備の改善等、消防団員の教育訓練等を計画的に実施しています。地域防災の要として消防団活動の充実強化は、必要不可欠であるため、現在のところは、見直しは考えていません。		
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(事業統合)に修正します。 啓発物品等は、市で一括購入をするなど、経費を安価に抑える方法を検討する必要があります。また、自治会への交付金の中に統合し、自治会から消防団への交付という方法も検討する必要があります。		
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 消防団への補助金(交付金)については、自治会経由のものもあり、補助の統合について、市民協働部(自治会)とも十分協議する必要があります。 なお、消防団は自治会活動とも密接であり、協議にあたっては、団員確保や自治会運営への影響を配慮願います。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 自治会に補助をままとめると、自治会の負担が大きくなるうえに自治会の裁量が拡大し、分団に必要な補助が行き届かない恐れがあります。そのため、従来どおり市から分団へ直接補助すべきであると考えます。		

総 評

分団に対する本補助を維持するか、あるいは自治会への交付金にまとめるか、市民のニーズを十分に汲み取り、補助の方法を検討する必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	消防本部	消防総務課	番号
補助金の名称	海老名市消防団操法事業補助金交付基準		37
補助対象(団体)	海老名市消防団の組織等に関する規則別表第1に定める分団のうち、海老名市を代表して操法大会に参加する分団		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市消防団操法事業補助金交付基準	開始年度	平成22年度
		終了年度	年度
目的・必要性	海老名市消防団の消火活動における機械器具操作方法の技術の向上を目的として、海老名市消防団が操法大会に参加するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付します。		
対象・内容	<p>補助金の対象となる事業は、全国消防操法大会と神奈川県消防操法大会で、操法大会への参加に係る経費のうち、次に掲げるもの(なお、神奈川県消防操法大会は隔年で実施、神奈川県操法大会が実施される年に全国大会も実施)</p> <p>1 会議費 2 訓練費 3 物品購入費 4 事務費 5 その他経費</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、本市では、消防団員の処遇の改善や消防団の装備の改善等、消防団員の教育訓練等を計画的に実施しています。そして、隔年実施の神奈川県消防操法大会参加も含め、今後も消防団員の教育訓練の一環として、海老名市消防団の消火技術の向上に必要不可欠であると考えるので現在のところは、見直しは考えていません。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(事業統合)に修正します。 補助対象を操法大会に参加する分団としていることから、「海老名市消防団維持交付金」と統合し、事務の効率化のための検討が必要です。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 本補助は、2年に一度「神奈川県操法大会」に出場する分団に交付されるもので、補助の効果は高いと考えます。 よって、事務効率の面から、同補助内容を維持しつつ「海老名市消防団維持交付金」と統合を検討すべきと考えます。
	外部評価	H その他	「H その他」(見直し継続)とします。 本補助は用途が明確なものであるため、消防団の内部で分配した方が、必要な補助が行き渡るように感じます。本団に一括申請させるなどにより補助の見直しを図りながら継続することを期待します。

総 評

補助を統合する必要があるか否か、検討が必要です。そして結論としてどちらを取るかにかかわらず、市民に対してしっかり説明できることが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	消防本部	予防課	番号
補助金の名称	安全対策推進事業補助金		38
補助対象(団体)	海老名市危険物安全推進協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市危険物安全推進事業補助金交付要綱	開始年度	平成3年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内の危険物等の設置してある施設で発生する恐れのある災害を未然に防止することを目的として、海老名市危険物安全推進協議会が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とします。		
対象・内容	<p>海老名市危険物安全推進事業は、海老名市危険物安全推進協議会として組織された団体とし、次に掲げるもの。</p> <p>(1) SS部会 (2) 工業部会 (3) LP部会 (4) 賛助部会 (5) その他市長が必要と認めた部会</p> <p>補助対象は、協議会が行う事業であって、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 海老名市内LPG空ボンベ回収事業 (2) 海老名市総合防災訓練等で実施する危険物等災害予防啓発事業 (3) その他市長が適当と認めた事業</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	歳入を得るために、会員を増やすための施策を協議会と検討し、結果が得られれば補助金の廃止を検討します。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 LPG空ボンベの回収については、単価契約及び委託事業として、支出科目精査が必要です。危険物等災害予防啓発事業については委託事業とすべきか検討が必要です。
	内部評価	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 補助対象となる「市内LPG空ボンベ回収事業」や「危険物等災害予防啓発事業」は、災害の未然防止のためにも重要であると考えます。 事業見直しにあたっては、支出科目精査とともに、各事業の継続についても協議会と十分に協議のうえ決定すべきと考えます。
	外部評価	H その他	内部評価を支持します。 LPGボンベの回収については市に回収義務がないことから、回収にかかる費用は利用者負担が原則です。終期設定を含めて見直しが必要です。

総 評

法律上誰に回収義務があるのかから改めて整理し、対外的に説明ができる方針をとることが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市技能者育成補助金		39
補助対象(団体)	湘北建築高等職業訓練校		
根拠法令・補助要綱等	海老名市技能者育成補助金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内の建築産業に従事する技能勤労者の技能向上と生活の安定を図ることを目的とします。		
対象・内容	湘北建築高等職業訓練校が技能後継者の養成を図るための訓練校運営に要する経費(交付市町:海老名市、厚木市、大和市、座間市、綾瀬市、相模原市、愛川町)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	海老名市民の方も湘北建築高等職業訓練校に在籍・卒業しており、市内の建築産業の発展につながっていると考えられるため必要な補助です。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。技能者の職業訓練校のみへの補助事業のため、在り方を検討し、海老名市内の事業者及び市民の当該年度の在籍人数等に応じて、金額等を検討すべきであると考えます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。平成29年度は市内在住在勤者4名が在籍しており、各年度にコンスタントに在籍している。また、講師のうち2名が市内事業者でもあることから、市内建築産業の発展に寄与するものであるため、当該補助金は必要です。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。本訓練校では、海老名市民が生徒だけでなく講師としても活動しており、一定の補助はやむを得ないと思われます。しかし、毎年海老名市民が生徒として通学することが担保されているのか疑問であり、学校に補助するよりも市民個人に補助する方が直接的だとも思われます。補助を継続する以上、その方法については充分吟味することが必要です。

総 評

補助を行うことの目的や効果を整理し、市民に還元される補助であることが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金		40
補助対象(団体)	市内事業者		
根拠法令・補助要綱等	海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	中小企業退職金共済制度を奨励し、中小企業者が負担する退職金共済掛金の一部を補助することにより市内に事業所を有する中小企業の振興並びに従業員の福祉向上及び雇用の安定を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p>中小企業退職金共済法に基づく勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令第73条に規定する特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した中小企業者、機構にあつては、同法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結した者で、以下の条件に当てはまるもの。</p> <p>(1)市内において事業を営んでいるもの</p> <p>(2)市税の納入義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納している者</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	中小企業が支払う退職金共済掛金の一部を補助することで市内中小企業の振興並びに従業員の福祉向上につながっていると考えられるため、当該事業の必要性は高いと考えます。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 他市の事例(熊本市など)を基に周知期間を設け、補助期間の縮減等を検討した上で、新規の申請を制限し、終期設定をすべきであると考えます。 掛け金の10%の当該補助がなくなったとしても、加入率の減少は認められないものではないと考えられるため、十分な見直しが必要です。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 公務員や大企業とは異なり、中小企業の掛金負担は大きいものと考えます。適切な退職補償を担保することは事業主ばかりではなく、労働者の生活安定に資するものです。各種労働団体に補助を行うことでも労働者の生活安定を図っていることから、当該補助金は必要です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 従業員の生活の質を向上させることや安定を維持することは長く続けていくべきであり重要です。そのため、補助も長く続けていく必要があります。補助をするから退職金共済を作るように促すという本来あるべき形を目指し、継続されることを期待します。

総 評

補助の効果が中小企業やその従業員に及ぶものであり、影響が大きいものです。対象や金額を見極めながら、より効果的な方法での継続が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市障がい者雇用促進奨励補助金		41
補助対象(団体)	中小企業事業主		
根拠法令・補助要綱等	海老名市障がい者雇用促進奨励補助金交付要綱	開始年度	昭和52 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	障がい者の雇用の安定と促進を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p><対象>障がい者を雇用する中小企業事業主のうち、次の各号のいずれにも該当するものとします。</p> <p>(1)補助金の交付を受けようとする際、現に市内で継続して事業を営んでいること。</p> <p>(2)障がい者を6月以上、かつ、週20時間以上常用雇用していること。</p> <p><補助額></p> <p>(1)市内在住障がい者の常用雇用者1人につき 50,000円</p> <p>(2)市外在住障がい者の常用雇用者1人につき 40,000円</p> <p>また補助額(1)(2)にかかわらず、当該障がい者を常用雇用した企業において初めて常用雇用した場合の補助金の額については、100,000円とします。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	障がい者の雇用の促進と安定のために必要な補助制度であると考えられます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 補助率については、市内在住者を採用するインセンティブとして、補助率の傾斜についての見直しが必要であると考えます。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 補助率の考え方等、企画財政課評価と同意見です。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 障がい者の就労補助拡充に期待し、補助率の拡大などを行いながら継続されることを期待します。

総 評

市民の期待が高い補助だと思われます。拡大をベースとした見直しが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市勤労者住宅資金利子補助金		42
補助対象(団体)	市内勤労者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市勤労者住宅資金利子補助金交付要綱	開始年度	昭和53 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	海老名市内勤労者の住宅確保を促進します。		
対象・内容	<p><対象> 次の条件に該当するもの (1)申請時において、同一事業所に引き続き勤務しており、かつ、市内に在住している者。 (2)自己が住む住宅を市内に取得(新築又は購入)する者又は自己が住み市内に所有する住宅を増改築する者 (3)海老名市市税条例第3条に規定する市税の納税義務者で、既に納期を経過した分の市税を完納している者、ただし、市以外で納税義務が生じている者については、当該市区町村における納期の経過した分の税を完納していること。</p> <p><補助額> 年利3%以内の利子額又は実際に支払った利子額の1/2の額のうち低い方の利子額 対象となる借入金の範囲は、1件につき50万円以上、500万円以下とします。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	勤労者の持家確保の促進を図ることで、市内人口の確保につながっていると考えられるため、本事業は継続して行う必要があります。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 勤労者の住宅確保の観点から考えると、中央労働金庫だけでなく、他の金融機関の同様の融資メニューがあることから、中央労働金庫に限定している理由を再度整理する必要があります。 中央労働金庫のみで限定するのであれば、新規申請を制限し、終期設定を行うべきです。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 労働金庫は他の金融機関と異なり、労働組合や生協等が資金を出し合う協同組織の福祉金融機関であり、労働者の福利共済活動の一環として組合員全体に奉仕する非営利活動が原則とされていることから、他の補助金同様、労働者の生活安定に資するため当該補助金は必要です。
	外部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 特定の金融機関に対する補助には合理的な理由が見つけにくいように思われます。そのため、本補助に終期を設定し廃止する方向が妥当だと思われます。

総 評

公平性の観点から、特定の金融機関に対する補助を見直す必要があります。その結果、継続する場合でも廃止する場合でも、対外的な説明ができるよう検討が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市商店街共同施設維持管理費補助金		43
補助対象(団体)	商店街団体(市内の中小商業者が地域的に組織した団体)		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市商店街共同施設維持管理費補助金交付要綱	開始年度	昭和59 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	商店街団体が設置する街路灯の電気料と維持管理費等を補助することにより、消費者が楽しく安全に買い物ができる商店街を目指すことを目的とします。		
対象・内容	<p><補助対象> 次の要件を備えた街路灯のうち、終夜点灯するものとし、個別店舗の照明又は広告を兼ねると認められたものを除きます。 (1)当該商店街団体において、電気料及び維持費を負担していること。 (2)適切な維持管理が行われていること。 (3)街路を明るくし、犯罪の防止、交通の安全に役立つと認められる構造であること。</p> <p><補助基準> (1)街路灯の電気料は、その1年分の全額とします。 (2)街路灯の管理費は、1灯あたり年額3,000円とし、契約灯数を掛けた金額とします。 (3)街路灯の維持管理に対し、賠償保険料を掛けている場合は、その全額とします。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	補助対象となる商店街街路灯は、商店街の通りが明るくなることで来街者が夜間等も安全に通行できる機能を有しています。このため、商店街に維持管理費等の財政的な支援をすることで、商店街のにぎわい創出に繋がるため、当該事業の意義は高いと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 一部LED化も進んでいますが、電気量の削減を図るため、更にLED化を進める必要があると考えます。そのため、LEDとそれ以外で補助率に傾斜を加えるなど、補助率の見直しが必要です。その場合は、「海老名市商店街協同施設設置等補助金」も合わせて見直しが必要です。
	内部評価	H その他	補助率の考え方等、企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本来であれば商店街の復活を目的とした施策は抜本的に検討すべきですが、街灯が設置されている現状においては補助の継続は不可欠であると思われます。もともと、LED化は技術面、経済面の双方から見て難しい部分があるため、現状継続が妥当であると考えます。

総 評

LEDという一つの手法に限らず、商店街の復活に向けた補助は継続が必要です。そして、街灯が設置されている以上、維持管理費の補助は継続することが期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市商店街共同施設設置等補助金		44
補助対象(団体)	商店街団体(市内の中小商業者が地域的に組織した団体)		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市商店街共同施設設置等補助金交付要綱	開始年度	昭和59 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内の中小商業者が地域的に組織した商店街団体が共同施設を設置する事業に要する経費を補助することにより、市内の中小商業の振興を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p><補助対象事業></p> <p>(1)街路灯の設置、補修及び撤去に係る事業</p> <p>(2)アーチ又はアーケード設置事業</p> <p>(3)カラー舗装設置事業</p> <p>(4)シンボルトワー、彫刻その他市長が適当と認めた共同施設の設置事業</p> <p><補助金の額></p> <p>補助事業に要する経費の30%の額とし、500万円を限度とします。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	当該事業は、街路灯の設置や、アーチ、アーケード設置事業です。また、カラー舗装の設置など、商店街の魅力やにぎわいの創出が向上する基盤整備事業に対し補助していることから、当該事業の必要性は高いと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。電気量の削減を図るため、LED化を進める必要があると考えます。そのため、LED化に対する補助額を引き上げるなど、補助率の見直しが必要です。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。補助率の考え方等、企画財政課評価と同意見です。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。商店街支援という点では抜本的な支援を検討するべきですが、本補助も利用実績がある以上継続がベースになると思われます。しかし、本来は前向きな投資であるべき補助だと思われませんが、撤去等の後ろ向きの補助として使われているようですので、補助の対象などを見直しながらの継続に期待します。

総 評

老朽化した施設の撤去補修だけでなく、商店街が明るく賑わうような積極性のある補助が求められています。補助の対象を拡大するなど、見直しを検討しながら補助を続けることが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名商工会議所地域振興事業費補助金		45
補助対象(団体)	海老名商工会議所		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名商工会議所地域振興事業費補助金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	<p>海老名商工会議所が行う地域商工業者の経営の改善発達の支援及び地域振興にかかる事業の実施に要する経費を支援することにより、次に掲げる事業を促進し、もって地域商工業者をはじめとした地域経済社会の振興と安定に寄与することを目的とします。</p> <p>(1)商工会議所が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業のほか、地域商工業者を対象として支援する事業</p> <p>(2)商工会議所が行う創業・経営革新、倒産の未然防止等を図るための事業</p> <p>(3)商工会議所が行う地域の振興を図るための事業</p> <p>(4)関連団体や地域住民等と連携して実施する地域社会の活性化に資する事業</p>		
対象・内容	<p><補助の対象> 事業の実施に必要な経費であって、要綱別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認められたものとする。</p> <p><補助額の算出方法></p> <p>(1)中小企業相談事業運営費 事業運営費に要する経費の総額から神奈川県「商工会・商工会議所地域振興事業費補助金交付要綱」に基づく県の補助額を差し引いた額以内とします。</p> <p>(2)一般事業運営費 地域振興・商工業者支援事業費に要する経費の10%以内及び商工業振興連携事業費に要する経費とします。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	商工業の振興、地域経済の発展のためには、商工会議所の役割は重要であり、商工会議所の活動を充実させるために必要な事業です。
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。 補助対象団体の決算状況を確認し、余剰金がある場合は、補助金の削減をする必要があると考えます。
	内部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 決算状況を確認し、毎年度真に必要な額を精査し補助額を算定する必要があります。
	外部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 補助の必要性は認められるところですが、支給の対象や内容が不明確であり、本当に必要な範囲で支出されているかが不透明です。そのため、決算を十分に確認し、適正な補助を行っていただきたいです。

総 評

補助の対象や内容が不明確であるため、決算を確認し適正な補助額を見極める必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市商工業振興補助金(販売促進)		46
補助対象(団体)	商工会議所及び商店街団体		
根拠法令・補助要綱等	海老名市商工業振興補助金交付要綱	開始年度	平成10 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	商工会議所及び商店街団体が行う地域振興事業の実施に要する経費を補助することにより、商工業の総合的な改善発達を支援することを目的とします。		
対象・内容	<p><補助の対象及び補助額の算出方法> 次に掲げる事業の実施に必要な経費であって、要綱別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ相当と認めたものとします。 商工会議所が、商工会議所法第9条の規定に基づき行う事業で、海老名市小規模事業費補助金交付要綱で補助対象に規定する小規模事業者の経営の改善発達のための事業を除く事業に要する経費 【補助率】事業に要する経費の2分の1以内 【最高限度額】500万円</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	海老名駅周辺の大規模商業施設が台頭する中、地域全体のにぎわいを創出するためには、地元商店の活性化が欠かせません。地元商店の活性化を支援する本事業の重要性は高いと考えます。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 事業効果を検証し、有効性を見極める必要があると考えます。
	内部評価	H その他	担当部課評価、及び企画財政課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 担当部課評価のとおり、地域商店街の活性化に繋がる事業であると考えます。ただ、過去の見直しが行われていないことなどから、他市の状況等も踏まえ、見直しは必要であると考えます。
	外部評価	H その他	内部評価を支持します。 補助金の中でも直接最終消費者に渡るものという点で、評価できる補助です。さらには、アンケートにも「コミュニケーションのきっかけになっている」とあるように、市民のニーズも大きいため、地元根差した商品選定等内容を見直しながら、補助の継続に期待します。

総 評

消費者に直接効果がある補助である点が評価されています。事業効果や補助の有効性を適宜検証し、見直しながら地域商店街の活性化に繋がるよう補助を継続することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号		
補助金の名称	海老名市商工業振興補助金(商店街元気復活事業)		47		
補助対象(団体)	商工会議所及び商店街団体				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市商工業振興補助金交付要綱		開始年度	平成10	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	商工会議所及び商店街団体が行う地域振興事業の実施に要する経費を補助することにより、商工業の総合的な改善発達を支援することを目的とします。				
対象・内容	<p><補助の対象及び補助額の算出方法> 次に掲げる事業の実施に必要な経費であって、要綱別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めたとします。 商店街団体が、商店街元気復活事業として、市、商工会議所とともに個別研究会を設立し、研究会事業として計画の作成、イベント事業、アドバイザー派遣その他研究会事業運営などに要する経費【補助率】事業に要する経費の3分の2以内【最高限度額】50万円</p>				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	高齢化が進む中、歩いて行ける商店や店主と消費者が直接ふれあうことができる商店は地域に必要な存在であり、その商店街の活性化を支援する本事業は重要性が高いと考えます。		
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 事業効果を検証し、有効性を見極める必要があると考えます。		
	内部評価	H その他	企画財政課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 担当部課評価のとおり、地域商店街の活性化に繋がる事業であると考えます。ただ、過去の見直しが行われていないことなどから、他市の状況等も踏まえ、見直しは必要であると考えます。		
	外部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 補助の対象者及び支給額から見ると、有効性に疑問があります。		

総 評	
<p>継続が妥当とする意見がある一方で、補助の有効性に疑問があるとの意見も出ています。補助の実績や効果の検証を行い、補助を続けるにしても止めるにしても、市民に説明ができるように進めることが肝要です。</p>	

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市中小企業振興支援事業補助金		48
補助対象(団体)	中小企業者等		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市中小企業振興支援事業補助金交付要綱	開始年度	平成20年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内の中小企業者等の技術及び経営管理機能を向上させることにより、市内商工業等の持続的な発展を図るため、以下の補助メニューに示す事業を行う中小企業者等を支援することを目的とします。また、企業立地促進事業では、市外から市内に新たに立地を行う企業及び既に市内で創業し、市内で事業拡大を図ろうとする企業を対象に、奨励金の交付、固定資産税等の減免等を行っていることから、以前から市内で操業する中小企業者に対しても市として支援する必要があります。		
対象・内容	<p><補助対象者> 市内で操業している中小企業者等(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者(個人事業主を含む)又は中小企業者で構成される団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・納期限の到来した市税を完納していること。 ・市内において1年以上継続して同一業種を行っていること。</p> <p><補助メニュー> ISO等認証取得事業、人材育成事業、依頼試験等実施事業、展示会等出展事業、産業財産権取得事業、環境施設設置事業、生産性向上等の設備導入事業</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	市としては市内の中小企業者への支援も必要であることから、市内の中小企業支援策として本事業を実施しています。本事業は企業立地促進事業と併せて実施することで、市内商工業の持続的な発展に寄与するものです。企業アンケートを実施し、補助対象メニュー等、事業内容の見直しは適宜行っていく必要があると考えておりますが、企業立地促進事業が存続する限り、本事業の存否に係る見直しは不要(不可)と考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。環境みどり課の「環境保全対策支援事業補助金」と歩調を合わせたメニューの見直しが必要であると考えます。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。当補助金交付要綱第4条(補助対象事業)については、整理が必要であると考えます。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。市がリーダーシップをとった事業や取組に対するメニューの設定が必要だと思われます。企業のニーズを聞くだけの補助ではなく、企業のニーズを斟酌し市が必要な補助を吟味したうえで、使いやすい、有効な補助となる工夫をお願いします。

総 評

補助の継続が前提となりますが、他の事業との区別を明確に整理する、あるいは企業のニーズを斟酌し市民が納得できるメニューを設置するなど、補助の内容については見直しが求められます。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市企業立地促進事業		49
補助対象(団体)	市外から市内に新たに立地を行う企業及び既に市内で操業し、市内において事業拡大を図ろうとする企業		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市企業立地促進条例	開始年度	平成19年度
	海老名市企業立地促進条例施行規則	終了年度	年度
目的・必要性	市外から市内に新たに立地を行う企業及び既に市内で操業し、市内において事業拡大を図ろうとする企業に対して奨励措置を講ずることにより、企業の立地促進、雇用機会の拡大並びに市内経済の活性化及び持続的な発展を図り、本市の産業振興と市民生活の安定に寄与することを目的とします。		
対象・内容	<p><補助要件></p> <p>○対象地域 工業専用地域、工業地域、準工業地域(3,000㎡以上の一団の地域)、市街化調整区域</p> <p>○対象業種 製造業、情報通信業、自然科学研究所:メニュー1・3・4 業種は問わない:メニュー2・5</p> <p>○投下資本額(立地にあたり発生した用地取得費、建設費、設備費等の総額) 企業の規模(大企業又は中小企業)、市内での操業年数により下限設定</p> <p><メニュー></p> <p>1 企業立地奨励金(投下資本額の10%、限度額3,000万円)</p> <p>2 雇用奨励金(市内在住者新規雇用の場合、時期に応じて10~50万円/1人、限度額1,000万円)</p> <p>3 環境施設奨励金(対象施設:雨水活用施設、太陽光・風力発電施設、屋上・壁面緑化、限度額800万円)</p> <p>4 固定資産税等の軽減(固定資産税・都市計画税を3年間税率1/2に軽減)</p> <p>5 法人市民税法人税割の軽減(本社等を立地した場合、3年間税率1/2に軽減)</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	平成20年4月1日から平成25年3月31日の5年間の時限設定により施行していた企業立地促進条例を、平成25年4月1日から3年間延長している。また、平成28年4月1日には支援メニューのさらなる充実を図った上で、さらに3年間の期限延長を行っている。平成31年度以降の考え方についても、これまでの事業検証を行い、条例を延長して事業を継続するべきか検討していきます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 海老名運動公園周辺地区において土地区画整理事業に着手し、新たな工業・流通拠点の整備を進めているなか、事業の休止もしくは、対象エリアを限定するなどスキームの見直しが必要です。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 当補助事業は、将来の税収増に繋がる制度です。実績が少ないことなどから、事業のPR手法や補助内容の見直し等、検討を期待します。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 投下資金とその回収というサイクルがうまく循環しており、次年度以降の計画も明確であるため補助の有効性も高いと判断できます。税源涵養は市の財政においても長期的な課題であり重要であるため、積極的な補助の実行に期待します。

総 評

補助の効果が高く、市民からの理解もある補助です。より効果的な補助とするため、事業の検証を行い積極的に補助制度を進めていくことが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市中小企業信用保証料補助		50
補助対象(団体)	中小企業者等(市内で商工業を営む中小企業者、創業者又は特定中小企業者)		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市中小企業信用保証料補助要綱	開始年度	平成5年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内で商工業を営む中小企業者、創業者又は特定中小企業者(以下「中小企業者等」という。)に対して信用保証料を補助することにより、中小企業者等の事業活動を円滑にし、健全な発展を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p><補助対象> 神奈川県信用保証協会の保証を受け、海老名市中小企業事業資金融資要綱に規定する中小企業事業資金の融資を受けた中小企業者等で、次に掲げる要件を満たす者としてします。 (1)市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいること。 (2)海老名市市税条例第3条に規定する市税の納税義務者で、納期を経過した分の市税に滞納がないこと。ただし、市以外で納税義務者となっている場合については、当該市区町村における納期を経過した分の市税等に滞納がないこと。</p> <p><補助対象期間> 資金の融資を受けた日の属する年度又は翌年度とします。</p> <p><補助金額> 保証協会に払い込んだ保証料の全額とし、100,000円を限度とします。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	資金融資の円滑化及び中小企業の経営を支援するために必要な補助制度である。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 中小企業事業資金等利子補給金の見直しと合わせ、補助率、限度額を総合的に見直す必要があると考えます。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 当補助事業は、実績件数も多く、近隣自治体でも同様に実施していることなどから、継続実施が望ましいと考えます。ただし、事業の見直し検討は必要です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 補助実績も十分にあり、被補助者のニーズに沿っていると思われます。そのため、現状継続が妥当です。

総 評

利用者のニーズに沿っており、現状を継続することが求められています。その中で、より良い補助事業を目指して見直すことは必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市中小企業事業資金等利子補給金		51
補助対象(団体)	海老名市中小企業事業資金融資の取扱金融機関又は(株)日本政策金融公庫の経営改善貸付による融資を受けた中小企業者等		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市中小企業事業資金等利子補給金交付要綱	開始年度	平成5年度
		終了年度	年度
目的・必要性	海老名市中小企業事業資金融資要綱に定める中小企業事業資金の融資を行った取扱金融機関又は株式会社日本政策金融公庫の経営改善貸付(以下「マル経融資」という。)による融資を受けた市内で商工業を営む中小企業者、創業者又は特定中小企業者(以下「中小企業者等」という。)に対して当該資金の融資に係る利子の一部を補助することにより、中小企業者等の事業活動を円滑にし、健全な発展を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p><交付対象者></p> <p>(1)市融資要綱により融資を行った中小企業事業資金の融資を行った取扱金融機関</p> <p>(2)マル経融資による融資を受けた中小企業者等であって、次のア及びイの要件を満たすもの。</p> <p>ア)市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいること。</p> <p>イ)海老名市市税条例(昭和30年条例第13号)第3条に規定する市税の納税義務者で、納期を経過した分の市税に滞納がないこと。ただし、市以外で納税義務者となっている場合については、当該市区町村における納期を経過した分の市税等に滞納がないこと。</p> <p><利子補給率等></p> <p>要綱別表に定めるところによる。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	中小企業者等への融資に係る利子を補給することにより、返済の負担を軽減し、市内中小企業の経営安定につながっているため、当該事業の必要性は高いと考えます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。最近では、事業資金融資利率の見直しを行っていないことから、利率の見直しが必要です。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。当補助事業は、実績件数も多く、市民のニーズも一定数あるといえることから、継続実施が望ましいと考えます。ただし、事業の見直し検討は必要です。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。本補助は中小企業からのニーズも大きいものです。金利の見直しを適宜行いながらの補助継続を期待します。

総 評

補助の効果は認められるため、補助の継続が必要だと思われます。しかし、補助率の見直しが近年行われていないため、利率の見直しは必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市駐留軍離職者雇用促進補助金		52
補助対象(団体)	神奈川県駐労福祉センター		
根拠法令・補助要綱等	海老名市駐留軍離職者雇用促進補助金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	駐留軍関係従業員及びその離職者並びにその家族の離職対策と福祉対策を推進します。		
対象・内容	財団法人神奈川県駐労福祉センターが行う①無料職業紹介事業②離職者対策求人開拓事業③生活転換対策事業の実施に必要な経費に対し補助を行います。		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	神奈川県駐労福祉センターへ支援を行うことは駐留軍離職者の雇用促進につながっています。また市は駐留軍離職者等対策協議会の設置に関する条例を定めており、離職者対策を協議推進していることから当該補助金は必要であると考えます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 駐留軍離職者等対策協議会の設置に関する条例により、離職者の生活安定に資するために当該補助金は必要です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は市にとって必要経費であり、補助継続は妥当です。

総 評

駐留軍離職者の雇用促進は市の責務において行われるべきものであり、引き続き補助を行うことが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市労働団体育成補助金①		53
補助対象(団体)	県中央地域連合		
根拠法令・補助要綱等	海老名市労働団体育成補助金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	地域労働者の労働条件の改善と生活の安定を図ることを目的とする。		
対象・内容	連合神奈川の地域組織である県中央地域連合が行う事業。 <補助額> 県中央地域連合 500,000円(交付市町:海老名市、大和市、座間市、綾瀬市)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	労働団体が行う事業の補助を行うことで、地域労働者の労働条件の改善と生活の安定が図られていると考えられるので当該補助金は必要である。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 連合神奈川の地域組織である県中央地域連合が行う事業に対する補助であることから、地域労働者の労働条件改善・生活安定のため、当該補助金は必要である。
	外部評価	F 終期設定	「F 終期設定」とします。 神奈川県中央地域連合だけに補助を行うことに合理的な理由がないと思います。さらに、要綱に特定の団体のみ名前を掲げ、その団体だけに補助を行うことは、極めて不公平で偏った補助です。 本補助に相当の公益性がない限り、即廃止すべき補助です。

総 評
外部評価意見にあるように、特定の団体のみを補助対象としている点に問題があると思われます。特定の団体だけに補助を行う合理的理由がない以上廃止する必要があります。一方で、補助を継続する場合には補助の必要性、公益性が求められます。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	商工課	番号
補助金の名称	海老名市労働団体育成補助金②		54
補助対象(団体)	厚木地区労働組合協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市労働団体育成補助金交付要綱	開始年度	平成10 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	地域労働者の労働条件の改善と生活の安定を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p>厚木地区労働組合協議会が行う事業。</p> <p><補助額> 厚木地区労働組合協議会 120,000円 (交付市町:海老名市、厚木市、伊勢原市、愛川町)</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	労働団体が行う事業の補助を行うことで、地域労働者の労働条件の改善と生活の安定が図られていると考えられるので当該補助金は必要です。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 県中央地域連合同様、厚木地区労働組合協議会が行う事業に対する補助であることから、地域労働者の労働条件改善・生活安定のため、当該補助金は必要です。
	外部評価	F 終期設定	「F 終期設定」とします。 厚木地区労働組合協議会だけに補助を行うことに合理的な理由がないと思います。 さらに、要綱に特定の団体のみを掲げその団体だけに補助を行うことは、極めて不公平で偏った補助です。 本補助に相当の公益性がない限り、即廃止すべき補助です。

総 評
<p>神奈川県中央地域連合に対する補助と同様、特定の団体のみを対象とした不公平な補助制度です。特定の団体のみに補助を行う合理的理由がない以上廃止する必要があります。一方で、補助を継続する場合には補助の必要性、公益性が求められます。</p>

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	営農資金利子補給		55
補助対象(団体)	さがみ農業協同組合		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市営農資金利子補給要綱	開始年度	平成18年度
		終了年度	年度
目的・必要性	農業者が事業に必要な資金の融資を受けた資金の利子補給を行うことで、農業経営基盤の安定を図ります。		
対象・内容	JAさがみから受けた融資資金(上限1000万円)を対象とした利子補給 ※利子補給期間最長10年間(償還期間と同様)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	県内各市町村でも同様の利子補給を実施しており、海老名市内に多い小規模農家が営農のための資金調達が円滑に行えることで農業経営の安定や継続につながるため、現状継続が必要です。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 小規模農家の経営支援に繋がる本補助の目的は正当ですが、過去10年の実績も少なく、現在の補助対象者も数年後には補助が終了します。そのため、本補助は役割を終えつつあることから、新規の受付を行わないなどにより補助制度の終期を設定すべきであると考えます。
	内部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 本事業の目的である「農業経営基盤の安定を図ること」に繋がっているのか、事業の直しが必要です。事業実績も低く、一部農業者への制度となっているのではないかと考えます。
	外部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 補助を受けている人も1名であり、低金利の現在においては補助の実効性が極めて低いと思われます。そのため、新規受付の停止による補助の廃止を望みます。また、新たな需要が出た場合には、他の事業との一本化を検討すべきです。

総 評

近年の補助実績も少なく、補助の実効性も低いと思われます。時期を見ての補助廃止が妥当だと思われます。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	女性農業者グループ活性化事業補助金		56
補助対象(団体)	女性農業者グループ		
根拠法令・補助要綱等	海老名市女性農業者グループ活性化事業補助金交付要綱	開始年度	平成17年度
		終了年度	年度
目的・必要性	女性農業者グループが行う食育に関する普及活動や各種講習会に対する補助を行うことにより、女性農業者の地位向上を図ります。		
対象・内容	農産物加工品の促進、消費者との交流、女性農業者相互交流事業にかかる経費に対する補助		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	女性農業者の地位向上や女性の就農推進のために必要な支援であるため、現状継続が必要です。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 農業全体を支援することが市の責務であったとしても、女性に限定した補助の必要性は乏しいといえます。女性農家もあくまで農家の一人として支援・援助することが市に求められるものと考えます。 そのため、廃止を含めた検討を求めます。
	内部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 市内女性農業者グループに対する支援は、重要と考えます。しかし、現状は、補助事業の初期の目的を十分に果たしているとは言えません。今後は終期を設定し、新規グループの掘り起こしや、インキュベートなどを試み、事業効果を十分に検証のうえ、廃止・改変等を決定すべきと考えます。
	外部評価	H その他	「H その他」(見直し継続)と判断します。 農業振興に関する補助は重要ですが、女性にフォーカスする必要はないと思われます。そのため、終期を設定して補助そのものを廃止するのではなく、対象者や金額の再検討を行うべきです。また仮に女性に特化した補助事業を行うのであれば、農家レストランのメニュー開発や消費者目線での栽培野菜の選定など女性ならではの切り口で補助を行うべきであると思います。

総 評

現在の形での補助は止める必要があります。もっとも、農業振興施策の一環として、対象者や補助額の見直しを行い補助を行うことは重要であるため、女性の視点を生かした事業の補助など、抜本的な制度改革が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	福祉総務課	番号
補助金の名称	海老名市民生委員児童委員協議会補助金		57
補助対象(団体)	海老名市民生委員児童委員協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	民生委員法及び児童委員法に定められた民生委員児童委員が、これらの法やその他の関係法令に規定された任務を円滑に遂行するため、協議会を通して研修会等を開催して修養等を図り、日頃の活動に広く反映させることにより、地域福祉の増進に大きく寄与することを目指していくための支援を目的とします。		
対象・内容	<p>地区民生委員児童委員協議会活動事業 13,200円 × 委員定数(156名)</p> <p>民生委員児童委員活動事業 78,000円 × 委員定数(156名)</p> <p>地域ふれあい支援事業 250,000円 × 地区民生委員児童委員協議会数(6地区)</p> <p>県民児協負担金支払事業 6,500円 × 委員定数(156名)</p> <p>県社協負担金支払事業 1,200円 × 委員定数(156名)</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	現代社会は、貧困、孤立、虐待など、さまざまな課題を抱え、支援を必要としている人々は増加し、相談内容も多様化しています。また、子どもや子育てをめぐる課題も深刻化している状況にあり、民生委員児童委員の役割である、「相談活動」、「つなぎ」、「見守り活動」は一層の充実が求められています。そのような中、円滑な民生委員児童委員活動を行っていくためにも、引き続き支援していくことが必要です。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 民生委員は無報酬であり、活動のための資金元が非常に少ないのが現状です。一方で、社会が多様化、人口増により様々な環境に置かれた市民が増えている現状において、個々の社会問題に取り組むことができる民生委員の活動は継続されるべきであると思われます。そのため、市としての経済的援助は不可欠です。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 現代社会情勢を踏まえ、民生委員の役割である相談活動等を円滑に行う必要性が高いと考え現状継続とします。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 民生委員の役割は重要であり、活動を経済的に補助する必要性は高いです。また、他の市町村と横並びに行うべき事業であるため、現状継続が妥当です。

総 評
現状継続が妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	福祉総務課	番号		
補助金の名称	海老名市海老名保護区保護司会運営事業補助金		58		
補助対象(団体)	海老名市海老名保護区保護司会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市海老名保護区保護司会運営事業補助金交付要綱		開始年度	平成19	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	海老名保護区における各種更生保護事業を実施するにあたり、海老名保護区保護司会に補助金を交付することにより、更生保護事業の円滑な実施を支援します。				
対象・内容	対象団体 … 海老名保護区保護司会 対象事業 … 社会を明るくする運動、地域社会の環境浄化事業、犯罪者の再犯防止事業等 内容 … 保護司会が行う更生保護事業に要する経費 上限200,000円				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	犯罪のない地域社会づくりには、地域住民の意識高揚や地域ぐるみの防犯活動の推進などの地道な活動が不可欠であり、それらを担う保護司の活動に対して、今後も引き続き支援をしていくことが必要と考えます。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 各種更生保護は、犯罪者の更生だけでなく再犯防止という観点において地域の安全にも貢献する重要な施策です。一方で、保護司は完全無報酬であり、会費の徴収にも限界があることから活動資金の調達も困難です。そのため、市として保護司会の運営を補助する必要性は十分に認められます。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防啓発に努め、地域社会の浄化を図る重要な役割を担っております。このようなことから、補助金を交付し円滑な運営が必要と考え、現状継続とします。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 各種更生保護は地域のために不可欠な事業であり、保護司が完全無報酬である以上、市による補助は施策として必須です。		

総 評
継続した補助が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	海老名市知的障害者本人活動支援事業補助金		59		
補助対象(団体)	海老名市手をつなぐ育成会「なかまの会」				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市知的障害者本人活動支援事業補助金交付要綱	開始年度	平成18	年度	
		終了年度		年度	
目的・必要性	市内に住所を有する18歳以上の知的障がい者が集い、自分たちの権利と自立のために社会に働きかける活動等を支援し、福祉の増進を図ります。				
対象・内容	市内に住所を有する18歳以上の知的障がい者本人の活動を支援し、その意向を代弁する当該知的障がい者の家族で組織する団体「なかまの会」に対し、50,000円を限度に補助します。				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	知的障がい者が集まり、自分たちの権利と自立のために社会に働きかけ関わりを持つ活動は、貴重な体験事業であり継続実施を考えています。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 障がい者支援は重要な施策の一つであり、本人及び障がい者を支える家族の会の存在意義も社会的に認められるものと考えます。 補助額も過度に多いものではなく、補助の対象者からのニーズもあると思われます。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 知的障がい者の自立に向けた支援は、本人の社会活動への参加が一助になることから、本制度による団体へ支援の必要性は感じられます。ただ、知的障がい者は、障がいの程度区分により参加できることが限られることから、程度に応じた支援も必要です。重度、重重度の方が社会参加できるためのサポートも必要です。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 補助の必要性及び金額のいずれについても妥当性があります。		

総 評
補助の必要性が十分に認められます。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	海老名市レスパイト事業補助金		60		
補助対象(団体)	非営利法人 生活支援の会ステップ				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市レスパイト事業補助金交付要綱		開始年度	平成13	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	障がい者の介助を行う家族を、その障がい者の介護から一時的に解放して休息の時間をつくりだすことにより、家族生活の安定を図ります。併せて、宿泊を伴う緊急的な一時預かりも実施します。				
対象・内容	<p>宿泊により障がい者等を施設に預かるサービスを実施する市内事業者に対して、運営経費及び家賃を補助します。</p> <p>運営経費: 運営経費から利用者負担額(3,000円×利用者数)を差し引いた額</p> <p>家賃: 月額120,000円を限度</p>				
検 証 ・ 評 価 結 果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	障がい者の宿泊を伴う預かりサービスを実施する施設は少なく、この事業のニーズは増加が見込まれ、継続実施したいと考えます。		
	企画財政課	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>本補助の目的は、障がい者の周囲の方を支援、ひいては障がい者にとっても生活しやすい環境を整えるものであり、重要なものと考えます。</p> <p>一方で、新しい事業であり補助も近隣市にない目新しいものであることから、補助の対象や金額の見直しを行いながら補助を推進していくことは必要です。</p> <p>この視点を持ちながら補助は継続していくべきであるといえます。</p>		
	内部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>レスパイトに対する補助は、障がい者の家族を支援する意味からもとても重要な制度です。ただ、助成団体が「生活支援の会ステップ」で、実施施設が「星谷会」となっており、その運営がどういった体制なのか、この調書では判りづらいです。また、担当部課で「増加が見込まれ」としているが、年間の利用者がどの位なのか、その利用状況によっては制度の検証も必要になると思われるます。</p>		
	外部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>本事業は重要であるため、補助の継続は妥当です。制度拡大のためにも、利用者数等の検証を行いながら、補助を継続することを求めます。</p>		

総 評

補助の必要性は認められますが、利用者数や年間の利用状況などを検証し、制度が拡大されるように進めることが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	市民活動推進課	番号
補助金の名称	海老名市市民活動推進補助金		61
補助対象(団体)	市民団体		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市市民活動推進条例	開始年度	平成22 年度
	海老名市市民活動推進補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	近年は少子高齢化、環境問題、子育てや青少年をめぐる問題など、複雑な社会問題が増加している現状があり、公平性や平等性を原則とする行政サービスや、利益追求を目的とする民間企業のサービスでは応えきれない多様なニーズが存在します。これらのニーズに応えるためには、市民・市民活動団体・行政の協働によるまちづくりが必要であり、当該補助金は市内活動団体が市民活動に取り組むための財政的支援の1つとして、事業実施における補助を行うことを目的としています。		
対象・内容	市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業が対象となり、補助金の交付には2つの区分とそれぞれ上限金額が設けられています。 <入門編> 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業。 交付回数は1団体につき1回のみ。(※上限10万円) <発展編> 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業、または活動の発展を目的に次の1歩として新たに行う事業。交付回数は、1団体につき3回まで。(※上限30万円)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	H その他	海老名市市民活動推進条例に則り、当該補助金制度が運用されているため、廃止を前提とした見直しを行う予定は今のところありません。補助金の趣旨である「市民活動団体の育成・自立」を促し、市内の市民活動を活性化させていくために、交付期間や補助金額の見直し、予算執行残を活用した2次募集の実施など、運用面での見直しを継続して実施していきます。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を支持します。 市民活動を行う団体に対し、初期の活動を支援する本制度は、目的に沿った効果的な補助であると考えます。また、制度がスタートして6年が経過し、徐々に補助額や対象の見直しを進めながら市民多様なニーズに応える必要があるところ、見直しながら制度を継続していくという担当部課の認識も見られます。
	内部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 当該補助金は、市民活動団体の育成・自立を促すために必要であると考えられますが、担当部課のコメントにあるように、運用面での見直しを行うことも必要です。
	外部評価	H その他	担当部課評価を支持します。 本補助は条例の趣旨にも沿っており補助の目的は正当ですが、対象が限定されていることや、手続きが煩雑なことなど、見直す必要も見受けられます。より市民に使いやすく浸透した補助になることを期待します。

総 評

担当部課評価にもあるように、交付期間や補助額、2次募集の実施など、運用面の見直しを行い市民により使いやすく馴染みのある補助とすることが期待されます。

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	市民活動推進課	番号
補助金の名称	海老名市都市間交流協会に対する補助金		62
補助対象(団体)	海老名市都市間交流協会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市都市間交流協会に対する補助金交付要綱	開始年度	平成17年度
		終了年度	年度
目的・必要性	姉妹都市である宮城県白石市及び北海道登別市との産業、観光、教育、文化、福祉等の交流を図り、相互の友好親善の向上への寄与について、各種事業を実施することを目的とします。		
対象・内容	<p>海老名市都市間交流協会が行う都市間交流事業です。ただし、市が協会と別に委託契約を行っている事業に要する経費は補助の対象としません。</p> <p><事業内容> スポーツ交流事業、文化交流事業、教育交流事業、湯けむり交流事業(市民ツアー含む)、物産事業等</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	H その他	これまで姉妹都市である宮城県白石市とは20年以上の交流を重ね、その間には白石市と姉妹都市であった北海道登別市との新たな交流が始まり、全国的にも珍しいトライアングル姉妹都市に発展することができました。今後もこのような姉妹都市との交流を継続して実施し、さらには交流の幅を災害協定都市に拡大していくことを視野に入れているため、廃止を前提とした見直しは検討していません。補助金額については、各種交流事業の実施状況や決算状況を精査し、見直しを行っていきます。
	企画財政課	H その他	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>各自治体が共通する課題に共に挑み、相互に独自の課題を共有するためには、都市間交流は現代において不可欠です。近年の大規模災害においても顕著に表れているとおり、都市間の絆を深めることは市の魅力を高める効果にも繋がるため、本補助の目的は適切です。</p> <p>一方で、補助の額や対象については都度見直しをし、適切な補助を行うことが求められます。近年、災害協定を締結した都市との交流を行っているようですが、無闇に交流を進めることなく、事業の必要性を都度確認することが求められるところ、担当部課も決算状況を精査し見直しを行う予定していることから、担当部課評価を支持します。</p>
	内部評価	H その他	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>長年にわたり行われてきた都市間交流により培われた相互理解や信頼関係は、様々な事業で成果を上げていることから、継続していく必要があると考えます。</p> <p>ただし、補助金額等の見直しも必要だと考えます。</p>
	外部評価	H その他	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>都市間の交流を深めること、そして特に小中学生が都市間交流に参加することには大きな意義があり、補助の必要性は十分に認められます。適正な補助を行うために対象となる事業の検証を行いながら、補助の継続が行われることを期待します。</p>

総 評	
都市間交流の重要性は、広く認められるところです。そのため、補助額の適正化に努め、適切な補助がされるよう事業の実施状況や決算状況の精査が必要です。	

補助金見直し評価結果

所管部課	市民協働部	文化スポーツ課	番号
補助金の名称	海老名市文化スポーツ振興事業補助金		63
補助対象(団体)	海老名市文化スポーツ振興団体		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市文化スポーツ振興事業補助金交付要綱	開始年度	平成20年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市の文化スポーツ振興事業に寄与することを目的とします。 市内の文化・スポーツ団体の育成及び組織の強化、市民の健康と心の豊かさを育むための生涯スポーツ、文化活動の普及や、競技能力の向上と海老名文化の醸成のために必要な補助金です。		
対象・内容	海老名市体育協会、海老名市レクリエーション協会、海老名市文化団体連合会、その他市長が振興団体として認めた団体が行う事業に対して補助金を交付します。 なお、補助金を交付することができる事業は、次に掲げるものとします。 (1) 市民のスポーツ振興に寄与する事業 (2) 市民の野外活動、趣味及び生涯学習活動に寄与する事業 (3) 市民の文化振興に寄与する事業 (4) 振興団体を実施しようとする事業で、市長が適当と認めた事業		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	市の文化スポーツ振興事業に寄与することを目的とし、市内の文化・スポーツ団体の育成及び組織の強化、市民の健康と心の豊かさを育むため生涯スポーツや文化活動の普及、競技能力の向上と海老名文化の醸成のために必要な補助金です。 海老名市文化スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づき事業に要する経費の額を予算の範囲内で勘案し補助しています。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市の文化やスポーツの振興において、市の経済的支援は不可欠です。そのため、本補助事業の必要性は当然に認められますが、過度な補助金の支出を避ける仕組みは不可欠です。今後の実績報告の評価方法や支出対象の精査は毎年度見直しを行うことを要望しますが、補助そのものについては当然継続して行うべきです。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市内の文化スポーツ団体の育成、組織の強化のためには補助金による支援は必要と判断します。3団体とも市による補助金の効果は大きく、廃止となれば団体の活動が困難になることから現状継続が妥当だと考えます。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 公の事業と個々のプライベートとの線引きが曖昧な部分があるため、一定以上の自己負担はあって然るべきです。そのため、自己負担率の妥当性を確認しながら、補助を継続することを求めます。 なお、姉妹都市とのスポーツ交流は都市間交流事業の要素が強いいため、両事業を一元化した方が分かりやすいと感じます。

総 評

スポーツ振興に対する補助は継続して行うことが必要です。また、姉妹都市とのスポーツ交流については、事業とプライベート(観光などの自由時間)のすみ分けが難しいことから、自己負担率を見直すなど補助の適正化に向けた検証が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	建設部	下水道課	番号
補助金の名称	海老名市合併処理浄化槽設置整備事業補助金		64
補助対象(団体)			
根拠法令・補助要綱等	海老名市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	開始年度	平成9年度
		終了年度	年度
目的・必要性	公共下水道が当面の間、整備の見込みのない地域で、単独浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換することにより、生活の質の向上や公共用水域等の環境衛生の向上を図ります。		
対象・内容	<p>対象：専用住宅で、建築確認を伴わない、単独処理浄化槽および汲み取り式から合併処理浄化槽に転換するものです。</p> <p>内容：5人槽=332,000円、6～7人槽=414,000円、8～10人槽=548,000円</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	し尿及び生活雑排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するため、また、公共下水道の受益を受けるものと均衡を図る意味でも継続するべきです。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、個人の生活排水環境を改善するのみならず、公衆の環境衛生の向上にも繋がるものです。そのため、これまで以上に本補助のPRを行うべきものであることから、現状継続とした担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 公共下水道整備が見込めない地域においては、必要な施策であるため、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 環境衛生上、必要最低限の整備であるため、補助の継続は必須です。

総 評

引き続き補助を行い、合併処理浄化槽への転換を進めることが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	都市計画課	番号
補助金の名称	海老名市木造住宅現地簡易診断費補助金		65
補助対象(団体)	市民		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市木造住宅現地簡易診断費補助金交付要綱	開始年度	平成18年度
		終了年度	年度
目的・必要性	地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、海老名市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の現地簡易診断に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。		
対象・内容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易診断費の3分の2(上限2万円)。 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅。(昭和56年以降の増築等は既存の2分の1以下。) ・海老名市民であり、現に居住している自己所有の住宅。 ・2階建て以下の木造住宅在来工法。 ・一般診断の補助制度を受けていて、結果が1.0未満。 		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	平成27年度より、簡易診断を省略して、一般診断の補助制度を受けることを可能としました。また、簡易診断の代わりとなる耐震相談会を市事業として実施していること、近年の利用実績がなく相談会のみを利用する市民が多いことから、廃止可能と判断します。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 簡易診断はここ2年実績がなく、また、平成27年度には無料相談会を開催し簡易診断に代わる相談を受けられ、簡易診断を省略しても一般診断の補助を受けられることとしたため、簡易診断に対する補助は役割を終えたものと考えられます。したがって、終期を設定し廃止に向けた整理を行うべきです。
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 これまで耐震化率の向上に効果を発現したものの、制度変更及び昨今の実績を踏まえると終期設定が妥当です。
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 市民相談会でも代わりに相談を受けられるものであり、実績もないことから補助の廃止が妥当です。

総 評

終期を設定し、廃止することが妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	都市計画課	番号
補助金の名称	海老名市木造住宅一般診断費補助金		66
補助対象(団体)	市民		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱	開始年度	平成18 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、海老名市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の一般診断に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。		
対象・内容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般診断費の2分の1(上限5万円)。 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅。(昭和56年以降の増築等は既存の2分の1以下。) 海老名市民であり、現に居住している自己所有の住宅。 2階建て以下の木造住宅在来工法。 簡易診断の補助制度を受けている場合は、結果が1.0未満。 		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	東日本大震災をピークに申請件数は減っているものの、海老名市耐震改修促進計画で目標としている「市内木造住宅の耐震化率95%」を達成する為には、必要な制度です。 (現在の耐震化率91%)
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 防災、減災を目指したまちづくりは、海老名を住み続けたいまちにするために不可欠な施策であり、市の目標であるといえます。その中でも、木造住宅の耐震は防災、減災に直結するものであり、耐震工事の前段階となる一般診断は、市民の皆様にとって身近で着手しやすい施策であることが重要です。 そのため、一般診断に対する経済的な負担を軽減し、誰でも一般診断を受けやすいものとする本補助金は、継続する必要があるといえます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市内木造住宅の耐震化率目標を達成するためには、現在も必要な制度です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。

総 評
現状継続が妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	都市計画課	番号
補助金の名称	海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金		67
補助対象(団体)	市民		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱	開始年度	平成18年度
		終了年度	年度
目的・必要性	地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、海老名市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修計画書作成及び耐震改修工事等に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。		
対象・内容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修計画書作成費の2分の1(上限5万円) 改修工事費の2分の1(上限90万円)、現場立会い費の2分の1(上限3万円)。 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅。(昭和56年以降の増築等は既存の2分の1以下。) 海老名市民であり、現に居住している自己所有の住宅。 2階建て以下の木造住宅在来工法。 一般診断の結果が1.0未満であり、一般診断及び計画書作成の市の補助制度を受けています。 		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	耐震診断により耐震力が不足と判断された住宅が補助対象となることから、震災に対応できない住宅が残ってしまうことにより、市民の災害に対する危険が懸念されます。 東日本大震災をピークに申請件数は減っているものの、海老名市耐震改修促進計画で目標としている「市内木造住宅の耐震化率95%」を達成する為には、必要な制度です。 (現在の耐震化率91%)
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 木造住宅による震災を防ぐために行う耐震行工事は、防災上直接的かつ効果的な手法です。そのため、防災、減災の観点から、耐震工事に対する市民の方の経済的負担を軽減し、工事に取り組みやすい環境を整えることは、市としての責務であると考えます。 また、補助額も近隣市と大きく変わるものではなく、公金の用途としては適切な範囲であると考えます。そのため、耐震工事に対する補助は継続するべきであるといえます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市民の生命及び財産を守る施策であり、かつ需用のある事業です。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 大規模災害が予想されるなか、耐震工事のための補助は災害の未然防止のためには不可欠です。一般診断の結果を受けて、市民が工事を実行しやすいような補助になることを期待します。

総 評

市内木造住宅の耐震化率をさらに向上させるべく、引き続き補助を行う必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	住宅公園課	番号
補助金の名称	海老名市住宅リフォーム助成金		68
補助対象(団体)	個人住宅の小規模改修工事を市内施工業者により実施する市民		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市住宅リフォーム助成金交付要綱	開始年度	平成23年度
		終了年度	平成29年度
目的・必要性	市民の消費を促すとともに、居住環境の向上による定住促進を図ります。 市内業者を利用することで、地域経済の活性化及び業者の育成を図ります。 いずれの目的についても、達成されることによる効果は多大であることから必要性は高いものです。		
対象・内容	<p><助成対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上本市に住所を有し、対象となる住宅(戸建住宅・マンションの自己専有部分・併用住宅の居住部分)に現に居住している者 ・市内施工業者にリフォームを行わせる者 ・市税等の滞納のない者(住宅の共有者含む。) ・過去にこの助成金等の交付を受けたことのない者 <p><助成金の額></p> <p>住宅1棟につき1回限り助成するものとし、税抜き10万円以上の対象工事金額の2分の1、上限8万円を助成</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	個人が持家に長く住み続けるためには定期的なリフォームが必要ですが、私有財産である持家のリフォームは個人で行わなければいけません。しかし、高齢者等にとってその費用を定期的に捻出するのは、居住年数の経過とともに大きな負担となっています。 このような状況の中、前出の効果でも詳しく述べたが、補助金を利用しリフォームを行うことで、多くの市民の居住環境の向上と安定した居住の確保を得ることができました。 以上により、本助成金の所期の目的は達成できたと判断できることから、現行の住宅リフォーム助成事業については休止とします。 なお、「三世同居支援」「空き家活用促進」の2制度については、子育て世帯、定住促進策などの住宅施策面を強化した助成制度として来年度に向けて見直し、新たな補助金制度の創設を行いたいと考えています。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 4,200人を超える市民の利用、及び22億1478万円に上る補助の対象となった工事費の額から見ても、制度当初の目的であった「居住環境の向上」「地域経済の活性化」は充分に果たされたといえます。 一方で、いまだこの補助を必要としている市民は多く、今後は市民のニーズと市の目指すまちづくりとの調和をより図った新たな制度が求められていると考えます。 「居住環境の向上」及び「地域経済の活性化」という目的にとどまらず、将来を見据えた新たな制度が必要であると考えられます。
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 当初の時限を更に3年間延長し、これまで定住促進のみならず市内経済の活性化等にも大きな効果があったものと考えます。まだまだ需用はあるものの新たな制度展開を検討する良い機会と捉えます。
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 市民のニーズも大きかった補助であったが、所期の目的を達成したことから制度の改革という視点での終期設定は妥当です。平成27年以降は補助対象が抽選となってしまったことから、補助を受けられなかった市民にも補助を受けるチャンスがあるような新しい補助に期待します。

総 評

本補助を一度廃止することは妥当だと思われます。また、リフォーム助成は市民のニーズが大きかったことから、新たに市民の期待に応えられるような補助制度が期待されます。

補助金見直し評価結果

所管部課	まちづくり部	市街地整備課	番号
補助金の名称	駅周辺等まちづくり事業助成金		69
補助対象(団体)	民間活動を行う団体(要綱 第2条の条件を満たす団体)		
根拠法令 ・補助要綱等	駅周辺等まちづくり事業助成金交付要綱	開始年度	平成24 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	<p>市域の活性化をはかり、特色あるまちづくりを推進するものとして、また、住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資するものとして、市民や民間組織等のまちづくり活動を支援する基金を設置することにより、地域に適した独自の事業等に要する資金に充てることを目的とします。</p>		
対象・内容	<p>助成金の交付の対象となる事業は、民間活動団体が行う市内駅周辺地区等のまちづくりに寄与することを目的とした施設等の新設、改修等の事業であって、以下のいずれかに該当するものとします。</p> <p>(1) 街並み景観に配慮した建物外観の改修、植栽等の緑化活動その他のまちの景観形成に資すると認められる事業</p> <p>(2) まちづくり活動拠点施設の整備、シンボル施設の整備その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業</p> <p>(3) 地域特産品の販売施設の整備、観光振興のための案内板の設置その他まちのにぎわいの創出又は観光の振興に資すると認められる事業</p> <p>(4) 防犯カメラの設置、街路灯の設置、バリアフリー化のためのスロープの整備その他安全安心なまちづくりに資すると認められる事業</p> <p>(5) (1)～(4)のほか、魅力あるまちづくり及びまちの活性化のために必要と認められる事業</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	<p>補助金の出資元である一般財団法人 民間都市開発推進機構(民都機構)の運用方針が変更され、最長で平成33年度末には残金を民都機構に返還することとなっています。</p> <p>今後の展望として、土地区画整理事業や再開発事業の施行と合わせて執行することで、より効果的で経済的にまちのグレードアップにつなげることも期待できることから、基金を活用したまちづくりの有効な補助制度として必要な見直しを図り継続することが必要であると考えます。</p>
	企画財政課	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>平成33年度までは国の資金により市内の公的設備を整備でき、市単独の経済的負担を抑えることができるこの制度は、有効活用すべきものであり、廃止または見直すものではないと考えられます。</p>
	内部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>多方面にわたる今後の事業展開の可能性が残っているため、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。</p>
	外部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>市の出費を抑えながら、街の設備が充実できる本補助は、積極的に利用されるべきです。</p>

総 評

現状を継続し、国の資金を有効活用したまちづくりの促進が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	地域交流等支援事業		70		
補助対象(団体)	社会福祉法人星谷会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金交付要綱		開始年度	平成20	年度
	神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱		終了年度		年度
目的・必要性	地域住民と障がい当事者との交流等により、相互理解を促進します。				
対象・内容	地域住民の障害者への理解が深まるよう交流等を通じて相互理解を促進する事業で、県障害サービス課長が認めるものです。				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	補助金の趣旨は「ともに認め合うまち・海老名宣言」と合致しており、地域と障がい者施設との交流は今後も継続して支援していくべき事業と思われます。 また、当事業は県の市町村推進事業を基本としており、補助金額の5割は県から市へ支払われています。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、地域住民と障がい者当事者との交流を促進するものであり、街の活性化が進む海老名において支出が不可欠なものです。 また、本補助は県とともにやっているものであり、今後も継続していくことが市の価値を維持するものと考えます。		
	内部評価	H その他	担当部課評価を「Hその他」(見直し継続)に修正します。 実績から見て社福1法人を対象に支出している感が否めません。当市要綱の対象者を「知事の認定を受けたもの」としているのに対し、厚木市障害者地域生活サポート事業実施要綱では「知事が認めるもの」としており、サポート事業そのものを市の事業としてそれを社会福祉法人に行わせているとしています。当市として障がい者の地域交流を促進させる上からも、門戸を拓けるべきと考えます。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 補助の目的は現代において不可欠であり、星谷会が行っているイベントは市民にも広く浸透しています。 さらにこの補助制度を拡大していくための市の働きかけに期待しますが、補助事業自体は現状継続で良いと考えます。		

総 評

現状継続が妥当ですが、星谷会のみでなく他の法人も補助を受けて交流事業が行われるような市の働きかけも必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	地域防災拠点事業		71		
補助対象(団体)	社会福祉法人星谷会				
根拠法令・補助要綱等	海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金交付要綱	開始年度	平成20	年度	
	神奈川県市町村事業推進交付金事業実施要領	終了年度		年度	
目的・必要性	地域の民間社会福祉施設を、災害時に地域住民も利用できる緊急避難場所とします。				
対象・内容	事業を実施する社会福祉法人等のうち、県要領第5条に規定する事業実施届を提出し、事業を適切に実施できると知事の認定を受けたものを対象とします。 民間社会福祉施設を災害時の緊急避難場所として活用するため、必要な物品の整備等を行います。				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	日常生活に特別な配慮が必要な重度障がい者は多く、特に海老名市全域に被害が及ぶような大規模災害時に、民間施設での避難者受け入れ先として必要と思われます。また、当該施設は規模が大きく生活スペース以外にも活動用スペースがあるため、地域住民の避難先としても想定できます。 また、当事業は県の市町村推進事業を基本としており、補助金額の5割は県から市へ支払われます。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、大規模災害に対する備えという点において重要であり、また神奈川県の事業を基本としていることから、市としては継続して行う必要があります。		
	内部評価	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 大規模な災害時には、障がい者が地域住民の避難施設に入るには敷居が高い状況であり、自らの施設に入るのが一般的と考えられます。そうであれば、地域住民の受け入れというより、普段から入所及び通所している人はその施設で受け入れられるのが妥当であり、そのために建物の耐震化、防災のための資機材を備えることが第一優先と思われます。むしろ、そういったものへの支援にすべきです。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 有事の際には施設の近隣に住んでいる方など、普段とは異なる人が施設に避難することが想定されます。その際には障がいの有無にかかわらず助け合い苦難を乗り越える必要があるため、この補助は不可欠です。また、福祉施設をより良いものにする事業とは別の視点で考えることが必要であり、現状継続が妥当です。		

総 評

有事の際には、地域の民間社会福祉施設に多くの人が集まり、避難活動を行うことが想定されます。そのため、本補助は担当部課評価にあるように、現状を継続することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	障害者事業所助成事業		72		
補助対象(団体)	特定非営利活動法人grand-mere				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市中高生デイサービス事業補助金交付要綱		開始年度	平成23	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	通所事業所等を運営する、NPO法人の運営及び経営基盤の安定を図ります。				
対象・内容	<p>中学校入学後から18歳までの障がい児が、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練及び必要な療育相談等のサービスを実施する事業。ただし、利用者負担額(1,100円/時間)分及び児童福祉法による児童通所給付(放課後等デイサービス)の範囲で提供される事業分を除きます。ものや人に対する強い執着や著しい自傷・他害行為がみられる児童や重度の重複障がい児等、支援に高い専門性と1対1に近い職員配置が必要となる対象者について、上記のような療育を行います。</p>				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	<p>ものや人に対する強い執着や著しい自傷・他害行為がみられる児童や重度の重複障がい児については、支援に高い専門性と1対1に近い職員配置が必要になります。また、身体的な成長とともに性的な衝動も出現するため、事業所内だけでなく保護者とも密に連携をした手厚い療育を求められることもあります。</p> <p>こうした手厚い療育は通常の給付費の範囲では実現が難しく、結果として支援量の多い障がい児の受け入れ先が不足しがちとなるため、重度の障害児であっても訓練が受けられるよう市の補助金により質の高い療育を確保する必要があります。</p>		
	企画財政課	H その他	<p>担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。</p> <p>障がい者に対する手厚い支援は、社会に必要とされる事業です。近隣市にない補助であり市の特長といえますが、一方でより具体的な補助の有用性を求められます。そのため、補助の継続は認められるところですが、毎年の収支確認を徹底する必要があります。</p>		
	内部評価	H その他	<p>企画財政課評価を支持します。</p> <p>放課後等デイサービス事業は、障がい者が家族の中にいる家庭にとって、負担軽減に寄与するとともに、障がい者本人の将来の自立に向けた必要な事業であると考えます。実績から見ても利用ニーズの高さを伺うことができますが、交付するための補助要綱での事業者は、「適切なサービス…」とされているのみで、例えば「児童発達支援管理責任者」等の配置など具体的な基準が示されてません。近隣市にはない補助事業であり、補助金を適切に交付する上からも、補助対象となる事業者の基準を明確にすべきです。</p>		
	外部評価	H その他	<p>企画財政課評価を支持します。</p> <p>本補助の事業は、障がい児に対する教育の充実及び柔軟性の観点からも、現代社会のニーズに沿ったものです。そのため補助の必要性は認められますが、障がい者に対する補助だからといって底なしに補助することは不当です。</p> <p>市として、補助の有用性や合理性を常に意識し、明確に説明ができる状態を維持するために補助の効果を精査しながら、本補助を行うことを求めます。</p>		

総 評

本事業は近隣市にない本市独自のものとして、補助を支持する意見が多いです。しかし、過度な補助となり事業が批判されることのないよう、補助対象者の明確化や収支の確認を行い、適切な補助となるよう努めることが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	海老名市視覚障害者情報支援事業補助金		73		
補助対象(団体)	海老名市音声訳ボランティア矢ぐるまの会、海老名市点訳グループみのりの会				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市視覚障害者情報支援事業補助金交付要綱		開始年度	平成18	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	市が発行する刊行物等について、音声訳又は点字訳を行い、視覚障がい者に対し情報の提供を行います。				
対象・内容	視覚障がい者の情報支援を行う者が、市内の視覚障がい者に対し適切な情報を提供するために要する運営経費について補助を行います。250,000円限度(ただし、備品費、修理費が必要な場合、上限額を増額変更可)				
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	障害者差別解消法の施行もあり、視覚障がい者に対する情報保証として、欠くことの出来ない事業と認識しており、継続実施が必要です。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 障がいのある方への情報支援が不可欠であることに加え、国、県も負担している本補助は、継続が妥当です。		
	内部評価	B 支出科目精査	担当部課評価を「B 支出科目精査」に修正します。 視覚障がい者の方の不自由を補うための情報収集とその提供を支援することは、視覚障がい者の社会性を高めるとともに、生活改善にも大きく寄与していると考えます。ただ、補助要綱では対象としている刊行物等を「市が発行するもの」としており、そうになると点訳や音声訳は、市が行うべき事業であってもおかしくありません。単に団体の運営費を補助するより、作業団体に委託する方が予算の支出が明確になると思われま		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 障がいの有無により得られる情報に偏りが生じないためにも、本補助事業の必要性は認められます。 もともと、市で行うべき事業か否かは精査する余地もあります。根本的には現状を継続することを期待しますが、国庫補助を受けるために補助金とすることがないよう、市の事業か否かという視点は常に持って欲しいです。		

総 評

市で行う事業(委託事業)か否(補助事業)かを見直し、効果的な方法での補助が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号
補助金の名称	海老名市障害者スポーツ大会等補助金(海老名市・座間市二市合同運動会)		74
補助対象(団体)	海老名市・座間市二市合同障害者運動会実行委員会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市障害者スポーツ大会等補助金交付要綱	開始年度	平成18年度
		終了年度	年度
目的・必要性	障がい者の日常生活へのスポーツの取り組み促進、健康増進並びに障がい者の親睦及び交流を図ります。		
対象・内容	本市の障がい者が参加するスポーツ大会等を実施する団体に対し、補助金を交付します。 海老名市・座間市二市合同障害者運動会対しては、150,000円を限度に補助。		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	本事業は、障がい者の社会参加の機会となっており、加えて、座間市在住の障がい者との交流の場ともなっています。家にこもりがちな障がい者にとっては、健康の増進と障がい者同士の親睦の機会となる重要な事業であり、継続実施が必要だと考えてます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 スポーツを通して地域や近隣の座間市在住の障がい者の方との交流を支援する本補助は、障がい者を孤立させないという目的に沿った、効果的な補助であると考えます。
	内部評価	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し拡大)に修正します。 障がい者がスポーツに関わることは、パラリンピックが注目を浴びているように、社会への自立支援を促進する上でも、スポーツに関わる機会を設け、それを支援することは行政としても重要な施策と考えます。補助要綱第2条で補助対象が定められているが、各事業所が行うスポーツイベントでも補助対象とするよう対象範囲を広げるべきと思われます。実績では座間市との合同運動会のみであり、限定されているとも感じられます。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は障がい者の交流や健康に資するものであり、必要性は認められます。そのため、基本的には現状継続を求めますが、パラリンピックがメジャーになり東京でも開催が決まっている現状においては、さらに本補助の拡大は海老名の特長にもなり得ると思います。 これまでの歴史に縛られることなく、海老名が他市を巻き込み、あるいは他市の大会とコラボレートするなどにより、将来性のある補助を目指して欲しいです。

総 評
現状での継続を基本路線としつつも、パラリンピックに向けて補助対象を拡大することが期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	障がい福祉課	番号		
補助金の名称	海老名市障害福祉サービス事業所家賃補助金		75		
補助対象(団体)	エアリアル、ナチュラルサポート				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市障害福祉サービス事業所家賃補助金交付要綱	開始年度	平成16	年度	
		終了年度		年度	
目的・必要性	在宅障がい者が、社会の一員として、自立していくための知識や就労等の能力を高めるために必要である施設を支援するため、家賃を助成することで事業の安定を図ります。				
対象・内容	神奈川県障害者地域作業指導事業実施要領に基づく事業を実施していた事業者が、障害者総合支援法の指定障害福祉サービス事業者に移行し、市内において生活介護、就労移行支援又は就労継続支援の障害福祉サービスを提供する事業所に対し家賃補助を行います。 月額100,000円限度				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	D 決算確認	再度必要性を検討します。		
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 本補助は、各事業者が障害者総合支援法の指定障害福祉サービス事業者に移行する際に行う補助であるため、補助の役割を終えてきたものといえます。 そのため、今後の補助の必要性や見通しを整理し、終期を設定することが可能であると考えられます。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価及び企画財政課評価を「G 現状継続」に修正します。 障がい者が社会で自立するためには就労する機会の場を多く提供する必要があり、そのための事業者に対し一定の補助することは必要です。特にこの補助要綱は、事業者が設置する事業所の家賃について補助をするものであり、補助対象が具体的かつ明確であり、障がい者の雇用に理解ある事業者を増やし、障がい者が安定した収入を得るためにも継続することが必要です。		
	外部評価	H その他	「H その他」(見直し継続)と判断します。 法改正により制度が変わった際のための補助であれば、2事業者に対してのみの補助であることは公平性を欠いています。 補助することそのものに問題はないと思われるので、要綱を見直すなどによる補助が公平に行われることを求めます。		

総 評

補助の目的や経緯をふまえ、補助の対象が2社で良いのか、検討する必要があります。そのうえで、補助を廃止する、対象を拡大するなどの検討も必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	高齢介護課	番号
補助金の名称	海老名市老人クラブ助成補助金		76
補助対象(団体)	海老名ゆめクラブ連合会		
根拠法令・補助要綱等	海老名市老人クラブ助成補助金交付要綱	開始年度	平成9年度
	神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	高齢者の生きがいと健康づくりの推進及び社会参加活動の促進を行うため、補助金を交付することにより老人クラブの活動を活性化し、老人福祉施策の向上を図ります。		
対象・内容	<p>単位老人クラブ・・・単位老人クラブが行う社会奉仕活動、教養講座開催等及び健康増進事業等</p> <p>老人クラブ連合会・・・老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、教養講座開催等及び健康増進事業等</p> <p>友愛チーム・・・友愛チームが行う一人暮らしや寝たきり等の高齢者宅へ訪問する際の交通費その他活動に必要な経費</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	<p>老人クラブ(ゆめクラブ)は、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織団体で、社会奉仕活動、教養講座開催及び健康増進事業を行うことで、高齢者の外出機会の創出や生きがいと健康づくり等に寄与する役割を担っています。高齢化が進む中、当該団体の社会的役割はますます重要になると考えます。</p> <p>安易な会費の増額は、会員数が伸び悩んでいる中、更なる会員離れとなる懸念がありますが、そのあり方については団体と調整を図っていきたいと思います。</p> <p>しかしながら、当該補助金は団体にとっての活動の原資となっており、今後も助成を継続していく必要があると考えます。</p>
	企画財政課	D 決算確認	<p>担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。</p> <p>補助対象団体の決算状況を確認し、余剰金がある場合は、補助金の削減をする必要があると考えます。</p>
	内部評価	D 決算確認	<p>企画財政課評価を支持します。</p> <p>本調書では、各事業団体の決算状況を確認することができないが、補助金の性質上余剰金が生じれば精査し削減が必要と考えます。</p>
	外部評価	D 決算確認	<p>企画財政課評価を支持します。</p> <p>本補助は高齢者の外出のきっかけとなっており、介護予防の観点からも必要な補助です。しかし、補助団体が多数であるため、余剰金の有無の確認など決算状況の見極めを求めます。</p>

総 評

補助の必要性は認められていますが、決算を確認し余剰金があれば削減が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	保健福祉部	高齢介護課	番号
補助金の名称	シルバー人材センター運営補助金		77
補助対象(団体)	公益社団法人海老名市シルバー人材センター		
根拠法令 ・補助要綱等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	開始年度	平成10 年度
	海老名市シルバー人材センター運営助成事業補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	働く意欲のある高齢者の就業機会の確保及び提供を行い、高齢者が自分たちの知識、経験、能力を活かして、生きがいの充実と社会参加の機会拡充を推進します。		
対象・内容	公益社団法人海老名市シルバー人材センターに運営経費に対して補助金を交付し、安定した運営のための支援を行います。 (公益社団法人海老名市シルバー人材センターの会員：市内在住の60歳以上で働く意欲のある高齢者)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	D 決算確認	海老名市シルバー人材センターは公益社団法人であり、高齢者の活躍の場の提供及び社会参加の推進、地域づくりという、公益に資する活動を行っている団体です。今後、更なる少子高齢化社会が進む中、より一層高齢者の介護予防としての生きがいづくり及び地域への担い手としての役割が重要となってまいります。 安易な会費の増額は、会員数が伸び悩んでいる中、更なる会員離れとなる懸念があります。また、厳密な前年度決算額による余剰金の有無による減額については、事業内容に年度間での相違も想定されることから、そのあり方については、団体と調整を図りたいと思います。 しかしながら、非営利型法人であり、補助金によって安定した運営を支えていることから、今後も助成は継続していく必要があると考えます。
	企画財政課	B 支出科目精査	担当部課評価を「B 支出科目精査」に修正します。 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者に対し必要な援助等を行うとされていることから、補助金ではなく、交付金で支出するなど、支出科目の検討が必要であると考えます。
	内部評価	D 決算確認	担当部課評価を支持します。 法5条は国及び地方公共団体の責務として、関係者に対し必要な援助等を行うと明記されていることから、支出は妥当であると考えます。しかしながら、補助金交付要綱第3条の補助対象事業に係る詳細が不透明であることから、決算状況等を見極め補助金額の適正化に努める必要があると考えます。
	外部評価	D 決算確認	担当部課評価を支持します。 法律により求められている市の責務であり、本補助の必要性は認められます。また、高齢者の労働意欲を高めるためにも本補助の有効性は認められますが、補助の詳細が見えにくく、補助額も大きいことから、決算を確認し補助の適正化に努めることを期待します。

総 評

補助額が大きいにもかかわらず、補助の詳細が分かりにくいという意見が出ています。決算状況を確認する、支出科目の整理を行うなどにより、補助事業の明確化が重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	教育総務課	番号
補助金の名称	海老名市指定文化財保存管理等事業補助金		78
補助対象（団体）	海老名市指定文化財管理者（有形文化財14団体、無形文化財1団体）		
根拠法令・補助要綱等	海老名市文化財保護条例	開始年度	昭和50 年度
	海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	指定重要文化財及び指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理又は復旧に多額の経費を要するものについて、適切な保存管理と活用を促進し、文化的向上に資することを目的としている。文化財の保存管理には多額の経費を必要としており、市で文化財として指定した責務を果たし、貴重な文化財を次世代に残すための補助金であり不可欠です。		
対象・内容	<p>対象：海老名市文化財保護条例第3条の規定及び海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱第2条に規定された文化財所有者及び管理者。</p> <p>内容：海老名市文化財保護条例第11条の規定及び海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱第3条に規定する事業内容について、同要綱第4条に規定された範囲で金銭補助を行います。</p> <p>有形文化財（天然記念物含） 管理団体等 14者 件数20件 400千円（1件20千円） 無形文化財 保持団体 1者 件数1件 200千円</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	本補助金は文化財保護条例に基づき、交付しており行政目的を達成するものです。 所有者は指定文化財の適切な管理のために経費を要しており、現状の補助の継続を要します。 なお、条例の文言や要綱の詳細については精査改正を予定しています。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助の目的は、指定文化財の保護であり市民の理解が得られるものです。また、補助額についても近年要綱を見直すなど、市としても指定文化財の保護を適宜支援する姿勢を打ち出せる内容です。 そのため、現状を継続することは適切であることから、担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 指定文化財の適切な保護であり、補助額の見直しも行われていることから、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	H その他	「H その他」（見直し継続）とします。 文化財の保護は、有形無形を問わず重要であり、かけがえのないものです。 そのため、補助が充分か否かを見極める必要があります。そのため、そのニーズを汲み、十分な補助を行うことで市の文化財に対する姿勢、覚悟が示されることを期待します。

総評

外部評価にあるように、文化財保護にこれまで以上に力を入れてほしいとの意見もあります。市民のニーズを踏まえた補助が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	教育総務課	番号
補助金の名称	海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金		79
補助対象(団体)	海老名市はやし保存連絡協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市はやし保存連絡協議会事業補助金交付要綱	開始年度	平成22年度
		終了年度	年度
目的・必要性	<p>伝統ある祭囃子の保存継承活動を通し児童・生徒の健全育成を図ることを目的としています。近年の少子化の影響を受けて、各保存団体の構成員は地区により減少してきており、青少年の健全育成のみならず、次世代の継承者を育成する役割としても必要です。</p>		
対象・内容	<p>対象:海老名市内各地域にある保存会17団体からなる海老名市はやし保存連絡協議会の会長(要綱第2条関係)</p> <p>内容:協議会が当該年度に実施する青少年育成事業に係る経費について補助を行います。(各地区はやし保存会での青少年の稽古などにかかる活動費、新春はやし叩き初め大会の開催など)</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	<p>現在の要綱は、青少年の健全育成を目的としており、子どもたちが熱心に囃子の稽古に取組み、発表の場があることでその目的は達成しています。市との共催で実施している叩き初め大会の財源にもなっており、各団体からの会費だけでは賅えないことから、現状の補助を継続します。</p> <p>ただし、囃子そのものは伝統的な民俗芸能であり、地域固有の歴史文化遺産であることから、将来的には市の文化財として指定することも検討します。</p>
	企画財政課	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>「はやし」は海老名市の伝統的な無形文化であり、市が行政として保存の一助を担うべきものです。また、補助金額も近隣市の類似補助に比べて妥当なものであることから、現状継続とした担当部課評価を支持します。</p>
	内部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>祭囃子は地域固有の伝統文化であり、継承活動は行政として支援する必要があることから、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。</p>
	外部評価	G 現状継続	<p>担当部課評価を支持します。</p> <p>伝統的な無形文化の保全は不可欠であり、補助の必要性が認められます。また、補助額についても、1件あたりに必要な金額が明示されていることから、引き続き補助を行うべきです。</p>

総 評

現状継続が妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	教育支援課	番号
補助金の名称	海老名市中学校体育連盟事業補助金		80
補助対象(団体)	海老名市中学校体育連盟		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市補助金等の交付に関する規則	開始年度	平成10年度
	海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	生徒の健全育成及び体育実技の向上を図るため、海老名市中学校体育連盟が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付します。		
対象・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者:海老名市中学校体育連盟会の会長 ・補助の対象:海老名市中学校体育連盟が当該年度に実施する市内競技大会 		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	引き続き、生徒の健全育成及び体育実技の向上を図るため、海老名市中学校体育連盟が行う事業に要する経費に対する支出は継続したいと考えます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 体育実技の向上を支援するという補助目的は必要性が認められます。また、補助額についても適宜見直しが行われていることから、担当部課の現状継続とする判断を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 中学校体育連盟が行う体育実技に対する支援は、生徒の健全な育成及び体育実技の向上を図るため必要な事業であることから、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 生徒の健康や体育実技の向上は重要な目的であり、市の補助の必要性が認められます。

総 評

現状を継続しつつ、市民のニーズに沿い適宜見直しを行うことが妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	教育支援課	番号
補助金の名称	海老名市学校図書館協議会事業補助金		81
補助対象(団体)	海老名市学校図書館協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市補助金等の交付に関する規則	開始年度	平成10 年度
	海老名市学校図書館協議会事業補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	海老名市立小中学校の学校図書館を通しての児童・生徒の読書力の向上及び作文力、思考力の増進を図るため、海老名市学校図書館協議会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付します。		
対象・内容	補助対象者:海老名市学校図書館協議会の会長 補助の対象:海老名市学校図書館協議会が当該年度に実施する研究・研修活動、読書感想文・感想画の指導、コンクールの実施、読書感想文集の発行等の事業に係る経費		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	引き続き、児童・生徒の読書力の向上及び作文力、思考力の増進を図るため、海老名市学校図書館協議会が行う事業に要する経費に対する支出は継続したいと考えます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 図書館を通じた教育は効果的であり、中央図書館の話題性とも相まって海老名市の特徴に沿った補助であると考えられます。 したがって、現状継続とした担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 図書館協議会が行う事業は、児童・生徒の教育には効果的な事業であり、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 図書、読書を通じた教育は重要であり、補助に妥当性が認められます。

総 評

補助の効果も認められており、今後も同様の補助が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	学び支援課	番号
補助金の名称	海老名市青少年指導員連絡協議会事業補助金		82
補助対象(団体)	海老名市青少年指導員連絡協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市青少年指導員連絡協議会事業補助金交付要綱	開始年度	平成22年度
		終了年度	年度
目的・必要性	児童・生徒の健全育成		
対象・内容	<p>海老名市青少年指導員連絡協議会が実施する青少年健全育成事業に要する補助 ・親子ナイトウォークラリー、オアシスあいさつ運動、各種工作指導、広報活動等</p> <p>別途指導員報酬:34,500円/年</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	B 支出科目 精査	<p>青少年指導員は市の非常勤特別職として委嘱しています。 青少年の健全育成として必要な活動であるため、縮小は難しいものの一部事業を委託へ精査することは可能と考えます。 また、平成29年度の増はジュニアリーダーズクラブ育成事業費20万円の新規事業追加分であり、従来事業の見直しは継続しています。</p>
	企画財政課	H その他	<p>担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 本補助は目的は必要ですが、過去には委託事業として行っていた過去があり、支出科目の見直しは可能です。 また、近年補助額の増減が続いているため、今後も引き続き補助の要否を精査する必要があることから、支出科目精査と併せて補助額及び補助対象の見直しが必要です。</p>
	内部評価	H その他	<p>企画財政課評価を支持します。 青少年の健全育成活動に対する補助は必要ですが、補助事業の要否を引き続き精査し、補助対象事業、補助額及び支出科目等のさらなる見直しが必要と考えます。</p>
	外部評価	H その他	<p>企画財政課評価を支持します。 本来は市が行うべき事業のように思いますが、継続して補助していく必要は認められると思います。 計画通りに支給をしなければ相手の活動に直接的な影響が生じることから、補助の目的や金額を明確にしながら継続して欲しいと思います。</p>

総 評

補助とするか委託とするかや補助額など、見直しつつ継続することが求められています。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	学び支援課	番号
補助金の名称	海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金		83
補助対象(団体)	児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出を市に行った学童保育事業者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金交付要綱	開始年度	昭和55 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子ども達に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業		
対象・内容	<p>民設民営で行う学童保育事業に係る施設維持管理・指導員・教材・保険料等の経費の一部を支援します。</p> <p>参考:学童保育の市条例設置に伴い、即時対応が難しいと思われる面積基準(1.65㎡/人)や規模基準(1団体40名)について、3年間の猶予期間を設け基準適合に向け取組みをお願いしている状況です。団体数の増は、新たな施設を確保するなど施設を分割して基準適合へ対応している結果です。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	子ども・子育て支援法施行に伴い各町村で学童保育の設備及び運営基準を定める条例設置が義務づけられ本市においても平成27年4月1日に条例を施行しました。これまで民設民営で運営をしていた学童事業所に対し一定の保育環境確保を求めることとなったことから、最低基準を超えた環境確保のため市としても支援を行いません。今後も国が示す補助基準額を目指し、市の補助基準を見直していきます。
	企画財政課	D 決算確認	担当部課評価を「D 決算確認」に修正します。 両親が共に働いている家庭が増えている現代においては、保育所のニーズが高まることと同じように、学童保育へのニーズが高まることは必然です。そのため、学童保育に対し市としても経済的な援助を行うことは不可欠です。 しかし、近年補助額が増加しているため、繰越金等がないかなど、適切な範囲で補助を行うことが必要です。
	内部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 保護者が就労により昼間家庭にいない児童が増加している現状において、学童保育へのニーズは高まっており、施設の環境確保を図るため市としての支援は必要であると考えます。 しかし、現状を継続するのみならず、補助金の実績報告等を精査するとともに決算確認により補助額の見直しを行うべきです。
	外部評価	D 決算確認	企画財政課評価を支持します。 夫婦共働き世帯の増加など、社会状況により学童保育のニーズが高まっていることは否定できませんが、学童を利用している子どもと利用していない子どもで受けられる教育に差が出る、また子どもが派閥に分かれるなど、弊害も懸念されます。 学校という存在を軸にした放課後の過ごし方改革に期待しますが、補助額の大きさからまずは決算確認は不可欠だと思われます。

総 評

補助の必要性は認められますが、金額が大きいので決算の精査は不可欠です。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	学び支援課	番号
補助金の名称	海老名市スカウト連絡協議会事業補助金		84
補助対象(団体)	海老名市スカウト連絡協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市スカウト連絡協議会事業補助金交付要綱	開始年度	平成22年度
		終了年度	年度
目的・必要性	児童・生徒の健全育成		
対象・内容	海老名市スカウト連絡協議会が当該年度に実施する青少年育成事業に係る経費		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	スカウト連の実施する野外活動に当該補助金を見込んでいることから、子ども達の健全育成を支援する側面から現状維持としたいと考えます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 スカウト活動は青少年育成における選択肢の多様性に貢献しており、野外活動に充てられる補助を打ち切ることは市民感情に反するものと考えます。 したがって、現状継続とした担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 スカウト活動の行う野外活動は子ども達の健全育成に貢献していることから、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 夏のキャンプは、自然とのかかわりなど児童にとってかけがえのない思い出や経験となっており、引き続き行うべき事業であると考えられます。しかし、施設利用費等費用がかかる一方で、会員の年会費だけでは賄うことは困難です。 そのため、市からの補助は不可欠であり、現状継続が望まれます。

総 評

本補助は目的に沿った補助であり、現状継続が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	学び支援課	番号
補助金の名称	海老名市子ども育成事業補助金		85
補助対象(団体)	単位子ども会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市子ども育成事業補助金交付要綱	開始年度	平成24 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	児童・生徒の健全育成		
対象・内容	単位子ども会に登録する子ども達の育成等事業に係る経費		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	地域の保護者が子ども達の健全育成を図るため地域ごと任意で組織されている団体です。 年齢を超え異年齢の子ども達の地域交流の場として有意義な活動と認識しています。 地域の子どもは地域で育てる事業スタンスに立って、現状維持としたいと考えます。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 子どもを地域で育てるスタンスのもと、十分な財源を持たない子ども会に対する運営費補助は不可欠です。近隣市と比較して、1団体あたりの補助金額の差も大きくはないことから、現状継続とした担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 地域の保護者が任意で組織する子ども会は、子育てだけではなく自治会との連携など地域交流に有意義な活動の場であり、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 近年は、学童における活動が拡大しており、その反面子ども会の活動が縮小されている。しかし、依然として子ども会の事業によりかけがえのない経験を得ている児童も多いことから、引き続きの補助を期待します。

総 評

子どもを地域で育てることの重要性は支持されています。そのため、現状継続が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	学び支援課	番号		
補助金の名称	海老名市青少年健全育成連絡協議会事業補助金		86		
補助対象(団体)	中学校区青健連(6団体)				
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市青少年健全育成連絡協議会事業補助金交付要綱		開始年度	平成22	年度
			終了年度		年度
目的・必要性	児童・生徒の健全育成				
対象・内容	当該団体が実施する事業のうち、児童・生徒が参加する事業、パトロール活動、あいさつ運動等に係るもの。				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	市内各中学校区において自治会や民生委員、PTA、補導員、青少年指導員、スポーツ推進員、子ども会など、子ども達に係わる団体の代表者等で組織されている地域の任意の団体です。青少年に係わる安全対策、パトロール、地域の特色に応じた民芸体験や体験学習など地域の子どもは地域で守る・育てる・支援する事業スタンスに立って、現状維持としたいと考えます。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 児童教育において、学校外の活動を支える青少年健全育成連絡協議会の事業の貢献度は大きいものがあります。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 学校外の活動を支える地域の子供達に係るの任意の団体の活動は行政ではできない活動であり、これまでの貢献度も大きいことから、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 下校時の交通安全など、特に小学生向けの事業を多く行っており、不可欠な事業です。そのため、事業を行うにあたり十分な補助が必要であることから、現状継続が妥当であると考えます。		

総 評

児童生徒も含め、地域に貢献している事業です。そのため、現状継続が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	教育部	学び支援課	番号
補助金の名称	海老名市PTA連絡協議会事業補助金		87
補助対象(団体)	海老名市PTA連絡協議会		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市PTA連絡協議会事業補助金交付要綱	開始年度	平成22年度
		終了年度	年度
目的・必要性	児童・生徒の健全育成及びPTA資質向上を図る		
対象・内容	PTA活動の向上に寄与する知識やノウハウを得るための研修や会議 子ども達を地域で守る「子ども110番」事業の展開など、健全育成に繋がる活動		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	各小中学校の保護者で組織されるPTAの会長(19校)で組織される協議会です。他校PTA活動の情報交換の場、PTA会長としての資質向上を図る場として研修等含め重要な場であると考えています。今後も現状継続としていきたい考えです。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。PTA活動は、小中学校とともに児童の教育環境の向上を実現する組織です。一方で、PTAの活動原資がないことから、市が経済的な支援として補助金を交付することは必要であると考えます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。児童・生徒の校内及び校外におけるPTAの活動は重要であります。また、市内19校のPTA会長が協議会活動を通し情報共有、資質向上を図ることは必要でありと考えることから、担当部課評価及び企画財政課評価を支持します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。補助の内容や対象に不明残さが残るため、さらに対象を絞り明確にすることも必要ですが、子ども110番のプレートなど子どものために必要な事業であることから、引き続きの補助を期待します。

総 評

子どもの健全な育成に繋がるとして、PTA活動に対する補助には継続が期待されています。しかし、補助の対象や内容の不明残さを懸念する意見もあるため、より市民の理解を得るために改善することが考えられます。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	海老名市環境保全対策支援事業補助金		88
補助対象(団体)	環境保全対策を推進するための設備を設置し、又は低公害車を購入・リースする市民等		
根拠法令・補助要綱等	海老名市環境保全対策支援事業補助金交付要綱	開始年度	平成12年度
		終了年度	年度
目的・必要性	地球温暖化対策として、環境配慮施設(省エネルギー施設、再生可能エネルギー活用施設等)について、補助金による導入支援を図ります。		
対象・内容	<p>市内の自己が居住する建物または居住するために建設する建物(設備設置済みの建売住宅を含む)に対象設備を設置またはリース</p> <p>もしくは、市内に事業所を有する法人または個人が当該事業所に対象設備を設置またはリース</p> <p>①太陽光発電施設 発電能力1キロワットにつき20,000円(上限200,000円)</p> <p>②定置用リチウムイオン蓄電池 1施設につき50,000円</p> <p>③エネファーム 1施設につき60,000円</p> <p>④電気自動車 1台につき150,000円</p> <p>⑤急速充電可能ハイブリッド自動車 1台につき50,000円</p> <p>⑥燃料電池自動車 1台につき400,000円</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	省エネ及び温室効果ガス排出削減の更なる促進のため、また、太陽光発電施設の設置は、市長のマニフェストにも掲載があるため、引き続き補助金による省エネ・再生可能エネルギー活用施設の導入支援に努めることが必要であると考えます。 また、補助メニュー等については、3年間変更していないため(平成27~29年度を低公害車に重点をおいた施策を展開するために同一メニューとしていた。)、今後精査を行います。 本制度の啓発にあたっては、環境に係るイベントや講座等の場も活用し周知を図ります。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 各メニューについて、需要を見極め、メニューの見直しが必要であると考えます。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 市民が行う環境配慮への取り組みを効果的に支援するうえでも、市民ニーズに沿った補助メニューの精査が必要と考えます。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 補助対象の中には、ある程度資金がないと整備できないため補助に不公平感があるものや、市民の環境意識を逆に低下させかねないものが見受けられます。 そのため、市民ニーズに沿った補助メニューの見直しが必要です。

総 評

補助対象とされているものの中に、市民ニーズに沿っていないものがあり、市民感情に沿わない補助制度は、制度目的とは裏腹に市民の環境意識を低下させてしまいます。市民の理解が得られるよう、メニューの見直し等の対策が求められます。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	海老名市河川環境保全団体補助金		89
補助対象(団体)	河川美化に取り組む市民団体		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市河川をきれいする条例	開始年度	平成16年度
	海老名市河川環境保全団体補助金交付要綱	終了年度	年度
目的・必要性	環境活動団体の育成、支援を目的とします。 河川美化活動は、行政だけではなく環境団体(地域住民)の自発的な活動も必要不可欠であり、それに対する初期支援が必要となるからです。		
対象・内容	<p>【補助対象事業】 河川環境の改善及び保全を目的とする活動のうち、次に掲げるもの。ただし、定期的な清掃及び美化活動を除きます。 (1) 河川環境の維持・向上に資する活動、(2) 河川・自然環境との調和及び共生に資する活動、(3) 河川の親水化に関する活動、(4) 水源涵養に資する森林等の保全・維持活動、(5) その他市長が必要と認める活動</p> <p>【補助内容】 補助金の額は、1団体につき年額50,000円以内とし、当該年度に措置された海老名市の本事業に係る予算額内において交付します。ただし、当該補助金の交付に係る事業は3年を限度とします。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	河川美化活動は、行政だけではなく環境団体(地域住民)の自発的な活動も必要不可欠であり、それに対する初期支援が必要です。 本制度は、「きれいなまちづくり事業奨励金」(資源対策課)との住み分けができており、「水源環境保全・再生市民事業支援補助金」(神奈川県)とも併用可能であることから、市民による河川環境保全を推進すべく、制度継続が必要と考えます。 一方で、事業周知が十分とは言えないため、継続にあたっては、より効果的な事業周知を行います。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を「F 終期設定」に修正します。 平成25年度以降、申請がない状況から、廃止の方向で検討する必要があると考えます。
	内部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 環境活動団体の初期における支援が必要であることは認めますが、実績が伴わない状況では廃止の方向での検討が妥当と考えます。
	外部評価	F 終期設定	企画財政課評価を支持します。 ここ数年実績がないことから、必要性が低い補助であると思います。 今後、補助の必要性が生じた際に新たな補助制度を設定すれば足りるものと考えます。

総 評

補助実績がないことから、本補助は廃止すべきという意見が多いです。廃止する、あるいは抜本的な改正を加えるなど、市民に利用される補助制度が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	自然緑地保全区域奨励事業		90
補助対象(団体)	保全すべき土地の所有者又は管理者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市環境保全条例	開始年度	昭和50 年度
	海老名市環境保全条例施行規則	終了年度	年度
目的・必要性	自然環境の保全のため必要と認められる土地(樹林地)を自然緑地保全区域として指定し、当該区域における樹木等の剪定等に要する費用の一部として奨励金を助成することで、樹林等の適正な維持管理を支援することにより、市内の自然環境及び市民の生活環境の保全を推進するものです。		
対象・内容	<p>【対象】 面積が500平方メートル以上の区域であり、かつ区域内の樹木が健全であるもの</p> <p>【内容】 固定資産税・都市計画税相当額＋区域面積100㎡ごとに1,000円</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	樹林地の適正な維持管理には所有者等に相当の負担がかかる中で、その負担を軽減するだけでなく、都市開発の圧力が依然強い当市の貴重な緑の保全に資する重要な施策であると考え、現状維持とします。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 市街化区域の方が、小さい面積でも使用用途が大きいので、緑地保存を推進するため、市街化区域の面積要件の緩和や補助金額の差をつけるようことを検討すべきと考えます。さらに、自然緑地保全区域の解除にあたっては、何らかの制約を設けられないか、検討すべきと考えます。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 市街化区域における指定要件の緩和や補助内容の見直し等による、更なる促進策の検討が必要であると考えます。
	外部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。 緑地の保全は重要ですが、近年の市街地開発を受け、緑地保全の方法や対象を見直しながら補助を進めることを期待します。

総 評

補助の継続にあたり、指定要件の緩和や補助対象を見直しながら、さらに効果的な補助を行うことが期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	自然緑地保存樹木等奨励事業		91
補助対象(団体)	保存すべき樹木等の所有者又は管理者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市環境保全条例	開始年度	昭和50 年度
	海老名市環境保全条例施行規則	終了年度	年度
目的・必要性	自然環境の保全のため必要と認められる樹木等を自然緑地保存樹木等として指定し、当該樹木等の剪定等に要する費用の一部として奨励金を助成することで、樹木等の適正な維持管理を支援することにより、市内の自然環境の保全を推進します。		
対象・内容	<p>【対象】 次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもの ①地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある樹木 ②株立ちした樹木で、高さが3m以上あるもの ③地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木10本以上を含む並木(樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるもの)</p> <p>【内容】 ①②1本あたり4,000円 ③1本あたり1,000円</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	樹木等の適正な維持管理には所有者等に相当の負担がかかる中で、その負担を軽減するだけでなく、都市開発の圧力が依然強い当市の貴重な緑の保全に資する重要な施策であると考えため、現状維持とします。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。
	内部評価	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 指定した樹木等による事故等への対応についても支援制度の一環として検討する必要があると考えます。
外部評価	H その他	内部評価を支持します。 本補助は昔からある制度にもかかわらず、補助額が少なく、にもかかわらず保存樹木に指定されると伐採することができず、落雷の危険に晒されるなど、不都合が多いように思います。 環境保全、緑の保全は不可欠である以上、補助スキームの見直しが必要です。	

総 評

保存樹木の指定自体は必要性が認められていますが、指定した際のデメリットを解消できれば、さらに良い補助になると考えられます。樹木が伐採できないことや倒木のリスクなど、市民目線で考えることが求められています。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	生垣設置奨励事業		92
補助対象(団体)	市内住宅用地を所有若しくは管理しており、当該住宅用地に生垣設置を行うもの		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市生垣設置等奨励金交付要綱	開始年度	昭和57 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	市内に新たな生垣の設置を行う者に、予算の範囲内で奨励金を交付することで、快適な緑の街づくり推進に資するとともに、併せて災害の防止を図り、もって市民の良好な生活環境に寄与します。		
対象・内容	<p>【対象】 高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹、丸太等を補助材料に用いた垣根であって、次に掲げる要件を満たしたものの。 (1) 樹木の高さは、90cm以上であること。(2) 樹木本数は、1mにつき2本以上であること。(3) 樹木の種類は、市長が推奨するもので、他の樹木に悪影響を与えないものであること。ただし、イブキ類、ハイビヤクシン類を除く。(4) 生垣を構成している土台の高さは、宅地面から65センチm以下であること。等</p> <p>【内容】 1mにつき7,000円(ただし、当該年度中同一敷地における最高限度額は140,000円とする。)</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	昨今の戸建住宅の敷地面積については、100㎡前後と狭小化しており、新たな生垣設置が困難な住宅状況となっています。このため、平成25年度に1mあたりの金額を5000円から7000円に引き上げる措置を講じたものの、過去3年の生垣設置補助申請件数については低調な推移を続けており、新たな生垣設置の推進は時代のニーズと乖離してきていると判断できます。よって、本補助事業は今年度をもって廃止することとします。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。
	内部評価	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 緑化推進によるまちなみ景観の向上と地震時のブロック塀などの倒壊による災害の発生を防止するという観点から、補助内容の見直しによる事業継続が必要と考えます。
外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 生垣の効用は重要であり奨励し普及拡大することが望ましいですが、昨今の住宅事情(小規模化、洋風化)では生垣が馴染まないように思います。 生垣を普及拡大するのであれば、公共施設一体に生垣を設置するなど、市が主導で行わざるを得ないように思います。	

総 評

防犯の観点から生垣の必要性を認める意見もありますが、市民が個々人で生垣を設置することに限界があるとの意見もあります。生垣の必要性を整理したうえで、終期設定を含めた検討が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	保存生垣奨励事業		93
補助対象(団体)	市内住宅用地を所有若しくは管理する、当該住宅用地の保存生垣の所有者若しくは管理者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市生垣設置等奨励金交付要綱	開始年度	昭和57年度
		終了年度	平成35年度
目的・必要性	良好に管理された既存の生垣(保存生垣)の所有者等に、予算の範囲内で奨励金を交付することで、地域の緑の保全に資するとともに、併せて災害の防止を図り、もって市民の良好な生活環境に寄与します。		
対象・内容	<p>【対象】 高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹、丸太等を補助材料に用いた垣根であって、次に掲げる要件を満たしたものの。 (1) 樹木の高さは、90cm以上であること。(2) 樹木本数は、1mにつき2本以上であること。(3) 樹木の種類は、市長が推奨するもので、他の樹木に悪影響を与えないものであること。ただし、イブキ類、ハイビヤクシン類を除く。(4) 生垣を構成している土台の高さは、宅地面から65センチメートル以下であること。等</p> <p>【内容】 1mにつき400円(補助期間は最大10年間)</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	平成26年度以降新規受付を廃止しているため、平成35年度をもって制度廃止します。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。
	内部評価	H その他	担当部課評価を「H その他」(見直し継続)に修正します。 緑化推進によるまちなみ景観の向上と地震時のブロック塀などの倒壊による災害の発生を防止するという観点から、補助内容の見直しによる事業継続が必要と考えます。
外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 新規設置と同様、生垣の普及拡大は市が主導で行わざるを得ないと考えます。そのため、本補助も終期を設定することが妥当であると考えます。	

総 評

新設設置と同様、生垣の必要性を整理し、終期設定を含めた検討が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	海老名市市の花さつき普及活動補助金		94
補助対象(団体)	海老名市さつき研究会(会長 飯田英榮 会員32名)		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市市の花さつき普及活動補助金交付要綱	開始年度	平成24 年度
		終了年度	年度
目的・必要性	昭和47年11月制定の市の花「さつき」の普及啓発のため、さつき展示会等の事業を実施する要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することで、市の花「さつき」の普及啓発に寄与します。		
対象・内容	<p>【対象】 ①さつき展示会(5月)②秋季さつき展示会(10月)③さつき栽培技術指導・相談(市民祭り等各種イベントに出店しPRの実施)④栽培技術指導研修⑤さつき苗購入(市民配布用)</p> <p>【内容】 134,000円を限度として、予算の範囲内において補助金を交付します。</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	市の花「さつき」の普及促進を確実に遂行するにあたり、本補助金は重要な役割を担っていると考えます。今後も市民へのさつきのさらなる普及を推進するため、現状維持と判断します。
	企画財政課	B 支出科目精査	担当部課評価を「B 支出科目精査」に修正します。 市の花の普及啓発は、市が主体的に取り組む事業として、補助事業から委託事業への見直しが必要です。
	内部評価	B 支出科目精査	企画財政課評価を支持します。
外部評価	B 支出科目精査	企画財政課評価を支持します。 市の花を普及する以上、市が主体的に行うべき事業です。	

総 評

市が主体的に取り組むとして委託事業とするか、引き続き補助とするか、整理が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	海老名市地域緑化事業補助金		95
補助対象(団体)	市内で活動を行っている自治会、企業、有志等で構成された5名以上の団体		
根拠法令・補助要綱等	海老名市地域緑化事業補助金交付要綱	開始年度	平成24年度
	海老名市補助金等の交付に関する規則	終了年度	年度
目的・必要性	市内における地域緑化活動団体に対し、補助金を交付することにより、その育成支援をはかり、地域緑化の推進を図ることを目的とします。		
対象・内容	<p>【対象】</p> <p>(1) 緑地等整備事業 市等から提供された公共の用地を新たに5平方メートル以上の緑地又は花壇として造成し、整備する事業であって、補助対象経費が20,000円以上のもの</p> <p>(2) 緑地等管理事業 5平方メートル以上の既存の緑地若しくは花壇への草花の植付け若しくは低木の植樹又は当該緑地等を管理する事業であって、補助対象経費が21,000円以上のもの</p> <p>【内容】</p> <p>地域の緑化事業を行う団体が実施する緑地等整備事業及び緑地等管理事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付します。</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	本補助金については、緑化啓発の推進という機能を十分に果たしていることから、今後も市民の緑地保護・育成に関する意識を醸成するため、現状を継続します。
	企画財政課	H その他	担当部課評価を「H その他」(事業統合)に修正します。「道路里親制度」と類似する事業であり、作業場所が道路植栽帯と公共の用地の違いがあるものの、対象団体も対象団体は、自治会など5名以上の団体としている点も同様です。事務の効率化の面からも、事業統合とします。
	内部評価	H その他	企画財政課評価を支持します。事業統合により、対象団体がより活用しやすい事業となるよう検討する必要があります。
外部評価	H その他	「H その他」(見直し継続)と判断します。企画財政課評価にある「道路里親制度」とは補助対象が異なり、単純に事業を統合することには困難が伴うように思われます。しかし、事業を委託することに比べ事業費がかからないこと、そして何より市民の緑化に対する思いを削がないような補助に見直されることを期待します。	

総 評

市民の緑地に対する思いを育むことができるよう、補助を統合するなど市民が利用しやすいような補助が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	環境みどり課	番号
補助金の名称	海老名市スズメバチ類の巣の除去処理費助成金交付制度		96
補助対象(団体)	市内に土地若しくは家屋を所有し、又は居住している個人(マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に規定するマンションをいう。)においては管理者等(同条第4号に規定する管理者等をいう。)を含む。)		
根拠法令・補助要綱等	海老名市スズメバチ類の巣の除去処理費助成金交付要綱	開始年度	平成23年度
		終了年度	年度
目的・必要性	平成26年度から平成28年度までの実績はそれぞれ71件、84件、70件となっており、平均75件の申請があります。 スズメバチの活動期間はおよそ6月から11月までで、この期間においては毎月13回程度の申し込みがされている計算になるため、継続して市民に必要とされています。 スズメバチに刺されると人命に関わることから、当課としても引き続き助成金を交付していくことで、市民の安全を確保していきます。		
対象・内容	次の条件に該当するものが対象になります。 ① 市内に土地若しくは家屋を所有又は居住している個人(マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に規定するマンションをいう。)においては管理者等(同条第4号に規定する管理者等をいう。)を含む。) ② ①に該当したものが、海老名市に登録している除去処理業者に依頼をすること。 ③ ①の依頼により、②の業者が、助成対象者の所有又は居住する市内の土地又は家屋に営巣しているスズメバチ類の巣を除去すること。		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	地球温暖化、宅地の増加等に伴い、市民がスズメバチの被害に遭う恐れが高まってきているが、スズメバチに刺されるとショック反応等により重篤な症状になりかねません。 スズメバチが営巣する場所は特徴があり、同じ場所に繰り返し営巣され、巣の除去費用への負担が深刻になることも想定されるため、市民が安全な生活を確保できるよう、現状を維持します。
	企画財政課	B 支出科目精査	担当部課評価を「B 支出科目精査」に修正します。 スズメバチ類による市民への危害を防止し、市民生活の安全を確保することは、市の責務と考えます。このことから、補助事業ではなく、委託事業にするなど、手法の検討が必要です。
	内部評価	B 支出科目精査	企画財政課評価を支持します。 スズメバチの営巣場所は様々であり、市の責務としての対応が望ましいことから、委託事業への移行が求められます。
	外部評価	B 支出科目精査	企画財政課評価を支持します。 スズメバチ類からの危害を防ぐことは市の責務であると思われます。そのため、市の事業として委託事業化が適切だと思えます。

総 評

市の責務として行うべきか、事業の主体を整理する必要があります。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	ふれあい農業開設奨励金		97
補助対象(団体)	団体または個人		
根拠法令・補助要綱等	海老名市ふれあい農業開設奨励金交付要綱	開始年度	平成10年度
		終了年度	年度
目的・必要性	野菜の掘り取りや果樹のもぎ取りなど市民へ農業体験の機会を提供することで、農業に対する理解の増進を図ります。		
対象・内容	(対象者) ①青空市出店者会 ②営農組合、生産者団体 ③いちご摘み農園開設者	(補助内容) 開設費、宣伝費、消耗品費、役務費 開設費 開設費、役務費	
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	市民が農作物や生産者と直接触れ合うことで、農業への理解や親しみを醸成し生産者の意欲向上にも資する機会であるため、現状を継続したいです。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 農業施策は国を挙げてのものであり、海老名市においても市民の農業に対する理解を深めることは重要です。 収穫体験は、市民が直接「農」とふれあう場であり、収穫されたものは市場価格に比して廉価で販売されています。また、生産者にとっては生産意欲に繋がる取組みと思われます。しかしながら、体験イベントの運営にあたっては農家に通常の農業以外の準備等の負担がかかっていることから、売上、あるいは報酬に代わる部分として、市が補助を行うことは正当な目的があります。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 農産物のもぎ取りは、毎年、参加者の多い人気のある事業です。補助内容にもありませんが宣伝費については、シティプロモーション課と連携し、効果的なPRに努めてほしいです。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は何を最大の目的としているのかが不明確であり、他県における類似事業に比べると事業の内容や規模も見劣りします。 市が朝市の場を設定するなど事業の進め方をひと工夫しながら、国策でもある農業への補助を続けていただきたいと思います。

総 評
国策でもあり、市民にも人気があることから、現状継続が妥当だと考えられます。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	農用地営農等事業交付金		98
補助対象(団体)	農業者等(個人又は団体)		
根拠法令・補助要綱等	海老名市農用地営農等事業交付金交付要綱 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	開始年度 終了年度	平成22 年度 年度
目的・必要性	農用地区域に指定されている土地等に対し支援することで農業者等の営農環境の整備及び農用地区域の効率的利用を進め、農用地区域の拡大、維持及び保全を図ります。		
対象・内容	<p>補助対象:</p> <p>①農用地における営農(農用地営農事業)</p> <p>②農用地における畜産施設の整備又は修繕(農用地内農業用生産施設整備事業) ※H27年度から施設園芸推進事業補助金へ移行</p> <p>③農用地利用集積計画に基づく農用地利用集積事業(農用地利用集積事業)</p> <p>④農用地区域の新規指定(農用地保全推進事業)</p> <p>補助内容:各種事業に要する費用に対して交付金を交付</p>		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	都市農業の担い手確保、耕作継続による農地保全のために必要な支援であるため、現状継続とします。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 農用地区域の農地を生産力の高い土地として維持することは、市内の限りある土地の有効活用という観点から重要な施策です。海老名市は、近隣に比べ農用地の割合が低く、農地を守ることも市の責務です。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 農地は、市の魅力のひとつです。本事業を継続し、引き続き農地の保全に努めてほしいです。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 農業地域振興制度もあり、農業は国、県、市にまたがる施策です。そのため、補助額及び補助件数のいずれも多いことから適宜補助対象や金額の精査は必要ですが、継続した補助が望まれます。

総 評

農地保全は重要であり市の責務だとされているため、現状継続が適切です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	農業振興資金利子補給		99
補助対象(団体)	さがみ農業協同組合		
根拠法令・補助要綱等	海老名市農業振興資金利子補給要綱	開始年度	平成10年度
	かながわ都市農業推進資金利子補給要綱	終了年度	年度
目的・必要性	県から承認を受けた農業者が、事業に必要な資金の融資を受けた資金の利子補給を行うことで、都市農業の推進及び経営の近代化を図ります。		
対象・内容	JAさがみから受けた融資資金(県要綱に基づく承認を受けた資金)を対象とした利子補給 ※利子補給期間最長10年間		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	県内各市町村でも同様の利子補給を実施しており、海老名市内に多い小規模農家が営農のための資金調達が円滑に行えることで農業経営の安定や継続につながるため、現状を継続します。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 小規模農家の経営支援に繋がる本補助の目的は正当です。また、国、県の補助もあり、箱根町を除く県内全市町村も同様の補助を行っていることから、海老名市が本補助を行わないことは、市の農業に対する姿勢を問われかねません。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 ただ、実績が低いことから、補助団体との工夫も必要と考えます。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 県内の他市町村も同様の補助を行っており、国や県とともに補助していることから、市としてもやめられない補助であると考えます。

総 評

現状の継続が期待されています。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	農産物生産流通出荷対策等事業補助金		100
補助対象(団体)	3人以上の農業経営者で組織されている団体		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市農産物生産流通出荷対策等事業補助金交付要綱	開始年度	平成11年度
		終了年度	年度
目的・必要性	農産物の生産流通等にかかる施設等の整備や環境に配慮した農業の推進に係る費用に対し補助を行うことにより、農業経営の合理化及び生産技術の高度化を図ります。		
対象・内容	次の①～④の費用に対する補助 ①農産物の生産体制整備にかかる費用(病虫害防除、収穫機械購入、ハウス等の施設整備等) ②流通・出荷体制整備にかかる費用(施設設置、集出荷容器(コンテナ等)購入等) ③環境保全型農業(有機農法等)にかかる費用 ④有害鳥獣の防除にかかる費用		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	農産物の合理的な生産や流通(集出荷)、農業の安定的な継続や発展、環境に配慮した農業手法の推進に必要な支援であるため、現状を継続します。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、農業を営むにあたり法定義務とされている有害生物の除去など、公益の保護に資する義務への補助も含まれています。そうであるにもかかわらず、国や県の補助がなく、農家の負担となるため、市にとっては必要な補助であると考えます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、市内農業経営者の経営の合理化及び生産技術の高度化を図るために必要な支援であることから、現状継続とします。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 農業における出荷の合理化は必要ですが、農業に対する補助はその見返りが一般市民に感じられない部分があります。補助による効果を見えるように工夫して、補助の継続を行ってほしいです。

総 評

本補助についてはいずれの意見においても継続が妥当とされていますが、他の農政関係と同様農業に対する補助の効果が市民に還元されるよう工夫をしながらの継続が必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	農産物生産流通出荷対策等事業補助金(畜産関係)		101
補助対象(団体)	3人以上の農業経営者で組織されている団体		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市農産物生産流通出荷対策等事業補助金交付要綱	開始年度	平成11年度
		終了年度	年度
目的・必要性	農産物の生産流通等にかかる施設等の整備や環境に配慮した農業の推進に係る費用に対し補助を行うことにより、農業経営の合理化及び生産技術の高度化を図ります。		
対象・内容	次の①②の費用に対する補助 ①農産物の生産体制整備にかかる費用(病害虫防除) ②畜産経営安定に係る費用(飼料高騰対策)		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	畜産業の安定的な継続や発展に必要な支援であるため、現状を継続します。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、畜産業を営むにあたり法定義務とされている有害生物の除去など、公益の保護に資する義務への補助も含まれています。そうであるにもかかわらず、国や県の補助がなく、農家の負担となるため、市にとっては必要な補助であると考えます。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、市内畜産農業経営者の経営の合理化及び生産技術の高度化を図るために必要な支援であることから、現状継続とします。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 畜産関係についても、生産流通出荷対策がどのように一般市民に還元されるか、が不明確です。漠然とはありますが、補助の必要性は理解できるので、誰にでも補助の効果が分かるように工夫しながら、補助を継続してほしいです。

総 評

現状を継続しつつ、補助の効果が農家ではない市民にも感じられるよう、補助の明確性や必要性の整理等さらに工夫することが必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	農業経営基盤強化資金利子助成		102
補助対象(団体)	農業経営改善関係資金基本要綱に規定する農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資を受けた者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市農業経営基盤強化資金利子助成要綱	開始年度	平成18 年度
	農業経営改善関係資金基本要綱(国)	終了年度	年度
目的・必要性	農業経営改善関係資金基本要綱に規定する農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資を受けた者に対しその利子補給を行うことにより、農業経営の安定を図ります。		
対象・内容	<p>補助対象: 農業経営改善関係資金基本要綱に基づく農業経営の改善のために借入れた資金(農地の取得、改良、施設・機械等の改良等のための資金)</p> <p>補助内容: 借入資金の利子に対する補助</p>		
検証・ 評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	G 現状継続	県内各市町村でも同様の利子補給を実施しており、海老名市内に多い小規模農家が営農のための資金調達が行えることで農業経営の安定や継続につながるため、現状を継続します。
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 小規模農家を支援する目的は正当であり、海老名市においても箱根町を除く県内全市町村と同様の補助を行う必要はあると考えられます。したがって、現状を継続するとした担当部課評価を支持します。
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 市内農家の経営安定や継続に寄与するものであり、補助効果は高いです。 また、県内全市町村においても同様の補助制度が整備されていることから、その正当性は高いと判断します。
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 補助額が少ないことから、この補助が廃止された際の問題点が果たしてあるのか違和感を覚えます。そのため、本事業における補助の必要性を十分に検討しながら、補助を継続を行うことを期待します。

総 評

本補助の効果につき、行政と市民の認識に若干の差があります。継続の必要性は認められますので、補助の目的や効果を整理しながら、市民の理解を得られることが重要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号		
補助金の名称	農産物地場消費拡大推進事業補助金		103		
補助対象(団体)	地場農産物の直売催し物事業実施団体(各実行委員会等)				
根拠法令・補助要綱等	海老名市農産物地場消費拡大推進事業補助金交付要綱	開始年度	平成16	年度	
		終了年度		年度	
目的・必要性	地場農産物の地場消費及び市内販売拡大に資する直売事業に対し補助を行うことにより、生産者の意欲向上や地産地消推進を図ります。				
対象・内容	地場農産物の直売催し物事業(海老名ふれあい農業まつり、中小ひろば、中新田かかしまつり)に対する補助を行います。				
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント		
	担当部課	G 現状継続	地産地消推進に資する事業への支援であるため、現状を継続します。		
	企画財政課	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、地産地消の推進だけでなく、農業者と市民の交流の場となり、市民の農業への理解を深める良い機会となります。 そのため、現状を継続して実施するとして担当部課評価を支持します。		
	内部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助は、地産地消の大きな目的でもある、「生産者と消費者(市民)が顔の見える関係」の実践の意味からも効果の高い補助事業と判断します。 各種活動が継続的に実施されることを期待します。		
	外部評価	G 現状継続	担当部課評価を支持します。 本補助の対象事業は、農業と市民の交流のきっかけになるなど重要なものですが、他にも似た事業に対して補助しているようにも見受けられます(ふれあい農業開設奨励金)。似た事業をまとめるなど、都度整理をしながら、補助を継続してほしいです。		

総 評

現状を継続しつつ、さらに市民に分かりやすい補助にすべく、似た事業をまとめることも必要です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	経営所得安定対策等推進事業費補助金		104
補助対象(団体)	海老名市農業再生協議会		
根拠法令・補助要綱等	海老名市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱	開始年度	平成24 年度
	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(国・県)	終了年度	年度
目的・必要性	経営所得安定対策等の実施に必要なとなる推進活動のうち、現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成するものです。		
対象・内容	(1)経営所得安定対策等の普及推進活動(説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等) (2)申請書類の作成、配布、回収、整理取りまとめ、受付 (3)対象作物の作付面積・生産数量等の確認事務 (4)農業者情報のシステム入力・集計事務 (5)農業者の水田情報等の収集・整理事務 (6)その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	米生産調整終了見込みのため、終了とします(平成29年度で終了見込みです)。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 対象事業となっている米の生産調整が終了見込みであるため、そのタイミングに合わせての終期設定は妥当であるといえます。 したがって、担当部課評価を支持します。
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 担当部課判断理由のとおり、「米生産調整終了(見込)」に合わせて事業を終了することは、適切であると考えます。
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 米の生産調整が終了するというのであれば、補助の廃止は妥当です。

総 評

終期設定が妥当です。

補助金見直し評価結果

所管部課	経済環境部	農政課	番号
補助金の名称	環境保全型農業直接支援対策事業交付金		105
補助対象(団体)	環境保全型農業に取り組み、生物多様性保全を効果的に実施する農業者		
根拠法令 ・補助要綱等	海老名市環境保全型農業直接支援対策事業交付金交付要綱	開始年度	平成24 年度
	環境保全型農業直接支援対策実施要綱(国・県)	終了年度	年度
目的・必要性	環境保全型農業に取り組み、生物多様性保全を効果的に実施する農業者を支援することにより、環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図ります。		
対象・内容	農業振興地域または生産緑地地区内の農地において実施する、化学肥料等を従来より低減して実施する農業または有機農業 ※現在、国においては別事業へ統合しています。		
検証・評価結果	区分	判断	判断理由その他コメント
	担当部課	F 終期設定	新たな交付基準に適合する事業実施の可能性が低いと見込まれるためです。
	企画財政課	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 国による事業の見直しにより、市内に補助対象者がいなくなったことから、終期を設定し補助の廃止を検討する判断は妥当です。
	内部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 過年度(平成27・28年度)の実績も無く、今後の申請の見込みが無いことから、事業を廃止することは適切と判断します。
	外部評価	F 終期設定	担当部課評価を支持します。 実績もなく、新たな申請がされる見込みも少ない以上、終期設定は妥当です。

総 評

実績もなく、今後申請が行われる見込みがないことから、終期設定が妥当です。



平成 2 9 年度

海老名市行政評価結果報告書

海老名市財務部企画財政課